

社会福祉法人、施設共通

• 経理編 (新会計基準)

社会福祉法人等一般指導監査における指摘基準について

「文書指摘事項」「口頭指導事項」が該当する事例につきましては、平成21年度から「運営の手引き」の「評価事項」欄に明記することとしました。

「文書指摘事項」「口頭指導事項」となる事例の基本的な考え方は次のとおりですので、ご承知おきください。

○共通事項の監査基準

法令等の適合区分	指摘区分	指導形態
福祉関係法令又は福祉関係通達に	文書	福祉関係法令又は福祉関係通達に抵触する場合について原則
抵触する場合		として「文書指摘」とします。ただし、改善中の場合、特別な事
		情により改善が遅延している場合、軽微な違反の場合等に限り、
		口頭指導とすることがあります。
福祉関係法令以外の関係法令又は	□頭	福祉関係法令以外の関係法令又はその他の通達に抵触する場
その他の通達等に抵触する場合		合について原則として「ロ頭指導」とします。ただし、管理運営
		上支障が大きいと認められる場合又は正当な理由なく改善を怠
		っている場合は、文書指摘とします。

○監査基準適用における留意事項

前年度の指導監査において口頭指導とした事項について、翌年度も改善がなされていない場合は、文書指摘とすることがあります。

1	経理規程の整備について	1
2	会計組織の確立について	12
3	予算の状況について	13
4	収入の状況について	16
5	支出の状況について	20
6	契約について	25
7	資産・負債の管理について	26
8	決算について	47
9	事業区分・拠点区分間の資金異動等について	64
10	就労支援・授産事業明細書の取扱いについて	69
1 1	社会福祉充実計画について	72
12	社会福祉法人等以外の保育施設の設置認可基準等	
	の維持について	73

項目	対 応 方 法	根 拠 法 令 等	留 意 事 項	評価事項	
1 経理規程の整備について					
(1)経理規程					
◇経理規程は、「会計基準」「運用上の取	◇社会福祉法人等は、「会計基準」に基づく適正な会計処理のた	◇平成 28 年 3 月 31 日厚生労働省令		◇経理規程が未整備。	文書
扱」「運用指針」等に基づき、作成されて	めに必要な事項について経理規程を定める必要があります。	第 79 号「社会福祉法人会計基準」〈最			
いますか。	◇社会福祉法人等は、「会計基準」に従い会計帳簿、計算書類(貸	終改正:令和3年11月12日〉(以		◇経理規程が「会計基準」「運	口頭
	借対照表及び収支計算書をいう。以下同じ。)、その附属明細書	下「会計基準」という。)		用上の取扱」「運用指針」の	
◇経理規程は、関係通知等を適切に反映し	及び財産目録を作成しなければなりません。	◇平成 28 年 3 月 31 日雇児発 0331 第		内容に沿っていない。	
た内容となっていますか。	◇社会福祉法人等は、「会計基準」の会計原則に従って、計算書	15号、社援発0331第39号、老発0331			
	類及び附属明細書(以下「計算関係書類」という。)並びに財産	第 45 号 「社会福祉法人会計基準の制		◇経理規程に一部不備があ	口頭
◇計算書類及び附属明細書並びに財産目	目録を作成しなければなりません。	定に伴う会計処理等に関する運用上		る。	
録、諸帳簿が「会計基準」、経理規程等に	◇法人が作成する計算関係書類と拠点区分、サービス区分は、貸	の取扱いについて」〈最終改正:令			
基づき作成されていますか。	借対照表の注記に記載する必要があります。	和3年11月12日〉(以下「運用上		◇経理規程に沿った処理を行	文書
	◇「会計基準」の会計原則は次のとおりとなります。	の取扱」という。)		っていない。	
◇計算関係書類は、注記に表示されていま	(1)計算書類は、資金収支及び純資産の増減の状況並びに資産、	◇平成 28 年 3 月 31 日雇児総発 0331			
すか。	負債及び純資産の状態に関する真実な内容を明瞭に表示する	第7号、社援基発0331第2号、障発		◇計算書類及び附属明細書並	文書
	ものでなければなりません。	0331 第 2 号、老総発 0331 第 4 号 「社		びに財産目録、諸帳簿を会計	
	(2)計算書類は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳されて	会福祉法人会計基準の制定に伴う会		基準、経理規程等に基づき作	
	会計帳簿に基づいて作成しなければなりません。	計処理等に関する運用上の留意事項		成していない。	
	(3)会計処理の原則及び手続き並びに財務諸表の表示方法は、	について」〈最終改正:令和3年11			
	毎会計年度これを継続して適用し、みだりに変更することは	月 12 日〉(以下「運用指針」という。)		◇計算関係書類を注記に表示	文書
	できません。	◇「会計基準」第1条、第2条、第		していない。	
	(4) 重要性の乏しいものについては、会計処理の原則及び手続	10 条、第 30 条~第 34 条			
	並びに計算書類の表示方法の適用に際して、本来の厳密な方	◇「運用指針」1 (4) 、2 (3) 、5			
	法によらず、他の簡便な方法によることができます。	(3) 、7、別添 3			
	◇計算書類は次のとおりとなります。	◇平成 29 年 4 月 27 日雇児発 0427 第			
	(1) 資金収支計算書(「会計基準」第1号の1様式)	7号、社援発 0427 第 1 号、老発 0427			
	資金収支内訳表 (「会計基準」第1号の2様式)	第 1 号「社会福祉法人指導監査実施			
	事業区分資金収支内訳表 (「会計基準」第1号の3様式)	要綱の制定について」〈最終改正:			
	拠点区分資金収支計算書(「会計基準」第1号の4様式)	令和4年3月14日〉(以下「社会福			
	(2) 事業活動計算書(「会計基準」第2号の1様式)	祖法人指導監査実施要綱」という。)			
	事業活動内訳表 (「会計基準」第2号の2様式)	ш3(2)			
	事業区分事業活動内訳表 (「会計基準」第2号の3様式)	◇平成 29 年 3 月 15 日平成 29 年版社			
	拠点区分事業活動計算書(「会計基準」第2号の4様式)	会福祉法人モデル経理規程(以下「モ			
	(3)貸借対照表 (「会計基準」第3号の1様式)	デル経理規程」という。第4条、第			
	貸借対照表内訳表 (「会計基準」第3号の2様式)	11 条			

法人・施設共通・経理編(新会計基準)

項目	対 応 方 法	根 拠 法 令 等	留 意 事 項	評価事項
	事業区分貸借対照表内訳表(「会計基準」第3号の3様式)			
	拠点区分貸借対照表(「会計基準」第3号の4様式)			
	◇計算書類の注記は次のとおりとなります。(1)法人全体で記載する注記(「運用上の取扱」別紙1)			
	(2)拠点区分で記載する注記(「運用上の取扱」別紙2)			
	◇附属明細書の構成は次のとおりとなります。			
	(1)法人全体で作成する附属明細書			
	・借入金明細書(「運用上の取扱」別紙3(①))			
	・寄附金収益明細書(「運用上の取扱」別紙3(②))			
	・補助金事業等収益明細書(「運用上の取扱」別紙 3(③))			
	・事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書(「運用上の取扱」			
	別紙 3 (④))			
	・事業区分間及び拠点区分間貸付金(借入金)残高明細書(「運			
	用上の取扱」別紙 3(⑤))			
	・基本金明細書(「運用上の取扱」別紙3(⑥))			
	・国庫補助金等特別積立金明細書(「運用上の取扱」別紙 3			
	(⑦))			
	(2)拠点区分で作成する附属明細書			
	・基本財産及びその他の固定資産(有形・無形固定資産)の			
	明細書(「運用上の取扱」別紙3(⑧))			
	・引当金明細書(「運用上の取扱」別紙3(⑨))			
	・拠点区分資金収支明細書(「運用上の取扱」別紙3(⑩))			
	・拠点区分事業活動明細書(「運用上の取扱」別紙3(⑪))			
	・積立金・積立資産明細書(「運用上の取扱」別紙 3 (⑫))			
	・サービス区分間繰入金明細書(「運用上の取扱」別紙3(⑬))			
	・サービス区分間貸付金(借入金)残高明細書(「運用上の取			
	扱」別紙 3 (⑭))			
	(3) 就労支援・授産事業等を実施している場合は、次の明細書			
	についても作成してください。			
	・就労支援事業別事業活動明細書(「運用上の取扱」別紙 3			
	(⑮))			

法人・施設共通・経理編(新会計基準)

項目	対 応 方 法	根拠法令等	留 意 事 項	評価事項
	·就労支援事業別事業活動明細書 (多機能型事業所等用) (「運			
	用上の取扱」別紙3(⑮-2))			
	・就労支援事業製造原価明細書(「運用上の取扱」別紙 3(⑯))			
	· 就労支援事業製造原価明細書(多機能型事業所等用)(「運			
	用上の取扱」別紙 3 (⑯-2))			
	・就労支援事業販管費明細書(「運用上の取扱」別紙3(⑪))			
	· 就労支援事業販管費明細書(多機能型事業所等用)(「運用			
	上の取扱」別紙3(⑪-2))			
	・就労支援事業明細書(「運用上の取扱」別紙 3 (⑱))			
	・就労支援事業明細書(多機能型事業所等用)(「運用上の取			
	扱」別紙 3 (⑱-2))			
	・授産事業費用明細書(「運用上の取扱」別紙3(⑩))			
	◇作成を省略できる計算書類の様式は次のとおりとなります。			
	(1) 事業区分が社会福祉事業のみの法人の場合			
	拠点区分を設定した結果すべての拠点が社会福祉事業に該当			
	する法人は、資金収支内訳表(「会計基準」第1号の2様式)、			
	事業活動内訳表(「会計基準」第2号の2様式)及び貸借対照表			
	内訳表(「会計基準」第3号の2様式)の作成を省略することが			
	できます。			
	この場合、計算書類の注記(法人全体用)「5. 法人が作成す			
	る計算関係書類と拠点区分、サービス区分」にその旨を記載す			
	る必要があります。			
	(2)拠点区分が1つの法人の場合			
	拠点区分が1つの法人は、資金収支内訳表(「会計基準」第1			
	号の2様式)、事業区分資金収支内訳表(「会計基準」第1号の			
	3様式)、事業活動内訳表(「会計基準」第2号の2様式)、事業			
	区分事業活動内訳表 (「会計基準」第2号の3様式)、貸借対照			
	表内訳表(「会計基準」第3号の2様式)及び事業区分貸借対照			
	内訳表(「会計基準」第3号の3様式)の作成を省略することが			
	できます。			
	この場合、計算書類の注記(法人全体用)「5. 法人が作成す			

法人・施設共通・経理編(新会計基準)

項目	対 応 方 法	根 拠 法 令 等	留意事項	評価事項
	る計算関係書類と拠点区分、サービス区分」にその旨を記載す			
	る必要があります。			
	(3) 拠点区分が1つの事業区分の場合			
	拠点区分が1つの事業区分は、事業区分資金収支内訳表(「会			
	計基準」第1号の3様式)、事業区分事業活動内訳表(「会計基			
	準」第2号の3様式)及び事業区分貸借対照表内訳表(「会計基			
	準」第3号の3様式)の作成を省略することができます。			
	この場合、計算書類の注記(法人全体用)「5.法人が作成す			
	る計算関係書類と拠点区分、サービス区分」にその旨を記載す			
	る必要があります。			
	(4)サービス区分が1つの拠点区分の場合			
	サービス区分が1つの拠点区分は、拠点区分資金収支明細書			
	(「運用上の取扱」別紙 3(⑩)) 及び拠点区分事業活動明細書(「運			
	用上の取扱」別紙3(⑪))の作成を省略することができます。 この場合、計算書類の注記(拠点区分用)「4.拠点が作成す			
	る計算関係書類とサービス区分」にその旨を記載する必要があ			
	ります。			
	◇サービス区分ごとの拠点区分資金収支明細書及び事業活動明細			
	書の作成について			
	(1) 拠点区分資金収支明細書はサービス区分を設け、事業活動			
	による収支、施設整備等による収支及びその他の活動による			
	収支について作成するものとし、その様式は「運用上の取扱」			
	別紙3(⑩) のとおりとなります。			
	(2) 拠点区分事業活動明細書はサービス区分を設け、サービス			
	活動増減の部及びサービス活動外増減の部について作成する			
	ものとし、その様式は「運用上の取扱」別紙3(⑪) のとおり			
	となります。			
	(3) 介護保険サービス及び障害福祉サービスを実施する拠点に			
	ついては、それぞれの事業ごとの事業活動状況を把握するた			
	め、拠点区分事業活動明細書(「運用上の取扱」別紙3(⑪))			
	を作成するものとし、拠点区分資金収支明細書(「運用上の取			
	扱」別紙3(⑩)) の作成は省略することができます。			

法人・施設共通・経理編(新会計基準)

項目	対 応 方 法	根 拠 法 令 等	留 意 事 項	評価事項	
	(4) 子どものための教育・保育給付費、措置費による事業を実				
	施する拠点は、それぞれの事業ごとの資金収支状況を把握す				
	る必要があるため、拠点区分資金収支明細書(「運用上の取扱」				
	別紙 3 (⑩)) を作成するものとし、拠点区分事業活動明細書				
	(「運用上の取扱」別紙3(⑪))の作成は省略することができ				
	ます。				
	│ │ (5)上記以外の事業を実施する拠点については、当該拠点で実				
	 施する事業の内容に応じて、拠点区分資金収支明細書及び拠				
	│ │ 点区分事業活動明細書のうち、いずれか一方の明細書を作成				
	│ │ するものとし、残る他方の明細書の作成は省略することがで				
	 きます。				
	 (6)上記に従い、拠点区分資金収支明細書(「運用上の取扱」別				
	 紙3(⑩)) 又は拠点区分事業活動明細書(「運用上の取扱」別				
	 紙 3 (⑪)) を省略する場合には、計算書類の注記(拠点区分				
	 用)「4. 拠点が作成する計算関係書類とサービス区分」にそ				
	 の旨を記載する必要があります。				
	◇ 財産目録について				
	(1) 財産目録は、当該会計年度末現在におけるすべての資産及				
	び負債につき、その名称、数量、金額等を詳細に表示します。				
	(2) 財産目録は、貸借対照表の区分に準じ、資産の部と負債の				
	部に区分し、純資産の額を示します。				
	(3) 財産目録の金額は、貸借対照表記載の金額と同一となりま				
	ं				
	(4)財産目録は、法人全体を表示します。様式は、(「運用上の				
	取扱」別紙4)のとおりとなります。				
	◇会計帳簿について				
	会計帳簿は、原則として、拠点区分ごとに仕訳日記帳及び総勘				
	定元帳を作成し備え置いてください。 				
(2)事業区分・拠点区分・サービス区分					
	 ◇社会福祉法人は、計算書類作成に関して社会福祉事業、公益事	◇「会計基準」第 10 条		◇事業区分の設定が誤ってい	文書
計基準」、「運用上の取扱」、「運用指針」	業、収益事業の区分(以下「事業区分」という。)を設けなければ	◇「運用上の取扱」2、3		る。	

項目	対 応 方 法	根 拠 法 令 等	留 意 事 項	評価事項	
に基づいて設定していますか。	なりません。	◇「運用指針」4、5、6			
	◇社会福祉法人は、計算書類作成に関して、実施する事業の会計	◇「モデル経理規程」第6条		◇拠点区分の設定が誤ってい	文書
◇経理規程と一致していますか。	管理の実態を勘案して会計の区分(以下「拠点区分」という。)を	◇平成12年3月20日児保第13号「保		る。	
	設けなければなりません。	育所における社会福祉法人会計基準			
	◇社会福祉法人は、その拠点で実施する事業内容に応じて区分(以	の適用について」〈最終改正:平成		◇サービス区分の設定が誤っ	文書
	下「サービス区分」という。)を設けなければなりません。	22 年 10 月 14 日〉(以下「児保第 13		ている。	
	(1)拠点区分について	号通知」という。)3			
	拠点区分は、原則として、予算管理の単位とし、一体として関党される拡張。東業所及は東発所なます。で1つの拠点区			□ ◇設けるべき事業区分、拠点 □ 区分、サービス区分が設けら	文書
	て運営される施設、事業所又は事務所をもって1つの拠点区 分とします。具体的な区分については、法令上の事業種別、	「 亏 「 灯 護 体 陜 ・ 高 町 石 体 陞 価 位 争		れていない。	
	事業内容及び実施する事業の会計管理の実態を勘案して区分			10 (0.40.0	
	を設定してください。	第1号」という。)6		 ◇事業区分、拠点区分、サー	文書
	公益事業(社会福祉事業と一体的に実施されているものを	31 2 30 7		ビス区分が経理規程と一致し	
	除く)若しくは収益事業を実施している場合、これらは別の			ていない。	
	拠点区分となります。				
	(2)拠点区分の原則的な方法				
	ア 施設の取扱い				
	次の施設の会計は、それぞれの施設ごと(同一種類の施設				
	を複数経営する場合は、それぞれの施設ごと)に独立した拠				
	点区分とするものとされております。 ①生活保護法第38条第1項に定める保護施設				
	②身体障害者福祉法第5条第1項に定める社会参加支援施設				
	③老人福祉法第20条の四に定める養護老人ホーム				
	④老人福祉法第20条の五に定める特別養護老人ホーム				
	⑤老人福祉法第20条の六に定める軽費老人ホーム				
	⑥老人福祉法第29条第1項に定める有料老人ホーム				
	⑦売春防止法第 36 条に定める婦人保護施設				
	⑧児童福祉法第7条第1項に定める児童福祉施設				
	9母子及び父子並びに寡婦福祉法第39条第1項に定める母				
	子・父子福祉施設				
	①障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための				
	法律第5条第11項に定める障害者支援施設				
	①介護保険法第8条第28項に定める介護老人保健施設 				
	⑩医療法第1条の5に定める病院及び診療所(入所施設に附				

項目	対 応 方 法	根拠法令等	留 意 事 項	評価事項
	属する医務室を除く)			
	なお、当該施設で一体的に実施されている①から⑫まで以			
	外の社会福祉事業又は公益事業については、当該施設の拠点			
	区分に含めて会計を処理することができます。			
	イ 事業所又は事務所の取扱い			
	上記①から⑫まで以外の社会福祉事業及び公益事業につい			
	ては、原則として、事業所又は事務所を単位に拠点となりま			
	す。			
	なお、同一の事業所又は事務所において複数の事業を行う			
	場合は、同一拠点区分として会計を処理することができます。			
	ウ 障害福祉サービスの取扱い			
	障害福祉サービスについて、障害者の日常生活及び社会生			
	活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サー			
	ビスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成 18 年			
	厚生労働省令第 171 号)(以下「指定基準」という。)に規定			
	する一の指定障害福祉サービス事業所若しくは多機能型事業			
	所として取り扱われる複数の事業所又は障害者の日常生活及			
	び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害			
	者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成 18 年			
	厚生労働省令第 172 号)(以下「指定施設基準」という。)に			
	規定する一の指定障害者支援施設等(指定施設基準に規定す			
	る指定障害者支援施設等をいう。)として取り扱われる複数の			
	施設においては、同一拠点区分として会計を処理することが			
	できます。			
	また、これらの事業所又は施設でない場合があっても、会			
	計が一元的に管理されている複数の事業所又は施設において			
	は、同一拠点区分とすることができます。			
	エ その他			
	新たに施設を建設するときは拠点区分を設けることができ			
	ます。			
	(3) サービス区分について			

項目	対 応 方 法	根拠法令等	留 意 事 項	評価事項
	サービス区分は、その拠点で実施する複数の事業について法			
	令等の要請により会計を区分して把握(それぞれの事業ごとの			
	事業活動状況又は資金収支状況の把握)すべきものとされてい			
	るものについて区分を設定するものとされております。			
	例えば以下のようなものがあります。 ア 指定居宅サービス等事業の人員、設備及び運営に関する基			
	準その他介護保険事業の運営に関する基準における会計の区			
	分			
	イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための			
	法律に基づく指定障害者福祉サービスの事業等の人員、設備			
	及び運営に関する基準における会計の区分			
	ウ 子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特			
	定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運			
	営に関する基準における会計の区分 また、その他の事業については、法人の定款に定める事業			
	また、その他の事業については、法人の定款に定める事業 ごとに区分するものとされています。			
	(4)サービス区分の方法について			
	ア原則的な方法			
	介護保険サービス、障害福祉サービス、特定教育・保育施			
	設及び特定地域型保育事業については、上記に規定する指定			
	サービス基準等において当該事業の会計とその他の事業の会			
	計を区分すべきことが定められている事業をサービス区分と			
	します。			
	他の事業については、法人の定款に定める事業ごとに区分			
	するものとします。			
	なお、特定の補助金等の使途を明確にするため、更に細分			
	化することもできます。			
	イ 簡便的な方法			
	次のような場合は、同一のサービス区分として差し支えあ			
	りません。			
	① 介護保険関係			
	以下の介護サービスと一体的に行われている介護予防サ			
	ービスなど、両者のコストをその発生の態様から区分する			
	ことが困難である場合には、勘定科目として介護予防サー			

項目	対 応 方 法	根 拠 法 令 等	留 意 事 項	評価事項	
	ビスなどの収入額のみを把握できれば同一のサービス区分				
	として差し支えありません。				
	・指定訪問介護と第1号訪問事業				
	・指定通所介護と第1号通所事業				
	・指定地域密着型通所介護と第1号通所事業				
	・指定介護予防支援と第1号介護予防ケアマネジメント事業				
	・指定認知症対応型通所介護と指定介護予防認知症対応型通所介護				
	・指定短期入所生活介護と指定介護予防短期入所生活介護				
	・指定小規模多機能型居宅介護と指定介護予防小規模多機能型居宅				
	介護				
	・指定認知症対応型共同生活介護と指定介護予防認知症対応型共同				
	生活介護				
	・指定訪問入浴介護と指定介護予防訪問入浴介護				
	・指定特定施設入居者生活介護と指定介護予防特定施設入居者生活				
	介護				
	・福祉用具貸与と介護予防福祉用具貸与				
	・福祉用具販売と介護予防福祉用具販売				
	・指定介護老人福祉施設といわゆる空きベッド活用方式により当該				
	施設で実施する指定短期入所生活介護事業				
	② 保育関係				
	子ども・子育て支援法第 27 条第 1 項に規定する特定教				
	育・保育施設及び同法第29条第1項に規定する特定地域型				
	保育事業(以下「保育所等」という。)を経営する事業と保				
	育所等で実施される地域子ども・子育て支援事業について				
	は、同一のサービス区分として差し支えありません。				
	なお、保育所等で実施される地域子ども・子育て支援事				
	業、その他特定の補助金等により行われる事業については、				
	当該補助金等の適正な執行を確保する観点から、同一のサー				
	ビス区分とした場合においても合理的な基準に基づいて各				
	事業費の算出を行うものとし、一度選択した基準は、原則継				
	続的に使用するものとします。				

項目	対 応 方 法	根 拠 法 令 等 留 意 事	項評価事項
	また、各事業費の算出に当たっての基準、内訳は、所轄庁や補助を行う自治体の求めに応じて提出できるよう書類により整理しておく必要があります。 ◇本部会計については、法人の自主的な決定により、拠点区分又はサービス区分とすることができますが、社会福祉法第125条第4号に規定される社会福祉連携法人への資金の貸付けを行う法人については、拠点区分とします。 なお、介護保険サービス、障害福祉サービス、子どものための教育・保育給付費並びに措置費による事業の資金使途制限に関する通知において、これらの事業から本部会計への貸付金を年度内に返済する旨の規定があるにも拘わらず、年度内返済が行われていない場合は、サービス区分間貸付金(借入金)残高明細書(「運用上の取扱」別紙3個)を作成する必要があります。 法人本部に係る経費については、理事会、評議員会の運営に係る経費、法人役員の報酬等その他の拠点区分又はサービス区分に属さないものであって、法人本部の帰属とすることが妥当なものとなります。		
(3) 内部取引 ◇計算書類の作成に関して、内部取引は相 殺消去されていますか。	◇当該社会福祉法人が有する事業区分間、拠点区分間において生ずる内部取引については、異なる事業区分間の取引を事業区分間取引とし、同一事業区分内の拠点区分間の取引を拠点区分間取引、同一拠点区分内のサービス区分間の取引をサービス区分間取引とします。 ◇事業区分間取引により生じる内部取引高は、資金収支内訳表及び事業活動内訳表において相殺消去します。 ◇当該社会福祉法人の事業区分間における内部貸借取引の残高は、貸借対照表内訳表において相殺消去します。 ◇また、拠点区分間取引により生じる内部取引高は、事業区分資金収支内訳表及び事業区分事業活動内訳表において相殺消去します。 ◇当該社会福祉法人の拠点区分間における内部貸借取引の残高	◇「運用上の取扱」4◇「運用指針」23	◇内部取引について相殺消去 文書を行っていない。 ◇内部取引の相殺消去に誤り 文書がある。(誤認の恐れあり) ◇ " (軽微なもの) ロ頭

項目	対 応 方 法	根 拠 法 令 等	留 意 事 項	評価事項	
	は、事業区分貸借対照表内訳表において相殺消去します。				
	なお、サービス区分間取引により生じる内部取引高は、拠点区				
	分資金収支明細書及び拠点区分事業活動明細書において相殺消去				
	◇内部取引の相殺消去には、ある事業区分、拠点区分又はサービ				
	ス区分から他の事業区分、拠点区分又はサービス区分への財貨又				
	はサービスの提供を外部との取引と同様に収益(収入)・費用(支				
	出)として処理した取引も含みます。				
	例えば、就労支援事業のある拠点区分において製造した物品を				
	他の拠点区分で給食として消費した場合には、就労支援事業収益				
	(収入)と給食費(支出)を、内部取引消去欄で相殺消去する取				
	扱いをします。				
(4)勘定科目					
◇勘定科目は、選択している会計基準等に	◇会計基準に示されている勘定科目のうち、必要な科目を経理規			◇勘定科目一覧表がない。 	口頭
準拠していますか。 	程に定め、使用してください。 ◇会計基準の第1号の1~3様式、第2号の1~3様式は、勘定	第 28 条 ◇「運用指針」25 (1)		 ◇使用している勘定科目に誤	口頭
	科目の大区分のみを記載しますが、必要のない勘定科目は省略す	◇「モデル経理規程」第 11 条		りがある。	口頭
	ることができます。ただし、追加・修正はできません。	◇老高発 0329 第 1 号 8			
	◇会計基準の第1号の4様式、第2号の4様式は、勘定科目の小				
	区分までを記載し、必要のない勘定科目は省略ですることができ + + + + + ** ** ** ** ** ** ** ** ** **				
	ます。また、第3号の1~4様式は、勘定科目の中区分までを記載し、※悪のない中区への特点科目は公際はステートができます。				
	載し、必要のない中区分の勘定科目は省略することができます。				
	◇拠点区分資金収支明細書(「運用上の取扱」別紙 3億)及び拠点				
	区分事業活動明細書(「運用上の取扱」別紙 3①) については、勘				
	定科目の小区分までを記載し、必要のない勘定科目は省略するこ				
	したができます。				
	◇勘定科目の中区分についてはやむを得ない場合、小区分につい 				
	ては適当な勘定科目を追加でき、小区分を更に区分する必要があ				
	る場合には、小区分の下に適当な科目を設けて処理することがで				
	きます。また、計算書類の様式又は「運用指針」別添3に規定さ				
	れている勘定科目においても、該当する取引が制度上認められて				
	いない事業種別では当該勘定科目を使用することはできません。				

法人·施設共通·経理編(新会計基準)

② 全計組織の確立について (1) 内部維制制度の確立 ○理事長以外の者が契約担当者になって いる場合、委任規程等が整備されています か。 ○会計責任者と出納職員の任命は文書で 行っていますか。 ○検討責任者にいては理事長が任命することとし、会計責任者 は取引の遂行、資産の管理及が帳簿その他の証憑者質別の保存等会 が認確になっていますか。 ○会計責任者と出納職員を業任しています か。 ○会計責任者と出納職員を業任しています が明確になっていますか。 ○会計責任者と以外の者が契約担当者の経験を明ら が明確になっていますか。 ○会計責任者と以外の者が契約担当者の経験を明ら が明確になっていますか。 ○会計責任者と以外の者が契約担当者の経験を明ら 「大きの管理及が帳簿その他の証憑者質別の保存等会 は取引の遂行、資産の管理及が帳簿その他の証憑者質別の保存等会と 「大きの事務を行い、又は理事長の任命する出納職員に ないますが。 ○会計責任者と、取引の遂行、資産の管理及が帳簿その他の証憑者質の保存等会 の会計責任者と、取引の遂行、資産の管理及が帳簿その他の証憑者が明確になっていますか。 ○会計責任者と以契約担当者の結助者として経理事務を分享します ので、それぞれの職務内容を書面により明確にしておく必要があります。 ○本部責任者と出納職員の表務は避け、内部率制結機を確立していたい。 ○会計責任者と出納職員の表務は避け、内部率制結機を確立していたの。 ○体部遺伝を会議機関属出印は、別の職員が管理し、単独で入出会かできない体制を確保してください。 ○別を通機と金融機関届出印は、別の職員が管理し、単独で入出会かできない体制を確保してください。 ○別を通機を企業機関属出印は、別の職員が管理し、単独で入出会かできない体制を確保してください。 ○通機と届出印を別の職員が管理していない。 ○通機を届出印を別の職員が管理していない。 ○通機を届出印を別の職員が管理していない。 ○通機を届出印を別の職員が管理していない。 ○通機を届出印を別の職員が管理していない。 ○通機を届出印を別の職員が管理していない。 ○通機を届出印を別の職員が管理していない。 ○通機を施設等、分担することが実質的に不可能な場合はよの状況により判断する) ○通機を届出印の保管場所が 別になっていない。 ○連機を届出印の保管場所が 別になっていない。					他設共通• 栓埋編 (新会計	本华 /
○ ◆ ○ ○ ・	項目	対 応 方 法	根 拠 法 令 等	留 意 事 項	評価事項	
(1) 内部季制制度の確立	◇その他、経理規程等の整備に問題点はあ				◇問題点がある。	口頭
◆理事長以外の者が契約担当者になっている(理事長以外の名前 で契約書を交わしている)場合は、象任規程等でもの根拠を明かった。 ◆会計責任者と出納職員の任命は文書でおっていますか。 ◆会計責任者に出納職員の任命は文書では、資産の管理及妊娠者の他の証憑書類の保存等会計処理に関する事務を行い、又は理事長が任命することとし、会計責任者と出納職員を業務している。 ◆会計責任者と出納職員を兼任していますが。 ◆会計責任者は、取引の遂行、資産の管理及妊娠者を他の証憑書類の保存等会計処理に関する重要な事務を行い、以は理事長の任命する出納職員になっていますか。 ◆会計責任者は、取引の遂行、資産の管理及妊娠者を他の証憑書類の保存等会計処理に関する重要な事務を行い、出納職員にない。 ◆会計責任者は、取引の遂行、資産の管理及妊娠者を他の証憑書類の保存等会計処理に関する重要な事務を行い、出納職員にない。 ◆会計責任者と出納職員を兼任していますが、 ◆会計責任者は、取引の遂行、資産の管理及妊娠者を他の証拠を計算を確認していますが、 ◆会計責任者と出納職員の業務は避け、内部率制組織を確定していますが、 ◆なお、会計責任者と出納職員の兼務は避け、内部率制組織を確立してどさい。 ◆なお、会計責任者と出納職員の兼務は避け、内部率制組織を確立してどさい。 ◆活しているい。 ◆通極と金融機関周出印は、別の職員が管理し、単独で入出会ができない体制を確保してください。 ◆通報と金融機関周出印は、別の職員が管理していますが、 ・ないできない体制を確保してください。銀行周出印は、別の職員が管理しているできない体制を確保してください。銀行同品印は、別の職員が別の場所に保管してください。銀行同品印は、別の職員が別の場所に保管してください。銀行同品印は、別の職員が別の場所に保管してください。銀行同品印は、別の職員が別の場所に保管してください。銀行同品印は、別の職員が別の場所に保管してください。銀行同品印は、別の職員が別の場所に保管してください。銀行同品印は、別の職員が別の場所に保管してください。銀行同品印は、別の職員が別の場所に保管してください。銀行同品印は、別の職員が別の場所に保管してください。銀行同品印は、別の職員が別の場所に保管してください。銀行同品印は、別の職員が別の場所に保管してください。銀行同品印は、別の職員が別の場所に保管してください。銀行の場合は、別の職員が別の場所に保管してください。銀行の品印は、別の職員が別の場所に保管してください。銀行の品印は、別の職員が別の場所に保管してください。銀行の品印は、別の職員が別の場所に保管してください。公職をと思知の保管場所が別になっていない。 ◆ 「モデル経理規程」第32条					1	
いる場合、委任規程等が整備されています かにする必要があります。						l
か。 かにする必要があります。						文書
行っていますか。 ◇複数の出納職員がいる場合は、職務内容 が明確になっていますか。 ◇会計責任者と出納職員を兼任していま せんか。 ◇会計責任者と出納職員を兼任していま せんか。 ◇育養者者の保育等会計処理に関する重要な事務を行い、出納職員は、会計責任者と出納職員に ないる。 ◇会計責任者と出納職員を兼任していま せんか。 ◇所金通帳と金融機関層出印は別々に管理しています ので、それぞれの職務内容を書面により明確にしておく必要があ ります。 ◇なお、会計責任者と出納職員の兼務は避け、内部牽制組織を確立してください。 ◇が助手帳等は、適切に管理しています か。 ◇が助手帳等は、適切に管理しています か。 ◇があるが、ので、それぞれの職務内容を書面により明確にしておく必要があります。 ◇なお、会計責任者と出納職員の兼務は避け、内部牽制組織を確立してください。 ◇が助手帳等は、適切に管理しています か。 ◇積金帳と金融機関届出印は、別の職員が管理し、単独で入出 金ができない体制を確保してください。 ◇現金、小切手帳、預金通帳、証書等は、安全な金庫に保管し、金庫の健は責任者によって適切に保管してください。銀行届出印は、別の職員が別の場所に保管してください。 ◇強帳と届出印の保管場所が 別になっていない。 (小規模を施設等、分担することが実質的に不可能な場合はその状況により判断する) ◇通帳と届出印の保管場所が 別になっていない。 ◇通帳と届出印の保管場所が 別になっていない。 ◇適帳と届出印の保管場所が 別になっていない。 ◇適帳と届出印の保管場所が 別になっていない。 ◇直帳と居出印の保管場所が 別になっていない。 ◇直帳と居出印の保管場所が 別になっていない。						
は取引の運行、資産の管理及び帳簿その他の証憑書類の保存等会 が明確になっていますか。 ◇会計責任者と出納職員を兼任していませんか。 ◇会計責任者と出納職員を兼任していませんか。 ◇会計責任者と出納職員を兼任していませんか。 ◇預金通帳と金融機関届出印は別々に管理していますか。 ◇小切手帳等は、適切に管理していますか。 ◇通帳と金融機関届出印は、別の職員が管理し、単独で入出金ができない体制を確保してください。 ◇現金、小切手帳、預金通帳、証書等は、安全な金庫に保管し、金庫の鍵は責任者によって適切に保管してください。銀行届出印は、別の職員が別の場所に保管してください。銀行届出印は、別の職員が別の場所に保管してください。銀行届出印は、別の職員が別の場所に保管してください。銀行届出印は、別の職員が別の場所に保管してください。銀行届出印は、別の職員が別の場所に保管してください。銀行届出印は、別の職員が別の場所に保管してください。銀行届出印は、別の職員が別の場所に保管してください。銀行届出印は、別の職員が別の場所に保管してください。銀行届出印は、別の職員が別の場所に保管してください。銀行届出印は、別の職員が別の場所が別になっていない。 〈連帳と届出印の保管場所が別になっていない。 ◇適底と届出印の保管場所が別になっていない。 ◇適底と届出印の保管場所が別になっていない。 〈連帳と届出印の保管場所が別になっていない。			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			文書
・	11 2 6 6 7 18 8	は取引の遂行、資産の管理及び帳簿その他の証憑書類の保存等会	***************************************			
◇会計責任者と出納職員を兼任していませんか。	◇複数の出納職員がいる場合は、職務内容	計処理に関する事務を行い、又は理事長の任命する出納職員にこ			◇業務の分担が不明確。	口頭
◇会計責任者と出納職員を兼任していませんか。 書類の保存等会計処理に関する重要な事務を行い、出納職員は、会計責任者及び契約担当者の補助者として経理事務を分掌しますので、それぞれの職務内容を書面により明確にしておく必要があります。 ② 「大きないない。」 ② 「小切手帳等は、適切に管理していますか。 ② 「ないない。」 ② 「小切手帳等は、適切に管理していますか。 ② 「ないないを確保してください。 ② 「現していない。 ② 「い規模な施設等、分担することが実質的に不可能な場合は、別の職員が別の場所に保管してください。銀行届出印は、別の職員が別の場所に保管してください。銀行届出印は、別の職員が別の場所に保管してください。 ② 「大きないない。 ② 「大きないない。 ② 「大きないない。 ② 「ない規模な施設等、分担することが実質的に不可能な場合は、別の職員が別の場所に保管してください。 ② 「大きないない。 ② 「大きないないない。 ② 「大きないない。 ② 「大きないないない。 ② 「大きないないないないないないないないないないないないない。 ③ 「大きないないないないないないないないないないないないないないないないないないない	が明確になっていますか。	れらの事務を行わせてください。				
せんか。					V = 1.1.74.= H = 1.1.1.1.74 = 1.1.1	文書
◇預金通帳と金融機関届出印は別々に管理していますか。 ◇小切手帳等は、適切に管理していますか。 ◇内金通帳と金融機関届出印は、別の職員が管理し、単独で入出金ができない体制を確保してください。 ◇現金、小切手帳、預金通帳、正書等は、安全な金庫に保管し、金庫の鍵は責任者によって適切に保管してください。銀行届出印は、別の職員が別の場所に保管してください。 ◇現金、小切手帳、できない体制を確保してください。銀行届出印は、別の職員が別の場所に保管してください。銀行届出印は、別の職員が別の場所に保管してください。銀行届出印は、別の職員が別の場所に保管してください。銀行届出印は、別の職員が別の場所に保管してください。銀行届出印は、別の職員が別の場所に保管してください。銀行届出印は、別の職員が別の場所に保管してください。銀行届出印を別の職員が別の場所に保管してください。銀行届出印を別の職員が別の場所に保管してください。銀行届出印は、別の職員が別の場所に保管してください。銀行届出印は、別の職員が別の場所に保管してください。 (2) 月次報告 ◇月次試算表は毎月経理規程の定める期 ◇適正な施設運営及び予算執行の観点から、当該施設の毎月月末 ◇「モデル経理規程」第32条						
◇預金通帳と金融機関届出印は別々に管理していますか。 ◇小切手帳等は、適切に管理していますか。 ◇和金通帳と金融機関届出印は、別の職員が管理し、単独で入出金ができない体制を確保してください。 ◇預金通帳と金融機関届出印は、別の職員が管理し、単独で入出金ができない体制を確保してください。 ◇現金、小切手帳、預金通帳、証書等は、安全な金庫に保管し、金庫の鍵は責任者によって適切に保管してください。銀行届出印は、別の職員が別の場所に保管してください。銀行届出印は、別の職員が別の場所に保管してください。 (2) 月次報告 ◇月次試算表は毎月経理規程の定める期	せんか。					
理していますか。	<u> </u>					
立してください。						
◇小切手帳等は、適切に管理していますか。 ◇預金通帳と金融機関届出印は、別の職員が管理し、単独で入出金ができない体制を確保してください。 ◇通帳と届出印を別の職員が会ができない体制を確保してください。 文書の鍵は責任者によって適切に保管してください。銀行届出印は、別の職員が別の場所に保管してください。銀行届出印は、別の職員が別の場所に保管してください。 (小規模な施設等、分担することが実質的に不可能な場合はその状況により判断する) 文書の鍵は責任者によって適切に保管してください。 文書の鍵は責任者によって適切に保管してください。 文書の鍵は責任者によって適切に保管してください。 (小規模な施設等、分担することが実質的に不可能な場合はその状況により判断する) 文書の状況により判断する) ◇通帳と届出印の保管場所が別になっていない。 文書の状況により判断する) ◇通帳と届出印の保管場所が別になっていない。 文書の状況により判断する) ◇通帳と届出印の保管場所が別になっていない。 文書の状況により判断する) ○人間帳と届出印の保管場所が別になっていない。 文書の状況により判断する) ○人間帳と届出印の保管場所が別になっていない。 文書の状況により判断する) ○人間帳と届出印の保管場所が別になっていない。 文書の状況により判断する) ○人間帳と届出印の保管場所が別になっていない。 ○人間帳と届出印の保管場所が別になっていない。 ○人間帳と届出印を別の職員が別の場所に保管してください。 ○人間帳と届出印の保管場所が別になっていない。 ○人間帳と届出印の保管場所が別になっていない。 ○人間帳と届出印の保管場所が別になっていない。 ○人間になっていない。 ○人間になっていないないないないないないないないないないないないないないないないないない	星じている 9 10 %				MICA J CTIMI 9 W	
か。	◇小切手帳等は、適切に管理しています				◇通帳と届出印を別の職員が	文書
金庫の鍵は責任者によって適切に保管してください。銀行届出印は、別の職員が別の場所に保管してください。	か。	金ができない体制を確保してください。			管理していない。	
は、別の職員が別の場所に保管してください。		◇現金、小切手帳、預金通帳、証書等は、安全な金庫に保管し、			(小規模な施設等、分担する	
◇通帳と届出印の保管場所が 対になっていない。 (2) 月次報告 ◇月次試算表は毎月経理規程の定める期 ◇適正な施設運営及び予算執行の観点から、当該施設の毎月月末 ◇「モデル経理規程」第32条		金庫の鍵は責任者によって適切に保管してください。銀行届出印				
りになっていない。 (2) 月次報告 ◇月次試算表は毎月経理規程の定める期 ◇適正な施設運営及び予算執行の観点から、当該施設の毎月月末 ◇「モデル経理規程」第32条 ◇月次試算表を期限までに提 文書		は、別の職員が別の場所に保管してください。			はその状況により判断する)	
りになっていない。 (2) 月次報告 ◇月次試算表は毎月経理規程の定める期 ◇適正な施設運営及び予算執行の観点から、当該施設の毎月月末 ◇「モデル経理規程」第32条 ◇月次試算表を期限までに提 文書					◇通帳と届出印の保管場所が	 文 畫
◇月次試算表は毎月経理規程の定める期 ◇適正な施設運営及び予算執行の観点から、当該施設の毎月月末 ◇「モデル経理規程」第32条 ◇月次試算表を期限までに提 文書						
	(2)月次報告					
日までに理事長に提出していますか。 の財政状況や経営成績を把握するため、月次試算表を作成して、	◇月次試算表は毎月経理規程の定める期	◇適正な施設運営及び予算執行の観点から、当該施設の毎月月末	◇「モデル経理規程」第 32 条		◇月次試算表を期限までに提	文書
	日までに理事長に提出していますか。				出していない。	
毎月経理規程に定める期日までに理事長等に提出しなければなり					^ + /L + + + + - = / · · =	
はせん。					◇木作成、未報告の月がある。 	口頭
						口頭
で、大は次向証明音等を旅えて提出してくたさい。 作成していない。						

			<i>A N</i>	心敌共进 在连桶(利去引	** +/
項目	対 応 方 法	根 拠 法 令 等	留 意 事 項	評価事項	
(3)会計帳簿等の整備					
 ◇総勘定元帳を作成していますか。	 ◇主要簿である仕訳伝票(仕訳日記帳)と総勘定元帳は必ず作成	│ ◇社会福祉法第 45 条の 24、第 45 条		◇拠点区分ごとに仕訳日記	文書
	してください。また、必要に応じて補助簿を整備してください。	<i>Φ</i> 27		帳、総勘定元帳を作成してい	
 ◇経理規程に基づき、必要な補助簿を作成	◇会計帳簿は、原則として、拠点区分ごとに仕訳日記帳及び総勘	· ·		ない。	
していますか。	定元帳を作成してください。	◇「モデル経理規程」第 12 条、第		0.00	
S (0	◇記帳整理は伝票等によって行ってください。	13条		 ◇会計伝票等を作成していな	文書
◇仕訳伝票に、伝票番号、日付、会計責任		10 %		U.	
者の承認印はありますか。	存してください。			• •	
THE CONTRIBUTION OF A 10.0	おじていたとい。 なお、会計伝票、会計帳簿、証憑書類の保存については、経理			 ◇会計伝票等に会計責任者の	文書
◇証憑書類は、会計記録との関係を明らか				◇云前仏宗寺に云前貝は石の 承認がない。	\ \frac{1}{2}
◇証総書類は、云訂記録との関係を明らかにして整理保存していますか。				承認がない。	
にして登壁体件していますが。	モデル経理規程第 14 条の保存期間 ・計算関係書類 10 年				口頭
	・計算関係書類 10 年 ・財産目録 5 年			◇必要な補助簿を作成してい ない。	□□與
				J 6. 2 0	+ =
	・主要簿、補助簿、その他の帳簿及び証憑書類 10年			◇会計帳簿及び証憑書類を適	文書
				切に保存していない。	
				◇会計帳簿及び証憑書類が整	口頭
				理されていない。 	
(4) その他					
◇その他、会計組織の確立に問題点はあり				◇問題点がある。	口頭
ませんか。					
3 予算の状況について				1	
(1)当初予算					
◇予算は、定款及び経理規程の定めに従い	 ◇予算は事業の円滑な運営(目的達成)と経理の明確化のため、事	◇平成 12 年 12 月 1 日障 890 号・社	◇定款例第 31 条によ	 ◇当初予算を年度開始前に作	文書
適正に作成されていますか。	業計画及び承認社会福祉充実計画をもとに資金収支予算書を作成	援発第 2618 号・老発第 794 号・児発	り法人の予算は、毎年	成していない。	
	してください。	第 908 号「社会福祉法人の認可につ	度開始前に編成し、理		
◇予算額を超えている支出はありません		いて 別紙 2:社会福祉法人定款例	事会の承認(または理	 ◇理事会等の承認がない。	文書
か。	立するものであり、理事長等は成立した予算に基づいて支出し、	〈最終改正:令和2年12月25日〉	事会の決議後に評議		
〜		(以下「定款例」という。) 第31条	員会の承認)を受けな	 ◇予算の積算根拠が不明確。	口頭
すか。	す。	◇「モデル経理規程」第 15 条、第	ければなりません。	V J J J J J J J J J J J J J J J J J J J	
- ^ ~ 。 - ◇理事会(及び評議員会)の承認はありま		16条	.,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		
すか。		· · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
, , , , ,		→ √ C /1110 E 11 C /1/			
(2)補正予算					
◇必要に応じて、適切な時期に補正予算を	◇年度途中で予算との乖離等が見込まれる場合は、必要な収入及	◇「社会福祉法人指導監査要綱」Ⅲ		◇正当な理由無く補正予算を	文書
作成していますか。	び支出について補正予算を編成し、理事会の承認を得てください。	3 (3)		適切な時期に作成していな	
	◇事業計画で予定されていない寄付物品の受け入れ、職員退職、	◇「運用指針」2 (2)		い。	

項目	対 応 方 法	根 拠 法 令 等	留 意 事 項	評価事項	
◇予算に変更を加えるときは、事前に理事 会(及び評議員会)の承認を得ていますか。	葬祭の受託により予算超過となる等、予算との乖離額等が法人の 運営に支障がなく、軽微な範囲にとどまる場合はやむを得ません が、この場合にも直近の補正時に適切に処理してください。	◇「モデル経理規程」第 18、21 条		◇理事会等の承認がない。	文書
	◇個々の大区分の勘定科目で予算超過となる勘定科目がある場合 は、勘定科目間の予算流用ではなく、補正予算等で対応すること			◇予算額を一部超過した執行 がある。	口頭
	になります。 			◇大区分勘定で予算額計上の ない執行がある。(軽微なも のを除く)	文書
				 ◇過大な予算の執行残があ る。	口頭
(3)資金収支予算書					
◇拠点区分ごとに収入及び支出の予算を 編成していますか。	を作成してください。	◇「運用指針」2(1) ◇「モデル経理規程」第15条	◇資金収支計算書勘 定科目に準拠して作		文書
◇具体的な積算内訳を作成していますか。	◇また、理事会等で予算を審議する際には、積算の内訳が必要と なりますので、内訳書を作成してください。		成してください。	◇具体的な積算内訳がない。	口頭
(4) 前期末支払資金残高の取崩し ◇前期末支払資金残高を取崩す場合は、事前に理事会の承認を受けていますか。	◇前期末支払資金を取崩す必要がある場合は、予算計上を行い、 理事会の承認を受けた上で取崩してください。			◇予算計上と理事会の承認を 受けていない。	文書
【措置費支弁施設、保育所】 ◇前期末支払資金残高の取崩し額が経常 収入計(予算)の3%を超える場合は、知 事の事前承認を受けていますか。	◇自然災害などやむを得ない場合や当該年度の施設に係る拠点区分の経常収入予算額の3%以下である場合は、事前の協議を省略することができます。	◇平成 16 年 3 月 12 日雇児発、社援発、老発第 0312001 号「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における	◇前期末支払資金を 取崩す場合は、運営 費、委託費と区別する	◇県に事前協議を行っていない。	文書
	◇運営費、子ども・子育て支援法附則第6条第1項の規定により、 市町村から私立保育所に対して支払われる委託費(以下「委託費」 という。)の弾力化の要件すべてを満たしている場合は、あらかじ め予算計上について理事会の承認を得た上で、当該施設の人件費、 光熱水料等通常経費の不足分、建物の修繕、業務省力化機器の設 備の整備等に充当することができます。	終改正:平成29年3月29日〉(以下「雇児発第0312001号」通知という。)4	ため、予算計上を行っ てください。	◇要件を満たしている場合で 予算計上について理事会の承 認がない。	文書

項目	対 応 方 法	根拠法令等	留意事項	評価事項	 /
74 1		号」通知という。)問5 ◇平成27年9月3日付府子本第254 号内閣府子ども・子育て本部統括官 通知、雇児発0903第6号厚生労働省 雇用均等・児童家庭局長通知「子ど も・子育て支援法附則第6条の規定 による私立保育所に対する委託費の 経理等について」〈最終改正:平成 30年4月16日〉(以下「府子本第 254号通知」という。)3		ПМТ-Х	
(5) 予備費 ◇予備費を使用する場合は、理事長の承認 を得ていますか。	◇定款細則等において明確にされる「理事長専決事項」により、 予算上の予備費の使用に関する項目を定めている場合には、理事 長の文書決定により予備費を充当することが可能です。 ◇予備費を支出した際は、資金収支計算書(「会計基準」第 1 号 の1様式)及び拠点区分資金収支計算書(「会計基準」第 1 号の 4 様式)の下に次のとおり記載する必要があります。 「予備費支出△×××円は○○支出に充当使用した額である。」	◇「定款例」第 24 条 (備考) (1) ⑧ ◇「モデル経理規程」第 20 条	◇予備費計上額は、事業の規模に対して適正妥当と判断される額で設定する必要があります。	いる。	口頭
(6) その他 ◇その他、予算の状況に問題点はありませ んか。				◇問題点がある。	口頭

4 収入の状況について (1) 基本的事項 ◇適切な時期に適切な額を収入として計 上していますか。 ◇事業に付随する収入も会計に計上していますか。 ◇所定の領収書を発行していますか。 ◇所定の領収書を発行していますか。 ◇別金収入は、経理規程に定める日数以内に金融機関に預け入れていますか。 ◇の表述の収納に際して、適正な領収書を発行したいますか。 ◇金銭の収納に際して、適正な領収書を発行した。 (会験の要素がない場合には、領収書を発行の要求がない場合には、領収書を発行の要求がない場合には、領収書を発行していますか。) ◇の登銭の収納に際して、適正な領収書を発行していますか。 ◇金銭の収納に際して、適正な領収書を発行した際は、その控えを保存してください。なお、銀行、郵便局等の金融機関への振込等の方法により入金が行われた場合で、領収書の発行の要求がない場合には、領収書			I		心政大进。在连州(为云司	坐 十/
(1) 基本的事項 ○意宮も時期に超切な極を収入として計 ましていますか。 ○本まに付随する収入も会計に計上して いますか。 ○承なの観点を発行していますか。 ○強な反は、程度機関に定める日栽以内 に登越機関に関け入れていますか。 ○全銭の収削に関して、適正な招収書を発 行していますか。 ○全銭の収削に関して、適正な招収書を発 行していますか。 ○会銭の収削に関して、適正な招収書を発 行していますか。 ○会銭の収削に関して、(記収書の発行の要求がない場合には、役収者の発行を表するとかできます。 ○母金収入は、様理規程に定める剤目までに全験機関に預け入れてください。 なお、別・類を開するとかできます。 ○母金収入は、様理規程に定める剤目までに全験機関に預け入れてください。 なお、別・類を開するとかできます。 ○母金収入は、様理規程に定める剤目までに全験機関に預け入れてください。 ○場金収入に、様理規程に定める剤目までに全験機関に預け入れてください。 ○場金収入に、様理規程に定める剤目までに全験機関に預け入れてください。 ○会機関的に含った拠点医グで適正に収入を行っての目散以内に関け入れてください。 ○会機で関していますか。 ○会間に関して、海所者の悪忍を確認していますか。 ○会職を存入していますか。 ○会職を対していますか。 ○会職を対していますか。 ○会職を対しています。 ○会職を対していますが、 ○会職を対していますが。 ○会職を対していますが、 ○会職を対し	項目	対 応 方 法	根拠法令等	留 意 事 項	評価事項	
◇海内全時間に適切な額を収入として計 上していますか。	4 収入の状況について					
上していますか。	(1)基本的事項					
◆事業に付随する収入も金計に計上していますか。 ◇原本の信仰に発生する収入(実習生謝金、自動販売機の手数 株、行帯への保い金等)及び利用者、限局等からの複数金や指り会性、別途管理してください。 ◇産館の収積に発生する収入(実習生謝金、自動販売機の手数 株、行帯への保い金等)及び利用者、限局等からの複数金が指り会性、別途管理してください。 っ全館の収積に際していますか。 ◇金銭の収積に際しては、所定の用紙に所定の印を押した確認を発行してください。 また、値収着を発行した際は、その控えを保存してください。 また、値収着を発行した際は、その控えを保存してください。 また、値収着を発行した際は、その控えを保存してください。 また、値収着を発行した際は、その控えを保存してください。 また、値収着を発行した際は、その控えを保存しているが、の場所を受けた値収書を発行していない。 「環境収入は、経理規程に定める期日までに金融機関に預け入れていますか。 公職の事を発行していない。 「環境収入は、経理規程に定める期日までに金融機関に預け入れていない。 公職の事の権之を保存していない。 公職の事の権之を保存していない。 公職の事の権を受けた値収書を発行していない。 公職の事の権を受けた値収書を発行していない。 公職の事の権を受けた値収書を発行していない。 公職の事の権を受けた値収書を発行していない。 公職の事の権を受けた値収書を発行していない。 公職の事の権と受けた値収書を発行していない。 公職の事の権と受けた値収書を発行していない。 公職の事の権と受けた値収書を発行していない。 公職の事の権とを受けた値収書を発行している。 全世接無 1275 号、老業第274 号、社会指述法人の起可等の適正に収入 公職を等のなのについては、対象権を決しているの事にを受ける認める所は書配となっていますので、領収額については、公職を等のの方のに基本を受ける認める事があり、また、後日のトラブル発生を助止する情報を経り、会社を経過まるとない。 公職を等の方の場に表す、公職を等の方の場に表す、日本を経過するの事に、「対策を確定を表しているの事により、「対策を確定を表しているの事により、「対策を確定を表している」 (人権・関係を表しているを表しているをは、対策を表しているとは、対策を表しているを表しているを表しているを表しているとは、対策を表していると、表していると、表しているを表していると、表していると	◇適切な時期に適切な額を収入として計	◇収入はその対価が確定した会計年度に計上することから、運営	◇「モデル経理規程」第 23 条、第	◇対価が確定してい	◇適切な時期に収入計上して	文書
◇事業に付随する収入も金計に計上して	上していますか。	費、介護報酬等の支弁年度と収入年度を一致させることが必要で	24 条	ないものは、収入に計	いない。	
○本業に付随して発生する認入(東習生辦金、自動販売機の手数 料、行事への現い金等)及び利用者、職員等からの物収金や預り会は、すべて動作に計上してください。 ◇金銭の収納に際して、適正な領収書を発行して開生、その使えを保存してください。 本法、領収書を発行した関は、その使えを保存してください。 本法、銀行、郵便局等の金融機関への接込等の方法により全が行われた場合で、領収書の発行の支援がない場合には、領収書の発行の支援がない場合には、領収書の発行の支援がない場合には、領収書の発行を名略することができます。 ◇受験の実施に発生することができます。 ◇受験の支持にを確定するためには、随与者の真意 を表示した書面(勝与契約金、溶附中な書、贈屋金、違言公正証 本書、を表示した書面(勝与契約金、溶附中な書を防止する)を表示した書面(勝与契約金、溶附中な書を防止する)を表示した書面(勝与契約金、溶附中な書を防止する)を表示した書面(勝与契約金、溶附中な音を防止する)を表示した書面(勝与契約金、溶附中な音を作成し、表があります。 ◇受験に際して、理事長又は理事長から権 展売業を実けた者の承認はありますが。 ◇受験に際して、理事長のは理事長がら権 展売業を実けた者の承認はありますが。 ◇企館の家郎付着競となっていますので、関内等に対して対した。 ◇登録の家郎付着競となっていますので、関の書へのは、関わ支がより、また、後日のトラブル発生を防止する)・社会福祉法人の発行する領収書に関いては、大き行金等については、大き行金等について、大き福祉法人の発行する領収事は、所得報または法人扱の性論 、人としていますか。 ◇受験に際して、理事長又は理事長から権 展売業を実けた者の承認はありますが。 ◇全館の家郎付着競となっていますので、関内等に対しましましましましましましましましましましましましましましましましましましま		す。そのため、決算整理時点で適正に未収金、預り金を計上して		上できません。		
◆ 所定の領収書を発行していますか。	◇事業に付随する収入も会計に計上して	ください。		◇施設で管理を受託	◇拠点区分、計上額が不適切。	文書
◆ 会議の収納に際して、適正な領収書を発行していますか。	いますか。	◇事業に付随して発生する収入(実習生謝金、自動販売機の手数		している利用者預り		
○現金収入は、経理規程に定める日数以内に金融機関に預け入れていますか。		料、行事への祝い金等)及び利用者、職員等からの徴収金や預り			◇勘定科目が不適切。	口頭
○選金収入は、経理規権に定める日数以内 に金融機関に預け入れていますか。 ◇全銭の収納に際して、適正な領収書を発行した際は、その控えを保存してください。 また、領収書の発行の要求がない場合には、領収書 の発行を省略することができます。 ◇現金収入は、経理規程に定める期日までに金融機関に預け入れ てください。 〈理の収入 ○寄附申込書を作成し、寄附者の意思を確 認じていますか。 ◇高附自めに合った拠点区分で適正に収 入としていますか。 ◇子供に際して、理事長又は理事長から権 関果経を素けた者の承認はありますか。 ◇子供に際して、理事長又は理事長から権 関果経済を対け、発行した際は控表と保存しておく必要があり、ます。 ②大会に際して、理事長又は理事長から権 関果経済を対け、発行した際は接着等所金収入又は施設を遵等 寄物金収入として計主し、併せて事業活動計算書の経常経費者附 会人の対象の表にようない。 (2) 等所金収入 ○本銭の寄附は、寄附目的により拠点区分の帰属を決定し、当該 拠点区分の資金収支計算書の経常経費寄附金収入又は施設を遵等 寄物金収入として計上し、併せて事業活動計算書の経常経費者所 を表示したされた。 本表にの書を発行していな ○体理を発行していない。 ○様で、特別では、発行した際は、その控えを保存している。 ○「運用指針」9 ○人で定納側、第74条(備考)(1)① ○本式の活動を対象があり、ます。 ○人性会福祉法人の認う等の選に対象であります。 ○人性会福祉法人の認う等の選に対象であります。 ○人性会福祉法人の認う等の選に対象であり、対象等のからに基本 財産等の取得すべきものとして指定された。 「社会福祉法人の認可等の選に任命については、独資産である基本 は、独資産である基本 は、独資産である基本 の部上が必要にないますが。 ②企業の条形は、寄附目的により拠点区分の帰属を決定し、当該 拠点区分の資金収支計算書の経常経費寄附金収入又は施設整備等 寄物金収入として計上し、併せて事業活動計算書の経常経費寄附。 ○人は会福祉法人指導整査を構造したい。 ○信収書の控えを保存してい 文書 ○信収書の控えを保存してい 文書 ○信収書を発行してい 文書 ○信収書を発行してい 文書 ○信収書を発行してい ない。 ○信収書の控えを保存してい 文書 ○信収書を発行してい 文書 ○信収書を発行してい 文書 ○信収書を発行してい 文書 ○信収書を発行してい ない。 ○信収書の控えを保存してい 文書 ○信収書を発行してい ない。 ○信収書の控えを保存してい ない。 ○信収書の控えを保存してい ない。 ○信収書の控えを保存してい ない。	◇所定の領収書を発行していますか。	金は、すべて会計に計上してください。		ださい。		
に金融機関に預け入れていますか。		◇金銭の収納に際しては、所定の用紙に所定の印を押した領収書			◇簿外処理がある。	文書
◇金銭の収納に際して、適正な領収書を発 が行われた場合で、領収書の発行の要求がない場合には、領収書 の発行を省略することができます。 ◇現金収入は、経理規程に定める期日までに金融機関に預け入れてください。 (2) 茶附金収入 ◇高辨申込書を作成し、茶附者の意思を確 認していますか。 ◇高辨申込書を作成し、茶附者の意思を確 を表示した書面、領与契約書、茶附申込書、務明申込書、海明申込書を作成し、茶附者の必要があり、また、後日のトラブル発生を防止する場合には、性のでは、大き者物が手段でもあります。 ◇各所目的に合った拠点区分で適正に収 入としていますか。 ◇発信と際して、理事長のは理事長から権 変要では高級の添付書類となっていますので、領収書については、資産資産を保存している。 ・「定款例」第24条(備書)(①①・ 会務第24条 (備書)(①①・ 会務第24条 (備書)(①①・ 会務第24条 (備書))(①①・ 会務第24条 (備書)(②)・ 本務第24条 (備書))(②)・ 本務第24条 (一位)・ 本務第24年 (日本と表第24年 (日本と表))(表別可等の適正化立ては、経費を与している。 (表別を集を与している。) (以下指導監督後額底通知」という。) (以下指導監督後額底通知」という。) (以下指導監督後底通知」という。) (41年 (日本と表)は、日本とよれまた。) (以下指導監督後底通知」という。) (以下指導監督後底通知」という。) (以下指導監督後の施庭の)という。) (以下指導監督後の施庭の)という。) (41年 (日本と表)は、日本とよれまたの)と、日本とよれまた。) (2年 (日本と表)は、日本とよれまた。) (以下指導監督後)を通知という。) (以下指導監督後)を通知といる。) (以下指導監督後)を通知という。) (以下指述と表)という。) (以下指述と表)と、は、は対策を定案を通知といる。) (以下指述と表)と、は、は対策を定案を通知といる。) (以下指述とない。) (以下指述とは、対述とない。) (は対策を定述といる。) (以下指述とは、対述とは、対述とは、対述とは、対述とは、対述とは、対述とは、対述とは、対	◇現金収入は、経理規程に定める日数以内	を発行してください。				
◇金銭の収納に際して、適正な領収書を発 行していますか。	に金融機関に預け入れていますか。	また、領収書を発行した際は、その控えを保存してください。				文書
の発行を省略することができます。		なお、銀行、郵便局等の金融機関への振込等の方法により入金			ない。	
◇現金収入は、経理規程に定める期日までに金融機関に預け入れてください。 〈現金収入を所定の日数以内に預け入れていない。 〈所窓の押印を受けた領収書を発行していない。 〈商附金収入 (2) 寄附金収入 (2) 寄附金収入 (2) 寄附金型を推奨を推奨を開発を推奨を開始を確定するためには、贈与者の真意を表行していない。 〈高附申込書を作成し、寄附者の意思を確認していますか。 〈高附自的に合った拠点区分で適正に収入としていますか。 〈高附自的に合った拠点区分で適正に収入としていますか。 〈登録に際して、理事長又は理事長から権限を受ける際の添付書類となっていますので、領収書については、保重に管理を行い、発行した際は控えを保存している、保護・と受ける際の添付書類となっていますので、領収書については、保証に管理を行い、発行した際は控えを保存しておく必要があります。 〈企会の高別は、寄附自的により拠点区分の帰属を決定し、当該、公金銭の寄附は、寄附自的により拠点区分の帰属を決定し、当該、公主の対しては、保証に管理を行い、発行した際は控えを保存しているのの場面を対している。 〈企会の方別は、寄附自のにより拠点区分の帰属を決定し、当該、公主の対しては、保証に管理を行い、発行した際は控えを保存している。 《経検改正:平成30年3月30日〉(以下)指導監督を徹底について」、会を設の寄附は、寄附自的により拠点区分の帰属を決定し、当該、公主の対しまし、の主は、経済産のある基本では、対する指導監督の徹底について」、会を表示といるいるの当上が必要になる場合については、保証を確述法人及び対金に対している。 《通正な領収書を発行しているい。 (別で)指導監督後の議由)という。) (以下)指導監督後の議由)という。) (対しましたを受けた者の承認を得ているい。) (以下)指導監督後の議由)という。) (対しましたとなど、となど、となど、経検改正:平成30年3月30日) (以下)指導監督後底通知)という。) (対しましたとなど、となど、となど、となど、経検改正・平成30年3月30日) (以下)指述監督後底通知)という。) (対しましたとなど、となど、とない。) (領収書の控えを保存しているい。) (対しましたとなど、とない。) (対しましたとなど、とない。) (対しましたとなど、とない。) (対しましたとなど、とない。) (対しましたとなど、とない。) (対しましたとないない。) (対しましたとないない。) (対しましたとなど、とない。) (対しましたとなど、とない。) (対しましたとなど、とない。) (対しましたとなど、とない。) (対しましたとなど、とない。) (対しましたとなど、とない。) (対しましたとなど、とない。) (対しましたとなど、とない。) (対しましたとなど、とない。) (対しましたとなど、とないない。) (対しましたとないないないないないないないないないないないないないないないないないないない		が行われた場合で、領収書の発行の要求がない場合には、領収書				
でください。	行していますか。				◇領収書の控えを保存してい	口頭
(2) 寄附金収入 ◇ 寄附金配を確認していますか。 ◇ 寄附金品を収納できる権利を確定するためには、贈与者の真意を表示した書面(贈与契約書、寄附申込書、贈呈書、遺言公正は ◇ 寄附目的に合った拠点区分で適正に収入としていますか。 ◇ 育附目的に合った拠点区分で適正に収入としていますか。 ◇ 受領に際して、理事長又は理事長から権限要談をできる機利を確定するのではえ、後妻に管理を行い、発行した際は控えを保存しておく必要があります。 ◇ 予解と取るとなっていますので、領収書については、後妻能を承けた者の承認はありますか。 ◇ 利用者や契約業者及び保護者会等に寄物を表示した書の意能はありますか。 ◇ 利用者や契約業者及び保護者会等に寄物を表示していませんか。 ◇ 利用者や契約業者及び保護者会等に寄物を表示していませんか。 ◇ 利用者や契約業者及び保護者会等に寄物を表示していませんか。 ◇ 有別な日間にというとは、投入を表示した書の表には表します。 ◇ 「モデル経理規程」第25条 ◇ 「定款例」第24条(備考)(1)① 「企業等の取得すべきものとして指定された。 (担接第1275号、老発第274号で、大き付金等の取得すべきものとして指定された。 (本語を表に対する指収書は入の認可等の適正化並ないに、対策を表していては、対策を表し、対策を表していては、対策を表していては、対策を表していては、対策を表していては、対策を表していては、対策を表していては、対策を表していては、対策を表していては、対策を表して対策を表していては、対策を表していていていていていていていていていていていていていていていていていていてい		◇現金収入は、経理規程に定める期日までに金融機関に預け入れ			ない。	
(2) 寄附金収入 ◇ 寄附金の表を収納できる権利を確定するためには、贈与者の真意 認していますか。 ◇ 寄附自的に合った拠点区分で適正に収入として計上し、併せて事業活動計算書の経常経費寄附金収入又は施設整備等 の検えのでの資金収入として計上し、併せて事業活動計算書の経常経費寄附金収入又は施設整備等 の作社会福祉法人が追回等の適を実施要網」 「預け入れていない。 ◇ 「運用指針」9 ◇ 「運用指針」9 ◇ 「運用指針」9 ◇ 「モデル経理規程」第25条 ◇ 「定款例」第24条(備考)(1)① ① ◇ 事務 (1)① ① ◇ 事務 (1)② ② ② 立並びに施設の創設 ・ 立並びに施設の創設 ・ 立並びに施設の創設 ・ 立 立びに施設の創設 ・ 対象等のために基本 ・ 対象等のために基本 ・ 対象をの取得すべき ・ ものとして指定され ・ たる対金等の取得すべき ・ ものとして指定され ・ たる対金等については ・ は、純資産である基本 ・ 金の計上が必要にな ・ ります。 ◇ 通正な領収書を発行してい ない。 「会経収書の控えを保存してい ない。 「後終改正:平成30年3月30日) (以下「指導監督後施通知」という。) ・ 会(観収書の控えを保存してい ない。 ○ 衛収書の控えを保存してい ない。 「社会福祉法人の記可等の適正に並 ・ は、純資産である基本 ・ 金の計上が必要にな ・ ります。 ◇ 領収書の控えを保存してい ない。 ○ 本述に対し、は、純資産である基本 ・ 金の計上が必要にな ・ は、・ は、・ は、・ は、・ は、・ は、・ は、・ は、・ は、・ は、		てください。				
(2) 寄附金収入 ◇ 寄附金収入 ◇ 寄附金品を収納できる権利を確定するためには、贈与者の真意 認していますか。 ◇ 寄附自的に合った拠点区分で適正に収 入としていますか。 ◇ 寄附自的に合った拠点区分で適正に収 入としていますか。 ◇ 可提祖法人の設力等を限分をでしていますが、 ◇ では、調査を表がしていますが、 ◇ では、関連を表がしていますが、 ◇ では、関連を発行していない。 ◇ では、関連を表がしていますが、 ◇ では、関連を表がしていますが、 ◇ では、関連を表がしていますが、 ◇ では、関連を表がしているでは、関連を表がしているでは、関連を表がしていますが、 ◇ では、関連に管理を行い、発行した際は控えを保存しておく必要があります。 ◇ 全銭の寄附は、寄附自的により拠点区分の帰属を決定し、当該 関連に管理を行い、発行した際は控えを保存しておく必要があります。 ◇ 金銭の寄附は、寄附自的により拠点区分の帰属を決定し、当該 関連に管理を行い、発行した際は控えを保存しておく必要があります。 ◇ 金銭の寄附は、寄附自的により拠点区分の帰属を決定し、当該 関連に管理を行い、発行した際は控えを保存しておく必要があります。 ◇ 金銭の寄附は、寄附自的により拠点区分の帰属を決定し、当該 「大き福祉法人及び社会福祉法人及び社会福祉施設は、総資産である基本 会の計上が必要にないない。 ◇ 適正な領収書を発行しているで、会験を改正・平成 30 年 7 月 23 日産児免第 488 今、社接発第 1275 号、老発第 274 号をひとして指定された。 では、総資産である基本 会の計上が必要にないない。 ◇ 適正な領収書を発行しているでは、観査を表に対する指導監督の徹底については、、総資産である基本 会の計上が必要にないない。 〈 過避を表に対する指導監督の徹底について」は、総資産である基本 会の計上が必要にないない。 〈 過避を表に対する指導監督の徹底について」は、総資産である基本 会の計上が必要にないない。 〈 過避を発行しているでは、総資産である基本 会の計上が必要にないない。 〈 過避を発行しているない。 〈 では、経済を表に対して、 は、経済を表に対して、 は、経済を表に対して、 は、経済を表に対して、 は、経済を表に対して、 は、経済を表に対して、 は、経済を表に対して、 は、経済を確定すると、 は、経済を表に対して、 は、経済を表に対して、 は、経済を表に対して、 は、経済を定いいては、 は、経済を定いいては、 は、経済を表に対して、 は、経済を表に対して、 は、経済を表に対して、 は、経済を定める基本 は、経済を定める基本 は、経済を定める基本 は、経済を表に対して、 は、経済を表に対して、 は、経済を表に対して、 は、経済を定める基本 は、経済を定める基本 は、経済を定め、 は、経済を定める基本 は、経済を定める基本 は、対すると、 は、経済を定める基本 は、経済を定める基本 は、経済を定める基本 は、対すると、 は、経済を表に対して、 は、経済を定める基本 は、対すると、 は、経済を定める基本 は、対すると、 は、経済を定める基本 は、対すると、 は、経済を定める基本 は、対すると、 は、経済を定める基本 は、対すると、 は、経済を定めると、 は、経済を可能となると、 は、経済を定めると、 は、経済を定めると、 は、経済をのは、は、経済を定めると、 は、経済を可能と、 は、経済を定めると、 は、経済を定めると、 は、経済を定めると、 は、						文書
(2) 寄附金収入 ◇寄附由込書を作成し、寄附者の意思を確認していますか。 ◇寄附自的に合った拠点区分で適正に収入 入としていますか。 ◇奇附目的に合った拠点区分で適正に収入 入としていますか。 ◇奇附目的に合った拠点区分で適正に収入 入としていますか。 ◇受領に際して、理事長又は理事長から権限を受ける際の添付書類となっていますので、領収書については、検重に管理を行い、発行した際は控えを保存しておく必要があります。 ◇利用者や契約業者及び保護者会等に寄附を求めていませんか。 (2) 寄附金収入 ◇寄附自のに合った拠点区分で適正に収入 入としていますか。 ◇受領に際して、理事長又は理事長から権限を受ける際の添付書類となっていますので、領収書については、検重に管理を行い、発行した際は控えを保存しておく必要があります。 ◇和用者や契約業者及び保護者会等に寄附を求めていませんか。 (2) 寄附金収入 ◇寄附自の意思を確認はあります。 ◇社会福祉法人の設定の対象を表しているで、行いでは、検重に管理を行い、発行した際は控えを保存しておく必要があります。 ◇金銭の寄附は、寄附自的により拠点区分の帰属を決定し、当該、人の記の等の適正化並では、経済産である基本をの計上が必要になります。 ◇企業の寄附は、寄附自的により拠点区分の帰属を決定し、当該人の設定は、実施の対しているでは、経済産である基本をの計上が必要になります。 ◇企業の寄附は、寄附自的により拠点区分の帰属を決定し、当該人の記の等の適正化並では、経済産である基本をの計上が必要になります。 (以下「指導監督徹底通知」という。) 5(4) 工人では、大きに対する指導監督実施要網」 ◇に対する指導監督、家施要網」 ◇に対する指導監督、家施要網」 「社会福祉法人指導監査、実施要網」 ○本語においていない。 ◇本語においていない。 ◇本語においていない。 ◇本語においていない。 ◇本語においていない。 ◇本語においていない。 ◇本語においていない。 ◇は会福祉法人の認可等の適正化立ていない。 は、純資産である基本をの計上が必要になります。 ②は、経済産産の、第1 という。) 5(4) 工人では、大きに対する指導監督、家施要網」 ○本語においていない。 ◇は会福祉法人の認可等の適正という。) 5(4) 工人では、大きに対する指導監督、徹底通知」という。) 5(4) 工人では、経済を指述を指導となっていますのでは、経済を定するといるに対していない。 ○本語においているにおいない。 ○本語においているに対しましていない。 ○本語においているに表しましているには、関係を発生を防止するに対しましているに対しましているには、経済を表しているには、経済を表しているに対しましているには、経済を表しているには、といるには、といるには、といるにはは、経済を表しているには、といるには、					に預け入れていない。	
(2) 寄附金収入 ◇寄附由込書を作成し、寄附者の意思を確認していますか。 ◇寄附自的に合った拠点区分で適正に収入 入としていますか。 ◇奇附目的に合った拠点区分で適正に収入 入としていますか。 ◇奇附目的に合った拠点区分で適正に収入 入としていますか。 ◇受領に際して、理事長又は理事長から権限を受ける際の添付書類となっていますので、領収書については、検重に管理を行い、発行した際は控えを保存しておく必要があります。 ◇利用者や契約業者及び保護者会等に寄附を求めていませんか。 (2) 寄附金収入 ◇寄附自のに合った拠点区分で適正に収入 入としていますか。 ◇受領に際して、理事長又は理事長から権限を受ける際の添付書類となっていますので、領収書については、検重に管理を行い、発行した際は控えを保存しておく必要があります。 ◇和用者や契約業者及び保護者会等に寄附を求めていませんか。 (2) 寄附金収入 ◇寄附自の意思を確認はあります。 ◇社会福祉法人の設定の対象を表しているで、行いでは、検重に管理を行い、発行した際は控えを保存しておく必要があります。 ◇金銭の寄附は、寄附自的により拠点区分の帰属を決定し、当該、人の記の等の適正化並では、経済産である基本をの計上が必要になります。 ◇企業の寄附は、寄附自的により拠点区分の帰属を決定し、当該人の設定は、実施の対しているでは、経済産である基本をの計上が必要になります。 ◇企業の寄附は、寄附自的により拠点区分の帰属を決定し、当該人の記の等の適正化並では、経済産である基本をの計上が必要になります。 (以下「指導監督徹底通知」という。) 5(4) 工人では、大きに対する指導監督実施要網」 ◇に対する指導監督、家施要網」 ◇に対する指導監督、家施要網」 「社会福祉法人指導監査、実施要網」 ○本語においていない。 ◇本語においていない。 ◇本語においていない。 ◇本語においていない。 ◇本語においていない。 ◇本語においていない。 ◇本語においていない。 ◇は会福祉法人の認可等の適正化立ていない。 は、純資産である基本をの計上が必要になります。 ②は、経済産産の、第1 という。) 5(4) 工人では、大きに対する指導監督、家施要網」 ○本語においていない。 ◇は会福祉法人の認可等の適正という。) 5(4) 工人では、大きに対する指導監督、徹底通知」という。) 5(4) 工人では、経済を指述を指導となっていますのでは、経済を定するといるに対していない。 ○本語においているにおいない。 ○本語においているに対しましていない。 ○本語においているに表しましているには、関係を発生を防止するに対しましているに対しましているには、経済を表しているには、経済を表しているに対しましているには、経済を表しているには、といるには、といるには、といるにはは、経済を表しているには、といるには、						_
(2) 寄附金収入 ◇寄附申込書を作成し、寄附者の意思を確 認していますか。 ◇寄附申込書を作成し、寄附者の意思を確 さ表示した書面(贈与契約書、寄附申込書、贈呈書、遺言公正証書等)を徴する必要があり、また、後日のトラブル発生を防止する有効な手段でもあります。 入としていますか。 ◇受領に際して、理事長又は理事長から権限要請を承けた者の承認はありますか。 ◇受領に際して、理事長又は理事長から権限要請を承けた者の承認はありますか。 ◇受領に際して、理事長又は理事長から権限要請を承けた者の承認はありますか。 ◇一般の寄附は、寄附目的により拠点区分の帰属を決定し、当該を表別を表別として計上し、併せて事業活動計算書の経常経費寄附金収入又は施設整備等寄附金収入として計上し、併せて事業活動計算書の経常経費寄附金収入又は施設整備等寄附金収入として計上し、併せて事業活動計算書の経常経費寄附金収入又は施設整備等寄附金収入として計上し、併せて事業活動計算書の経常経費寄附金収入又は施設整備等寄附金収入として計上し、併せて事業活動計算書の経常経費寄附金収入又は施設整備等寄附金収入として計上し、併せて事業活動計算書の経常経費寄附金収入又は施設整備等寄附金収入として計上し、併せて事業活動計算書の経常経費寄附金収入又は施設整備等寄附金収入として計上し、行せまによります。 ◇ 社会福祉法人の設立立並びに施設の創設、 ◇ 常附申込書を微していな 対						口頭
◇寄附金品を収納できる権利を確定するためには、贈与者の真意 を表示した書面(贈与契約書、寄附申込書、贈呈書、遺言公正証 を表示した書面(贈与契約書、寄附申込書、贈呈書、遺言公正証 書等)を徴する必要があり、また、後日のトラブル発生を防止する有効な手段でもあります。 ◇社会福祉法人の発行する領収書は、所得税または法人税の控除を受ける際の添付書類となっていますので、領収書については、慎重に管理を行い、発行した際は控えを保存しておく必要があります。 ◇全銭の寄附は、寄附目的により拠点区分の帰属を決定し、当該 拠点区分の資金収支計算書の経常経費寄附金収入又は施設整備等 寄附金収入として計上し、併せて事業活動計算書の経常経費寄附金収入又は施設整備等 寄附金収入として計上し、併せて事業活動計算書の経常経費寄附金収入とはた記を構造を収入とはない。 ◇富田和田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田					を発行していない。 	
◇寄附金品を収納できる権利を確定するためには、贈与者の真意 を表示した書面(贈与契約書、寄附申込書、贈呈書、遺言公正証 を表示した書面(贈与契約書、寄附申込書、贈呈書、遺言公正証 書等)を徴する必要があり、また、後日のトラブル発生を防止する有効な手段でもあります。 ◇社会福祉法人の発行する領収書は、所得税または法人税の控除を受ける際の添付書類となっていますので、領収書については、慎重に管理を行い、発行した際は控えを保存しておく必要があります。 ◇全銭の寄附は、寄附目的により拠点区分の帰属を決定し、当該 拠点区分の資金収支計算書の経常経費寄附金収入又は施設整備等 寄附金収入として計上し、併せて事業活動計算書の経常経費寄附金収入又は施設整備等 寄附金収入として計上し、併せて事業活動計算書の経常経費寄附金収入とはた記を構造を収入とはない。 ◇富田和田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田						
認していますか。			人「海田北社」0	人分分与九十十八九	人実界中にまた郷していた	+ +
書等)を徴する必要があり、また、後日のトラブル発生を防止する有効な手段でもあります。						人音
◇寄附目的に合った拠点区分で適正に収入として計ます。	一 総していまりか。				い。(仇徴、共奏寺を除く)	
入としていますか。	 		1 12111112 111 1111 1111 111			→⇒
を受ける際の添付書類となっていますので、領収書については、 ②受領に際して、理事長又は理事長から権 限委譲を承けた者の承認はありますか。 ②本銭の寄附は、寄附目的により拠点区分の帰属を決定し、当該 が下来がていませんか。 本受ける際の添付書類となっていますので、領収書については、 慎重に管理を行い、発行した際は控えを保存しておく必要があります。 ②本銭の寄附は、寄附目的により拠点区分の帰属を決定し、当該 拠点区分の資金収支計算書の経常経費寄附金収入又は施設整備等 寄附金収入として計上し、併せて事業活動計算書の経常経費寄附金収入又は施設整備等 を受ける際の添付書類となっていますので、領収書については、 (本) 位に社会福祉法人及び社会福祉施設 は、純資産である基本 金の計上が必要になります。 ②適正な領収書を発行しています。 ②は、純資産である基本 会の計上が必要になります。 ②は、・一般である基本 会の計上が必要によります。 ②は、・一般である基本 会の計上が必要になります。 ②は、・一般であると、・一般である基本 会の計画を発行している。 ②は、・一般であると						人音
◇受領に際して、理事長又は理事長から権限委譲を承けた者の承認はありますか。 は、純資産である基本は対する指導監督の徹底については、会議の寄附は、寄附目的により拠点区分の帰属を決定し、当該の利用者や契約業者及び保護者会等に寄附を求めていませんか。 は、純資産である基本は、対する指導監督の徹底については、会議の寄附は、寄附目的により拠点区分の帰属を決定し、当該拠点区分の資金収支計算書の経常経費寄附金収入又は施設整備等を対象である場合は、対する指導監督徹底通知」という。)を対象では、対する指導監督徹底通知」という。)を対象では、対する指導監督徹底通知」という。)を対象では、対するに対するには、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	X2 C C C C C C G G M					
限委譲を承けた者の承認はありますか。	│ │				(1,20.0	
◇金銭の寄附は、寄附目的により拠点区分の帰属を決定し、当該 ※利用者や契約業者及び保護者会等に寄 附を求めていませんか。 ※加速区分の資金収支計算書の経常経費寄附金収入又は施設整備等 等附金収入として計上し、併せて事業活動計算書の経常経費寄附 会児共及は作品整備等に表していませんが。 ※回せないませんがのからにより拠点区分の帰属を決定し、当該 ※加速区分の資金収支計算書の経常経費寄附 会別はないませんが。 ※回せないませんがのからにより拠点区分の帰属を決定し、当該 ※加速区分の資金収支計算書の経常経費寄附 会別はないませんがのからにより拠点区分の帰属を決定し、当該 ※回じておいませんがのからにより拠点区分の帰属を決定し、当該 ※回じておいませんがのからにより拠点区分の帰属を決定し、当該 ※回じておいませんがのからにより拠点区分の帰属を決定し、当該 ※回じておいませんがのからにより拠点区分の帰属を決定し、当該 ※回じておいませんがのからにより拠点区分の帰属を決定し、当該 ※回じておいませんがのからにより拠点区分の帰属を決定し、当該 ※回じておいませんがのからにより拠点区分の帰属を決定し、当該 ※回じておいませんがのからにより拠点区分の帰属を決定し、当該 ※回じておいませんがのからにより拠点区分の帰属を決定し、当該 ※回じておいませんがのからにより拠点区分の帰属を決定し、当該 ※回じておいませんがのからにより拠点区分の帰属を決定し、当該 ※回じておいませんがのからにより拠点区分の帰属を決定し、当該 ※回じておいませんがのからにより、これにより、						
◇利用者や契約業者及び保護者会等に寄 拠点区分の資金収支計算書の経常経費寄附金収入又は施設整備等 附を求めていませんか。						
附を求めていませんか。	│ │			7670	.c. v .0	
奇附金収入として計上し、併せて事業活動計算書の経常経質奇附					◇領収書の控えを保存してい	★聿
	FILE STANCE OF ELONG	寄附金収入として計上し、併せて事業活動計算書の経常経費寄附				^ =
	 ◇滴正な内容の客附領収書を整備 発行	金収益又は施設整備等寄附金収益として計上してください。				

			<u> </u>	他設共进 " 栓理編 (新芸計	季 华/
項目	対 応 方 法	根 拠 法 令 等	留 意 事 項	評価事項	
していますか。	◇寄附物品については、取得時の時価により、経常経費に対する	◇「指導監督徹底通知」5(2)イ		◇利用者や契約業者及び保護	文書
A (// 15 A / 15 A / 16 A A / 17 A / 1	寄附物品であれば経常経費寄附金収入及び経常経費寄附金収益と	◇「所得税法施行規則」第47条の2		者会等に寄附を求めている。	
◇後援会などへの寄附や実際に受けてい	して計上してください。土地などの支払資金の増減に影響しない	第3項			* *
ない寄附に対し、法人名義の領収書を発行していませんか。	寄附物品については、事業活動計算書の固定資産受贈額として計			◇実際に受けていない寄附に 領収書を発行している。	文書
	│ │ 上するものとし、資金収支計算書には計上することはできません。				
◇物品の寄附についても、寄附金収入を計	ー ただし、当該物品が飲食物等で即日消費されるもの又は社会通			◇勘定科目が誤っている。	口頭
上していますか。	│ │ 念上受取寄附金として扱うことが不適当なものはこの限りではあ				
	りません。				
◇共同募金会からの受配者指定寄附金及 び受配者指定寄附金以外の配分金は、適正	 ◇なお、寄附金及び寄附物品を収受した場合においては、寄附者			◇物品の寄附を収入及び収益 に計上していない。	口頭
な勘定科目に計上していますか。	 から寄附申込書を受けることとし、寄附金収益明細書(「運用上の				
	 取扱」別紙 3②)を作成し、寄附者、寄附目的、寄附金額等を記載			◇支払資金に影響しない土地	口頭
◇寄附金収益明細書は作成されています	 することとします。			等の寄附物品について、資金	
か。	 ◇共同募金会からの受配者指定寄附金のうち、施設整備及び設備			収支計算書に計上している。 	
	 整備に係る配分金(資産の取得等に係る借入金の償還に充てるも			│ │ ◇寄附金収益明細書を作成し	文書
	│ │のを含む。)は、施設整備等寄附金収入として計上し、併せて施設			ていない。	^
	│ │整備等寄附金収益として計上します。このうち基本金として組入				
	 れすべきものは、基本金に組入れる必要があります。			◇共同募金会からの受配者指	口頭
	 また、受配者指定寄附金のうち経常的経費に係る配分金は、経			定寄附金及び受配者指定寄附	
	│ │常経費寄附金収入として計上し、併せて経常経費寄附金収益とし			一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	
	 て計上します。			1.220	
	│ │ 一方、受配者指定寄附金以外の配分金のうち、経常的経費に係				
	 る配分金は、補助金事業収入及び補助金事業収益に計上します。				
	│ │ なお、受配者指定寄附金以外の配分金のうち、施設整備及び設				
	備整備に係る配分金は、施設整備等補助金収入及び施設整備等補				
	助金収益に計上し、国庫補助金等特別積立金を積み立てる必要が				
	あります。 				
(3)補助金収入等					
◇補助金等は適正に収入計上しています	 ◇施設整備等に係る補助金、借入金元金償還補助金、借入金利息			 ◇拠点区分、計上額が不適切。	文書
か。	補助金、及び経常経費補助金等の各種補助金については、補助の	◇「運用指針」10			
◇補助金収益明細書は作成されています	目的に応じて帰属する拠点区分を決定してください。	◇各補助金交付要綱		◇勘定科目が不適切。	口頭
か。				 ◇補助金収益明細書が作成さ	女妻
				▽ m 列 並 収 盆 切 和 音 が TF 及 ご	入音

項目	対	応	方	法	1	根 拠 🧎	去令	等	留	意 事	項	評価事項	
◇各種補助金については、補助目的に応じ												れていない。	
た拠点区分に計上していますか。													
(4)利用者からの収入 ◇利用者からの収入を適正に収入計上し ていますか。	◇各事業にかかる収書、事業活動計算書科目に計上してくだされる	で定められ			 	Z.		第 24 条、			て小区		文書
◇利用者等に、明細を明らかにした請求書	◇日用品費等につい 算根拠を明確にして				 							◇拠点区分、計上額が不適切。	文書
を発行していますか。	実支出額の範囲となっ											◇勘定科目が不適切。	口頭
												◇利用者に明細を示していない。 い。	口頭
◇領収書を利用者に発行していますか。												◇請求書・領収書等を発行し ていない。	文書
◇徴収簿又はそれに替わるものを作成し												 ◇実費の範囲を超えている。	文書
ていますか。												(要返還)	X
◇日用品費等は、実費の範囲内となってい												◇積算根拠が不明確。	口頭
ますか。												◇徴収簿等を作成していない。 い。	口頭
												◇簿外処理がある。	文書

項 目 対 応 方 法 根 拠 法 令 等 留 意 事 項 評価事項 (5)保育所の利用料収入 ◇私的契約の利用料は適正ですか。 ◇私的契約の利用料は、保育単価を参考にして決定してください。 ◇日常的に実費徴収が生じる場合は、実費徴収金台帳により利用 事業収入(収益)、私 価を下回っている。	単 文書
◇私的契約の利用料は適正ですか。	単 文書
◇日常的に実費徴収が生じる場合は、実費徴収金台帳により利用 事業収入(収益)、私 価を下回っている。	単 文書
人名英加拉尔西姆 7月 大利西姆佐西州 大印度	
◇私的契約利用料、延長保育利用料等の徴 │ 者別に整理してください。また、実支出額以下となっているかを │	
収簿を整備していますか。]。 文書
◇延長保育等を行っている場合は、施設で利用料を定め、収入処 (収益)を使用してく	
理してください。 □ はない。 □ はない。 □ がいる ではない。 □ がいる ではないるい。 □ がいる ではないるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいる	口頭
◇実費徴収額は、実際の支出額以下となっ ◇保護者から実費を徴収した場合は、簿外処理とせず、施設の収	_
ていますか。	の 文書
ス代、〇〇教室月謝、おやつ代等)	
◇簿外処理はありませんか。 ◇また、実費徴収額の積算根拠を明確にしておき、保護者等から ◇実費の範囲を超えてい	○。 文書
求められた場合は、内訳や収支の状況を説明する必要があります。 (要返還) (でお、定期的に保護者等に対し、支出内容の報告をすることが望 (である) (である)	
する。、定期的に休護有寺に対し、文田内谷の報告をすることが呈 ましい処理と思われます。 ◇積算根拠が不明確。	口頭
ならい地域と恋われます。	
い。	は 口頭
□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	文書
VATILEEN BOOK	
(6) 軽費老人ホームの利用料収入	
◇ケアハウス管理費の一括徴収分は、長期 ◇利用料のうち、軽費老人ホームにおける居住に要する費用の収 ◇平成 23 年 8 月国土交通省住宅局 ◇ケアハウス管理費の一括	数 文書
預り金に計上してありますか。 入は、(中区分)運営事業収入(小区分)管理費収入となり、管 「原状回復をめぐるトラブルとガイ 収分を固定負債の長期預り	金
理費収入を除く利用者等からの利用料は、(中区分)運営事業収 ドライン」再改定版 に計上していない。	
◇退去の際に、ルームクリーニング費用等 入 (小区分) その他の利用料収入となります。	
を請求していませんか。 ◇管理費の一括徴収分は固定負債となります。 ◇退去時の費用負担に問題	が 口頭
◇退去時の費用負担については、利用者とトラブルにならないよりある。	
う、公的なガイドラインを参考にしてください。	
(7)その他の収入 ◇その他の収入(その他のサービス活動外 ◇会計基準の勘定科目のうち、その他の収入(その他のサービス ◇ 適正に収入(収益)計」	しく文書
◇その他の収入(その他のサービス活動外 ◇会計基準の制定科目のうち、その他の収入(その他のサービス	し X書
収益/を適正に収入(収益/計工していま 活動外収益/) で処理されるものをいいます。 すか。	
が散漫になりがちですが、日常的に実費徴収が生じる場合は、実	い ロ頭
が	一旦
を作成していますか。	
◇利用者等外給食費収入を適正に計上し、◇職員、来訪者等利用者以外に提供した食事に対する収入を利用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	対し回頭
ていますか。 古等外給食費収入に計上してください。 オ等外給食費収入に計上してください。	•
◇職員給食費等の実費を徴収する場合、適 ◇職員給食費等は、徴収単価≧一人あたり材料購入単価の関係を る。	-

		I	1	他敌共进"栓理桶(新云缸	李午/
項目	対 応 方 法	根拠法令等	留 意 事 項	評価事項	
正な額となっていますか。	維持する必要がありますので、定期的に検証してください。なお、			◇職員給食費の単価が不適	文書
	実費相当額を超えて徴収し、収益を上げることはできません。			切。	
				◇簿外処理がある。	文書
(8) その他					
◇その他、収入(収益)の状況に問題点は				◇問題点がある。	口頭
ありませんか。					
5 支出の状況について					
(1)基本的事項					
◇支出の会計処理は、経理規程に基づき、	◇支出については、受領する権利を有する者からの請求書、その	◇「モデル経理規程」第7条、第26	◇法人本部の経費を	◇請求書、契約書等に基づき	文書
適正に行われていますか。	他取引を証する書類に基づき、必ず会計責任者(出納職員を設け	条	施設で支払った場合、	支出されていない。	
	る場合は出納職員)の承認を得て行い、領収書等を整理保存して	◇「運用指針」6	措置費の場合は施設		
◇支出は該当する拠点区分・サービス区分	おいてください。		に返還しなければな	◇会計責任者(出納職員)の	文書
に適切に計上していますか。	◇支出は該当する事業の拠点区分・サービス区分にそれぞれ計上		りません。	承認を得ずに支出している。	
	して下さい。役員報酬、理事会費用、法人登記費用等、法人の運		◇法人の関係者等に		
◇慶弔規程は整備されていますか。	営に要する経費については、法人本部の支出になります。		特別の利益を与えた	◇拠点区分、サービス区分へ	文書
	◇香典や祝い金等は、慶弔規程等で合理的な範囲を定め、それに		場合は、租税特別措置	の計上額が不適切。	
◇施設が行う事業に関係のない支出はあ	基づき支出を行い、証憑書類には相手方との関係や必要性を記入		法第 40 条の承認が取		
りませんか。	しておいてください。		り消される場合があ	◇勘定科目が不適切。	口頭
	◇会議等、飲食を伴う支出は、証憑書類等に、会議の目的や参加		ります。		
◇会議費にかかる支出は、目的や参加者が	者を記入しておいてください。			◇慶弔費を慶弔規程に基づい	口頭
明確になっていますか。	◇施設の支出は、施設の目的とする事業を行うために必要な経費			て支出していない。	
	だけです。職員の個人的な経費、特定の相手方に対する便宜供与、				
◇仮払金は、速やかに精算をしています	必要性の明らかでない支出は認められません。			◇慶弔規程の内容が不適切。	口頭
か。	◇支払いは精算払いが原則ですが、例外的支出として、科目又は				
	金額が不確定の場合に概算払い(仮払い)することができます。			◇飲食を伴う支出で、証憑書	口頭
◇理事会の費用等、法人本部の経費を施設	概算払いを行った場合は、金額及び科目が確定し債務の履行期が			類に参加者名等の記録がな	
で支払っていませんか。	到来次第、速やかに精算を行ってください。			い。	
	◇職員による立替払いは、個人の金銭と法人、施設の金銭が混同				
◇職員による立替払いが行われていませ	するので、好ましくありません。小口現金を活用する等、原則と			◇事業に必要ない支出があ	文書
んか。	して立替払いが発生しないようにして下さい。			る。	
				A + 11 A + + 1800 + - 1	
				◇支出の内容が明確でない。 	口頭
				 ◇法人本部の経費を施設で支	文書
	I .	l	l	マルハイ・ロマンルスで心吹く入	

項 目	対 応 方 法	根拠法令等	留意事項	評価事項	<u> </u>
	刈 心 刀 法	低 拠 本 巾 寺	田思尹垻	7.1	
				出している。	
				│ │ ◇正当な理由が無く職員によ	文書
				◇正ヨな理田が無く職員によ る立替払いが行われている。	X音
				る立省ないが行われている。	
(2) 小口現金					
	 ◇少額な経費の支払いや慣習上現金で支払うことが一般的な支出	 ◇「モデル経理規程」第 28 条、第		│ │ ◇小口現金出納帳が整備され	文書
すか。	に充てるため「小口現金」を設けることが出来ます。	30条		ていない。	
, , , ,		50 JK			
◇小口現金出納帳は整備されていますか。	◇小口現金を設ける際は経理規程に区分ごとの限度額等規定を設			◇小口現金出納帳、証憑書類	文書
	け、「小口現金出納帳」で出金を管理する必要があります。また、			の管理が不適切。	
◇小口現金出納帳、証憑書類の管理は適切	領収書等証憑書類を適切に保存してください。				
ですか。				◇小口現金の精算が適切に行	口頭
	◇小口現金の精算は適宜適切に行ってください。			われていない。	
◇小口現金の限度額は適切ですか。	◇小口現金は現金の支払に充てるためのものなので、利用料など				
	の現金収入を小口現金出納帳に計上することは出来ません。			◇小口現金の残高が限度額を	口頭
	◇小口現金の入出金があった日は複数職員で金銭残高を確認し、			超えている。	
せんか。	その記録(印、サイン)を残してください。			A A	
				◇収入を小口現金出納簿に計	文書
				上している。	
				│ ◇小口現金の入出金の残高を	
				複数職員で確認していない。	一口项
				 ◇小口現金の期末残高が貸借	文書
				対照表、財産目録と一致して	
				いない。	
(3)納品書、請求書					
◇納品書に検収記録(印、サイン)があり	◇納品時には、受領した職員が確認のサイン等を行い、責任の所	◇「モデル経理規程」第 26 条		◇納品書等に検収記録(サイ	口頭
ますか。	在を明確にしておく必要があります。			ン、印)がない。	
	◇請求書を受領した際には、納品書等で品物等が確実に納品され				
	たことを確認の上、支払手続きを行ってください。			◇支払の際に、納品や契約の	口頭
確認していますか。				履行を確認していない。	
				◇納品書、請求書を保存して	口頭
				いない。	

項目	対 応 方 法	根 拠 法 令 等	留 意 事 項	<u> </u>	
(4)領収書 ◇領収書や口座振込証書は、適切に保管していますか。	◇領収書等の証憑書類は、金銭の授受の取引事実の根拠となる重要な書類ですので、適切に保管してください。	◇「モデル経理規程」第 26 条		◇領収書等を保存していな い。	文書
◇領収書がない場合は、支出を証明する書 類がありますか。	◇自動販売機での購入等、領収書が受領できない場合は、支出の 内容や取扱者を明記した支払証書等を作成し、保管してください。			◇領収書、支払証書、口座振 替証書がない支出がある。(要 内容確認)	
◇領収書用紙は、印鑑の保管者と別の職員 が保管していますか。	◇書き損じた領収書用紙は、再使用できないようにした上で、適切に保管してください。また、未使用の領収書用紙は所定の責任者が保管し、あらかじめ押印しないようにしてください。			◇領収書用紙の管理に不備が ある。	口頭
(5) 共通収入支出(収益費用)の配分 ◇事業区分、拠点区分又はサービス区分に 共通する収入(収益)及び支出(費用)を、 合理的な基準に基づいて配分をしていま	◇資金収支計算及び事業活動計算を行うに当たって、人件費、水 道光熱費、減価償却費等、事業区分又は拠点区分又はサービス区 分に共通する支出及び費用については、合理的な基準に基づいて	◇「会計基準」第 14 条、第 20 条◇「運用上の取扱」7◇「運用指針」13、別添 1		◇事業区分又は拠点区分又は サービス区分に配分していな い。	
すか。 ◇配分基準の根拠は記録されていますか。	配分することとなりますが、その配分基準は、支出及び費用の項目ごとに、その発生に最も密接に関連する量的基準(例えば、人数、時間、面積等による基準、またはこれらの2つ以上の要素を合わ	ついて 今「モデル経理規程」第7条、附則 日の項 今「平成29年版社会福祉法人モデル 人数、 経理規程細則」2		◇配分基準に準じていない。	文書
	時间、面積等による基準、またはこれらの2つ以上の要素を合わせた複合基準)を選択して適用してください。 ◇一度選択した配分基準は、状況の変化等により当該基準を適用			◇配分基準の根拠が記録されていない。	口頭
	することが不合理であると認められるようになった場合を除き、 継続的に適用してください。 なお、共通する収入及び収益がある場合には、同様の取扱いと			◇配分基準が不適切。	口頭
	します。 (1)配分方法について				
	共通支出及び費用の具体的な科目及び配分方法は「運用指針」の別添 1 を確認してくだい。なお、これによりがたい場合は、実態に即した合理的な配分方法によることとして差し				
	支えありません。 また、科目が「運用指針」の別添1に示すものにない場合は、適宜、類似の科目の考え方を基に配分してください。 なお、どのような配分方法を用いたか分かるように記録し				

項目	対 応 方 法	根拠法令等	留意事項	では、	- ' '
·垻 日	水 ル 方 法 ておくことが必要です。 (2)事務費と事業費の科目の取扱について 「水道光熱費(支出)」、「燃料費(支出)」、「賃借料(支出)」、 「保険料(支出)」については原則、事業費(支出)のみに計 上することができます。 ただし、措置費、保育所委託費の弾力運用が認められない ケースでは、事業費(支出)、事務費(支出)双方に計上する 必要があります。	(板 拠	笛 息 事 垻	評恤事項	
【介護報酬、自立支援給付費】 ◇施設報酬を収益事業に充てていませんか。 ◇社会福祉法人外への資金の流出(貸付を含む)は、ありませんか。 ◇役員報酬は高額となっていませんか。	なりますので、原則として制限はありませんが、次に掲げる経費 に充当することはできません。	◇平成 12 年 3 月 10 日老発第 188 号 「特別養護老人ホームにおける繰越 金等の取扱い等について」〈最終改 正:平成 26 年 6 月 30 日〉(以下「老 発第 188 号通知」という。)第 2-2 ◇平成 18 年 10 月 18 日障発第 1018003 号「障害者自立支援法の施 行に伴う移行時特別積立金等の取扱 いについて」〈最終改正:平成 19 年 3 月 30 日〉(以下「障発第 1018003 号通知」という。)第 2-2		◇法人外に資金が流出している。(貸付を含む、要返還) ◇剰余金を配当していると認められる。(要返還) ◇収益事業に支出している。 (要返還)	文書文書文書
【措置費支弁施設、保育所】 (6)人件費関係 ◇退職共済等に加入している人数は適正ですか。 ◇社会保険料や労働保険料等の施設負担額は適正ですか。 ◇人件費が施設の財政状況を圧迫していませんか。	さい。	◇「健康保険法」第 161・164 条 ◇「厚生年金保険法」第 82・83 条 ◇「労働保険の保険料の徴収等に関		◇個人負担分を施設で支出している。(要返還) ◇退職共済等の加入人員が不適切である。 ◇社会保険料等の処理が適切でない。	文書
【措置費支弁施設、保育所】 (7)管理費(事務費)関係 ◇職員旅行等の補助額(職員負担分)は妥 当な金額となっていますか。	◇職員の福利厚生のための支出は、社会常識からみて、妥当な範囲としてください。 ◇満期返戻金付の保険は、現金の運用とみなされます。運営費、	◇雇児発第 0312001 号通知 ◇府子本第 254 号通知	◇社会常識からみて、妥当な範囲については、税法上の損金算入	◇満期返戻金付の保険に加入している。	文書

項目	対 応 方 法	根 拠 法 令 等	留 意 事 項	評価事項	
	委託費の管理運用は、安全・確実な方法で行うこととされていま		の範囲を参考にして	◇職員の福利厚生費が過大で	文書
◇満期返戻金付貯蓄損害保険に加入して	すので、元本保証のものに限られます。		ください。	ある。	
いませんか。	◇利用者の健康診断の費用は、医療機関との契約に基づくものは		◇施設行事の際に、職		
	「保健衛生費」、嘱託医に支払う場合は「非常勤嘱託給与」とし		員が利用者と一緒に	◇医療機関との契約書がな	口頭
◇協力医療機関への支出は、契約書等に基	てください。		会食する際の経費に	い。	
づいていますか。	◇職員に対するインフルエンザの予防接種は、運営費、委託費か		ついては、雑費として		
	ら支出できます。		支出が認められます。		
【措置費支弁施設、保育所】					
(8)事業費の支出内容					
◇弾力運用が認められないケースにおいて、	◇弾力運用が認められないケースにおいて、「水道光熱費」、「燃料	◇「運用指針」13(2)	◇処遇の際に職員に	◇弾力運用が認められないケ	文書
「水道光熱費」、「燃料費」、「賃借料」及び「保	 費」、「賃借料」及び「保険料」は事務費及び事業費の双方に計上してく		直接要する乗車賃、宿	ースにおいて、「水道光熱費」、	
 険料」は事務費及び事業費の双方に計上し	したさい。			「燃料費」、「賃借料」及び「保	
ていますか。			は事務費となります		
			が、貸切バス代等の共	双方に計上されていない。	
◇給食費に、調理業務に関する委託料、職員等利用者以及に提供した会共系が金具	 ◇事業費は、利用者の処遇のために必要な経費に支出するもので		通する経費について	A	
員等利用者以外に提供した食材及び食品の専用が含まれていませんか	- ひずべ質は、47/11日のための支出はできません。		は、職員が一部利用し		口頭
の費用が含まれていませんか。 	◇給食費とは食材及び食品の費用をいいます。なお、調理業務を外部		た場合も全額事業費	賞を支出している。 	
 ◇本人支給金は遅延せずに支給していま	委託している施設又は事業所にあっては、材料費のみを計上し、調理		として処理することも認められます。	 ◇給食費に、調理業務に関す	口頭
すか。	│ 業務に関する委託料は「業務委託費」に計上してください。また、職員、		していかられまり。	◇稲良質1~、調理未務1~関9 る委託料、職員等利用者以外	口與
, , ,	来訪者等利用者以外に提供した食材及び食品の費用はその他のサ			る安託科、職員等利用有以外 に提供した食材及び食品の費	
 ◇本人の受領書はありますか。	一ビス活動外費用の「利用者等外給食費」に計上してください。			用が含まれている。	
	◇本人支給金は、支給が遅延しますと利用者の生活に支障が出る			7113-13-240-00-00-	
 ◇入院患者日用品費は事前に支給してい	可能性がありますので、確実に支給してください。			 ◇本人支給金が遅延してい	文書
ますか。	また、支給の記録を文書で残すことが必要ですので、台帳等を			る。	~ •
	作成してください。				
	◇支給の証票は、利用者の領収書が原則ですが、利用者の状態に			 ◇本人等の受領書又は支払証	文書
	よっては信頼性を確保するために、立ち会った複数職員に確認を			書がない。	
	求めることが適当です。また、利用者の口座があり、本人の口座				
	であることが確認できれば、口座振込書を証票に代えることも可				
	能です。				
	◇入院患者用日用品費は、平成8年度会計検査院の検査で、事前				
	支給していないことが制度の趣旨に反する旨指摘されています。				1

項目	対 応 方 法	根 拠 法 令 等	留 意 事 項	評価事項	
【保育所のみ適用】	◇保育所の土地・建物について、賃借により施設を経営している場合には、事務費支出の中に、中区分として土地・建物賃借料の科目を設けて当該土地・建物の賃借料を計上することとし、通常の賃借料とは分けてください。	◇児保第 13 号通知 4-(2)		◇保育所の土地・建物に係る 賃借料の支出が適切でない。	口頭
(9) その他 ◇その他、支出(費用)の状況に問題点は ありませんか。				◇問題点がある。	口頭
6 契約について					
◇一定額以上の契約については、入札を実施していますか。	◇契約の方式は一般競争契約、指名競争契約及び随意契約に区分 されます。経理規程に定める額を超える契約を行う場合は原則と	◇平成 29 年 3 月 29 日雇児総発 0329第 1 号、社援基発 0329 第 1 号、障企		◇入札をしていない。	文書
 ◇随意契約の場合は、見積合わせ等により	して入札を実施してください。 ◇発注時点で年間の予定数量が把握できる場合は、予定数量で予	発 0329 第 1 号、老高発 0329 第 3 号 「社会福祉法人における入札契約等		◇価格の比較をしていない。	文書
価格の比較を行っていますか。	定価格を定め、経理規程に基づき入札等を行ってください。 ◇随意契約を行う場合は、経理規程に定める条件を満たしている	の取扱いについて」 ◇「モデル経理規程」第 12 章	◇契約の正当性が証 明できない場合は、法	·	文書
◇契約締結時において契約書、請書等で契 約の履行が確保されていますか。	か確認してください。		人外への資金流出と 見られる恐れがあり	ない。	
	◇随意契約であっても、軽微な契約を除き、見積合わせ等、価格		ます。	◇契約書を徴していない。	文書
◇契約の必要性を明らかにした書面で意	の比較を行い、適正な価格で契約してください。		◇正当な理由なく高		
思決定を行っていますか。	◇特殊製品の購入や緊急性等の理由により、入札の実施や見積合 わせを省略する場合は、稟議書等に合理的な理由を記載し、正当		額な随意契約を行った場合は、法人監査の	◇請書等を徴していない。	口頭
◇契約の内容は適正ですか。(契約内容、 契約方法、契約業者選定理由、価格決定等)	性を第三者に証明できるようにしてください。 ◇契約内容が妥当であるか、見積内容や納品価格が市場価格と比		省略ができません。	◇継続契約で定期的な契約内 の見直しや価格の調査をして いない。(契約更新時等)	口頭
◇その他、契約の状況に問題点はありませ					
んか。	てください。 ◇経理規程に定める額(モデル経理規程では 100 万円)を超える 契約を行う場合は相手方と契約書を取り交わして下さい。それ以 下の金額であっても、軽微な契約を除き、相手側から請書等を徴 してください。 ◇継続的な契約の場合は、定期的に契約内容の見直しや価格の調			◇その他、契約の状況に問題 点がある。	口頭
	査を行い、必要があれば契約内容の変更や新たな入札を行ってください。 ◇契約は、理事長又はその委任を受けた者(契約担当者)でなければ行うことができません。				

項目	対 応 方 法	根拠法令等	留意事項	地球光地·柱柱栅(利去) 評価事項	
7 資産・負債の管理について	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,			#11E 7 X	
(1)基本財産					
(T) 基本財産 ◇基本財産は適切に計上していますか。 ◇基本財産の管理運用は、安全、確実な方法で行われていますか。(施設として使用している土地・建物は除きます。)	 ◇社会福祉施設を経営する法人にあっては、全ての施設についてその施設の用に供するために所有する不動産は、原則として基本財産としなければなりません。 ◇基本財産を運用する場合は、元本が確実に回収できるほか、固定資産として常識的な運用益が得られ、又は、利用価値を生じる方法で行ってください。次の方法で管理運用することは適当でありません。 ①価格変動の激しい財産(株式、株式投資信託、金、外貨建債権等) ②客観的評価が困難な財産(美術品、骨董品等) ③減価する財産(建築物、建造物等減価償却資産) ④回収が困難になるおそれのある方法(融資) ◇基本財産(有形固定資産)は、貸借対照表、基本財産及びその他固定資産(有形・無形固定資産)の明細表、固定資産理台帳に計上してください。 ◇基本財産の増減の内容及び金額については、貸借対照表の注記に記載する必要があります。 	社援第 2618 号、老発第 794 号、児発 第 908 号「社会福祉法人の認可につ いて」〈最終改正:令和 2 年 12 月 25 日〉別紙 1「社会福祉法人審査基 準」(以下「社会福祉法人審査基準」 という。)第 2-2,3 ◇「社会福祉法人指導監査実施要綱」 Ⅲ2 ◇「会計基準」第 25 条、第 26 条、 第 29 条 (6)、第 30 条 ◇「運用指針」27 ◇「モデル経理規程」第 40 条、第	◇基本財産を処分する場合は、知事の承認が必要です。	◇基本財産の計上に誤りがある。 ◇基本財産の管理運用を安全確実な方法で行っていない。 ◇所管庁の承認な〈基本財産を処分している。 ◇基本財産の増減の内容及び金額を貸借対照表の注記に表示していない。	文書
(2)基本財産以外 【法人本部、介護報酬、自立支援給付費】 ◇基本財産以外の資産(運用財産、公益事	◆基本財産以外の資産は、株式投資や株式を含む投資信託等による管理運用も可能ですが、「安全、確実な方法で行われていること	◇「社会福祉法人審査基準」第 2-2, 3 ◇「社会福祉法人指導監査実施要綱」	◇社会福祉法人モデ ル運用規程(全国社会	◇投機的取引を行っている。	文書
業用財産、収益事業用財産)を投機的取引	お自住連州も可能ですが、「女主、確実な方法で打われていること が望ましい」とされていますので、いわゆる投機的取引(商品先		福祉施設経営者協議	 ◇安全性、確実性に配慮して	口頭
で運用していませんか。	物取引、外国為替証拠金取引等)を行うことは不適切です。 ◇元本保証以外の資産運用を行う際は、定款の変更、運用規程の	◇定款例第30条 ◇「モデル経理規程」第40条、第	会)	いない。	
◇元本保証以外の資産運用を行う場合、定款の変更、運用規程の整備がされていますか。		43条 ◇平成 12年2月17日社援施第9号 「措置費(運営費)支弁対象施設に おける社会福祉法人会計基準の適用	た場合も保有は可能です。	◇元本保証以外の運用を行う際、定款変更、運用規程の整備がされていない。	文書
◇株式で運用している場合は、右の制限を 守っていますか。	◇株式の保有の場合は、次の制限があります。 ①子会社の保有のための株式の保有は不可 ②株式の取得は公開市場を通じて行うこと	について」〈最終改正:平成 17 年 1 月 28 日〉6(1)		◇株式の保有が制限を超えて いる。	文書
◇法人の財産は、変動が激しい財産等が相 当部分を占めていませんか。				◇株式の取得を公開市場で行っていない。	口頭
◇施設整備等に関する経理は、施設の拠点	安定な財産又は過大な負担付財産が財産の相当部分を占めないよ	て 別紙 社会福祉法人審査要領」		◇変動が激しい財産が相当部	口頭

項目	対 応 方 法	根 拠 法 令 等	留 意 事 項	評価事項	
区分で行われていますか。	うにしてください。 ◇社会福祉事業に必要な資産や借入金は施設の拠点区分に移管し、土地、建物に係る支出や借入金に係る会計処理については、施設の拠点区分で行ってください。 ◇なお、定款変更等の遅れにより、法人本部で経理を行う場合は、区分設定後、速やかに施設の拠点区分に移管してください。 ◇特定の営利企業の全株式の 20%以上を保有している場合は、当該営利企業の概要を所轄庁へ提出する必要があります。			分を占めている。 ◇施設整備等に関する経理を施設の拠点区分で処理していない。 ◇施設の拠点区分で処理していない。(当初整備時) ◇全株式の 20%以上を保有している営利企業があって所轄庁に必要書類を提出していない。	口頭
【措置費支弁施設、保育所】 ◇措置費(運営費)は、安全確実で換まの高い方法で運用していますか。	金性 ◇運営費、委託費の管理、運用については、銀行、郵便局等への 預貯金等安全確実で換金性の高い方法により行ってください。 ◇有価証券の場合は、元本保証のものに限られます。	◇「定款例」第30条第2項◇雇児発第0312001号通知5(1)◇府子本第254号通知4(1)◇「モデル経理規程」第40条、第43条		◇元本保証の商品以外で運用 している。	文書
(3) 現金 ◇現金出納帳等を作成していますか。 ◇現金出納帳を当日中に記載していまか。	 ◇現金は、厳密に取扱う必要があり、利便性のみで現金を多額に保有したり、高額な支払いを行ったりすることは好ましくありません。 ◇就労支援施設の日々の売上や仕入れ等、常時現金の出入が発生するため現金出納帳を整備する場合は、小口現金とは別に管理してください。また、現金の保有額が多額とならないよう、留意してください。 ◇現金出納帳を整備する場合は、経理規程(収納した金銭の保管期間等)の改正が必要です。 ◇現金の事故防止等を図るため、現金出納帳は当日中に記入し、金銭残高を複数の職員で確認してください。 ◇当日又は翌日に金融機関に預け入れるときは、現金勘定を経由しないで、預金/収入としてください。 			◇現金出納帳等を作成していない。 ◇現金出納帳、証憑書類の管理が不適切。 ◇帳簿残高と保有額が一致していない。(調査を指示する)	文書

				地区八地 性空栅 初五山	
項目	対 応 方 法	根拠法令等	留 意 事 項	評価事項	
(4)預金 ◇口座名義は適正ですか。 ◇預金残高は毎月末、各帳簿残高等と照合 していますか。	◇施設の預金は、施設名義か法人名義としてください。施設運営費を個人名や任意団体名で管理することはできません。 ◇毎月末日、勘定票(元帳)の口座の金額について、取引金融機関の残高と照合してください。 ◇支払の状況については、会計責任者が口座振込依頼書等を定期的に確認してください。	◇「モデル経理規程」第 30 条		◇毎月末に預金残高と帳簿残高を照合していない。 ◇帳簿残高と預金残高が一致していない(調査を指示する)。 ◇口座名義が不適切である。 ◇支払状況を確認していない。	文書
(5) 未収金 ◇未収金の管理は適正ですか。 ◇未収金のうち1年以内に回収されないことが明らかなものは固定資産に計上していますか。	◇未収金は適宜適切に精算される必要があり、未収金が長期間滞留することは好ましくありません。 ◇未収金、前払金、未払金、前受金等の経常的な取引によって発生した債権債務は、流動資産又は流動負債に属するものとなります。ただし、これらの債権のうち、破産債権、更生債権等で1年以内に回収されないことが明らかなものは固定資産に計上します。			◇長期間滞留している未収金がある。(管理が不適切) ◇ " (上記以外)	文書
(6)貸付金 【法人本部、措置費支弁施設、保育所】 ◇他の事業区分・拠点区分・サービス区分 への貸付は、年度内に返済されています か。	◇法人内の他の事業区分、拠点区分、サービス区分への資金の貸付けについては、経営上やむを得ない場合に認められますが、貸付けた資金は、年度内に返済しなければなりません。 ◇法人外部への貸付は安全かつ着実な資金の運用という趣旨から	◇雇児福発第 0312002 号通知問 13 ◇府子本第 254 号通知 4(2)	◇法人外への貸付け や年度内に返済が行 われていない場合は、 民改費(保育所は改善	◇貸付けが年度内に返済されていない。(要精算)◇社会福祉法人外に貸付けを	
◇社会福祉法人外に貸付けられていませんか。	◇貸付金、借入金等の経常的な取引以外の取引によって発生した 債権債務については、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内	◇「モデル経理規程」第 35 条、第	基礎分の加算)の停止 や運営費の弾力運用 ができなくなる恐れ があります。	行っている。(要返還) ◇貸付けの状況を把握していない。	口頭
◇他の事業区分・拠点区分・サービス区分間の貸付の状況を把握していますか。 ◇1年基準に基づき、流動と固定を区分し	計上し、入金又は支払の期限が1年を超えて到来するものは固定 資産又は固定負債に計上します。 令事業区分間及び拠点区分間の貸付金に残高が生じた場合は、事			◇1年基準に基づき、流動と 固定を区分していない。	
計上していますか。	業区分間及び拠点区分間貸付金残高明細書(「運用上の取扱」別			│◇事業区分間及び拠点区分	文書

項目	対 応 方 法	根 拠 法 令 等	留 意 事 項	評価事項	
◇事業区分間及び拠点区分間(サービス区 分間)貸付金残高明細書を作成しています か。	紙 3⑤)を作成する必要があります。 また、拠点区分資金収支明細書(「運用上の取扱」別紙 3⑩)を作成した拠点区分においては、サービス区分間の貸付金の残高が生じた場合は、サービス区分間貸付金残高明細書(「運用上の取扱」別紙 3⑭)を作成する必要があります。			間、サービス区分間貸付金残高明細書を作成していない。	
【介護報酬、自立支援給付費(自立支援医					
療費を除く)】	◇施設報酬を主たる財源とする資金を他の社会福祉事業、公益事	◇老発第 188 号通知第 2-3(4)		◇他の社会福祉事業等への貸	文書
◇他の社会福祉事業等への貸付金は、年度	業、収益事業へ貸付けることは差し支えありませんが、原則とし	◇障発第 1018003 号通知第 2-3(2)		付金が年度内に返済されてい	
内に返済されていますか。	て年度内に返済しなければなりません。	◇「会計基準」第13条、第30条		ない。(要精算)	
	◇介護保険事業から他の介護保険事業、または、自立支援給付費	◇「運用指針」12			
◇他の事業区分・拠点区分・サービス区分	対象事業から他の自立支援給付費対象事業への資金の貸付けにつ			◇貸付けの状況を把握してい	口頭
間の貸付の状況を把握していますか。	いては、特に制限はありません。(長期貸付も可能です。)			ない。	
	◇貸付金、借入金等の経常的な取引以外の取引によって発生した				
◇1年基準に基づき、流動と固定を区分し	債権債務については、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内			◇1年基準に基づき、流動と	文書
計上していますか。	│ に入金又は支払の期限が到来するものは流動資産又は流動負債に			固定を区分していない。	
	計上し、入金又は支払の期限が1年を超えて到来するものは固定				
◇事業区分間及び拠点区分間(サービス区	 資産又は固定負債に計上します。			◇事業区分間及び拠点区分	文書
	◇事業区分間及び拠点区分間の貸付金に残高が生じた場合は、事			間、サービス区分間貸付金残	
か。	業区分間及び拠点区分間貸付金残高明細書(「運用上の取扱」別			高明細書を作成していない。	
	紙 3⑤) を作成する必要があります。また、拠点区分資金収支明細				
	書(「運用上の取扱」別紙3億)を作成した拠点区分においては、サ				
	一ビス区分間の貸付金に残高が生じた場合は、サービス区分間貸				
	付金残高明細書(「運用上の取扱」別紙3個)を作成する必要があ				
	ります。				
(3) 图点次在《炼理					
(7)固定資産の管理		A [YERHEAL . 07	人加八弗田杉多生士	人女士中女工术之のルワウン	
◇固定資産管理台帳等により資産の内容	◇固定資産については、適正な資産評価を行い、また、正確な減		◇処分費用が発生す	◇基本財産及びその他固定資	文書
が明確となっていますか。	価償却費や国庫補助金等特別積立金の計上を行うために、基本財		る場合は、雑費で支出	産(有形・無形固定資産)の	
	産及びその他固定資産(有形・無形固定資産)の明細書(「運用上		してください。	明細書、固定資産管理台帳が	
◇固定資産管理台帳等と現物を定期的に	の取扱」別紙 3⑧)、固定資産管理台帳により、適切に管理してく	第 53 条、第 54 条		未整備。	
照合していますか。	ださい。				
	◇複数の拠点区分がある場合は、固定資産を実際に使用している			◇基本財産及びその他固定資	口頭
◇固定資産は、実際に使用している拠点区	拠点区分に計上してください。			産(有形・無形固定資産)の	
分に計上していますか。	◇同一事業区分内における他の拠点区分からの固定資産を移管す			明細書、固定資産管理台帳に	
1	る場合は、移管に係る収益(費用)を拠点区分間固定資産移管収			一部不備がある。	
◇固定資産の拠点区分間の移管に係る会	益(費用)に計上してください。なお固定資産の移管にあたって				

			五八	地区八地 性生物 初五日	<u> </u>
項目	対 応 方 法	根 拠 法 令 等	留 意 事 項	評価事項	
計処理は適正に行われていますか。	は、会計処理以前の問題として、補助金等関係法令に反していな			◇実際に使用している拠点区	文書
	いことが前提となります。			分に計上していない。	
◇取得価格には、付帯経費を含んでいます					+ =
か。	費用、登記費用、設計費用等)が含まれます。 ◇不用となった物品等は、経理規程で定める手続きを行い、売却			◇固定資産の拠点区分間の移 管に係る会計処理が適切に行	文書
◇固定資産の取得や処分は、理事会または				われていない。	
理事長の承認を受けていますか。	◇売却価格と帳簿価格の差額については、売却益又は売却損を計			1240 60 120 8	
	上してください。			◇取得価格が適切でない。	文書
◇自動車リサイクル預託金は、資産として	◇自動車リサイクル預託金は(財)自動車リサイクル促進センタ				
計上していますか。	一に預託している金銭資産ですので、その他固定資産となります。			◇処分の際に理事会又は理事	文書
	固定資産管理台帳に計上するか、別途内訳書を作成する等の方法			長の承認を受けていない。	
	により、内容を明確にしてください。 				
(8) リース資産(リース会計)			 		
◇リース取引について、ファイナンス・リ	 ◇リース取引については、ファイナンス・リース取引とオペレー	◇「会計基準」第 13 条	I	◇リース資産、リース債務を	文書
ース取引とオペレーティング・リース取引	- マップ・リース取引により会計処理が異なります。	◇「運用上の取扱」8	I	計上していない。	
の確認を行っていますか。	フィンフ・サーへ取引により芸引を埋か来なりより。 ◇リース取引に係る会計処理は、原則として次のとおりとなりま	◇「運用指針」20	I		
A		◇「モデル経理規程」第 49 条	I	◇リース資産の取得価格及び	口頭
◇ファイナンス・リース取引のリース資産は、固定資産として計上していますか。			I	リース債務の計上額に誤りが ある。	
は、回足貝座として訂工していますが。	(1)「ファイナンス・リース取引」とは、リース契約に基づくリ		I	<i>හ</i> වං	
◇ファイナンス・リース取引のリース資産	一ス期間の中途において当該契約を解除することができない		I	◇1年基準に基づき、流動と	文書
の取得価格及びリース債務の計上額は、適	リース取引又はこれに準ずるリース取引で、借手が、当該契		I	固定を区分していない。	
正に処理されていますか。	約に基づき使用する物件(以下「リース物件」という。)から		I		
	もたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、か		I		
◇1年基準に基づき、流動と固定を区分し 計上していますか。	つ、当該リース物件の使用に伴って生じるコストを実質的に		I	◇リース取引について、必要 な項目を財務諸表に注記表示	文書
訂上していますが。	負担することとなるリース取引をいいます。		I	は現日で財務的表に注記表示していない。	
◇リース取引について、必要な項目を計算	また、「オペレーティング・リース取引」とは、ファイナン		I		
書類に注記していますか。	ス・リース取引以外のリース取引をいいます。		I		
	ア 土地、建物等の不動産のリース取引(契約上、賃貸借とな		I		
	っているものも含む。)についても、ファイナンス・リース取		I		
	引に該当するか、オペレーティング・リース取引に該当する		I		
	かを判定する必要があります。		I		
	ただし、土地については、所有権の移転条項又は割安購入		I		
	選択権の条項がある場合等を除き、オペレーティング・リー		I		
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				· ·	

項目	対 応 方 法	根 拠 法 令 等	留意事項	評価事項
	ス取引に該当するものと推定することになります。			
	イ リース契約1件当たりのリース料総額(維持管理費用相当			
	額又は通常の保守等の役務提供相当額のリース料総額に占め			
	る割合が重要な場合には、その合理的見積額を除くことがで			
	きる。)が 300 万円以下のリース取引等少額のリース資産や、			
	リース期間が1年以内のリース取引についてはオペレーティ			
	ング・リース取引の会計処理に準じて資産計上又は注記を省			
	略することができる等の簡便的な取扱いができます。			
	(2) ファイナンス・リース取引については、原則として、通常			
	の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行う必要がありま			
	す。			
	(3) ファイナンス・リース取引のリース資産については、原則			
	として、有形固定資産、無形固定資産ごとに、一括してリー			
	ス資産として表示します。			
	ただし、有形固定資産又は無形固定資産に属する各科目に			
	含めることができます。			
	(4)オペレーティング・リース取引については通常の賃貸借取			
	引に係る方法に準じて会計処理を行ってください。			
	(5) ファイナンス・リース取引におけるリース資産の取得価額			
	及びリース債務の計上額については、原則として、リース料			
	総額から利息相当額を控除します。			
	◇利息相当額をリース期間中の各期に配分する方法は、原則とし			
	て、利息法(各期の支払利息相当額をリース債務の未返済元本残			
	高に一定の利率を乗じて算定する方法)により行います。			
	リース資産総額に重要性が乏しいと認められる場合は、上記の			
	定めによらず、次のいずれかの方法を適用することができます。			
	なお、リース資産総額に重要性が乏しいと認められる場合とは、			
	未経過リース料の期末残高(「注解」(注2)で通常の賃貸借取引			
	に係る方法に準じて会計処理を行うこととしたものや、利息相当			
	額を利息法により各期に配分しているリース資産に係るものを除			
	く。)が、当該期末残高、有形固定資産及び無形固定資産の期末			

項目	対 応 方 法	根 拠 法 令 等	留 意 事 項	評価事項	
	残高の法人全体の合計額に占める割合が10 %未満である場合となります。 (1) リース料総額から利息相当額の合理的な見積額を控除しない方法によることができます。この場合、リース資産及びリース債務は、リース料総額で計上され、支払利息は計上されず、減価償却費のみが計上されます。 (2) 利息相当額の総額をリース期間中の各期に配分する方法として、定額法を採用することができます。 ◇リース取引によって発生した債権債務については、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金又は支払の期限が到来するものは流動資産又は流動負債に計上し、入金又は支払の期限が1年を超えて到来するものは固定資産又は固定負債に計上します。 ◇リース取引については、以下の項目を財務諸表に注記する必要があります。 (1) ファイナンス・リース取引の場合、リース資産について、その内容(主な資産の種類等)及び減価償却の方法を注記します。 (2) オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料は、貸借対照表日後1年以内のリース期間に係るものと、貸借対照表日後1年を超えるリース期間に係るものとに区分して注記します。				
(9)減価償却 ◇固定資産管理台帳等により、適正な減価 償却費の計上を行っていますか。	◇減価償却は、耐用年数が1年以上、かつ、使用又は時の経過により価値が減ずる有形固定資産及び無形固定資産(ただし、取得	◇「会計基準」第4条第2項、第25 条、第29条 ◇「運用上の取扱」16	◇無形固定資産については、残存価格はゼロとなります。	◇減価償却を行っていない。 (準則を除く)	文書
◇減価償却の方法は、毎期継続して適用していますか。	価額が少額のものは除く。以下「償却資産」という。)に対しては、 毎期一定の方法により償却計算を行わなければなりません。	◇「運用指針」17、27 ◇「モデル経理規程」第 55 条	◇19.3.31 以前に取得 した資産についても、	◇耐用年数、又は償却率が適 切でない。	口頭
◇耐用年数の見積りは妥当ですか。	なお、土地など減価が生じない資産(非償却資産)については、 減価償却を行う必要はありません。		残存価格を超えて、備 忘記録(1円)まで償 却することもできま	◇「償却資産」の範囲が不適 切である。	口頭
◇減価償却の対象となる資産の範囲は適 切ですか。	◇減価償却の方法としては、有形固定資産については定額法又は 定率法のいずれかの方法で償却計算を行ってください。		す。 ◇国庫補助金等特別 積立金や借入金等に		

項目	対 応 方 法	根 拠 法 令 等	留 意 事 項	評価事項	
	また、ソフトウエア等の無形固定資産については定額法により		ついても、各拠点区分		
	償却計算を行ってください。		に配分してください。 		
	なお、償却方法は、拠点区分ごと、資産の種類ごとに選択し、				
	適用することができます。				
	◇減価償却の対象と単位は、減価償却は耐用年数が1年以上、か				
	つ、原則として1個若しくは1組の金額が10万円以上の有形固定				
	資産及び無形固定資産を対象とします。減価償却計算の単位は、				
	原則として資産ごとになります。				
	◇残存価額は、次のとおりとなります。				
	ア 平成 19 年 3 月 31 日以前に取得した有形固定資産				
	有形固定資産について償却計算を実施するための残存価額は				
	取得価額の 10%とする。耐用年数到来時においても使用し続け				
	ている有形固定資産については、さらに、備忘価額(1円)ま				
	で償却を行うことができるものとする。				
◇19 年 4 月以降に取得した固定資産につ	イ 平成 19 年 4 月 1 日以降に取得した有形固定資産				
いては、償却率を変更していますか。	有形固定資産について償却計算を実施するための残存価額は				
	ゼロとし、償却累計額が当該資産の取得価額から備忘価額(1				
	円)を控除した金額に達するまで償却するものとする。				
	ウ 無形固定資産				
	無形固定資産については、当初より残存価額をゼロとして減				
	価償却を行うものとする。				
	◇耐用年数は、原則として「減価償却資産の耐用年数等に関する				
	省令」(昭和 40 年大蔵省令第 15 号) によります。				
	◇減価償却の計算は、原則として、「減価償却資産の耐用年数等に				
	関する省令」の定めによるものとし、適用する償却率等は「運用				
	指針」別添2(減価償却資産の償却率、改定償却率及び保証率表)				
	のとおりとなります。				
 ◇年度の中途で取得又は売却・廃棄した減	◇減価償却費の計算は、原則として1年を単位として行うものと			◇年度の中途で取得又は売	口頭
 価償却資産の減価償却計算が月を単位とし	なります。ただし、年度の中途で取得又は売却・廃棄した減価償			却・廃棄した減価償却資産の	
 て行われていますか。	却資産については、月を単位(月数は暦に従って計算し、1か月			減価償却計算が月を単位とし	
	に満たない端数を生じた時はこれを1か月とする)として計算を			て行われていない。	

項 目	対 応 方 法	根拠法令等	留 意 事 項	評価事項	
◇佐製の加上ロハにサネレイをサナフば	行います。			ヘサスト アガルナフは圧滞 力	+ =
◇複数の拠点区分に共通して発生する減 価償却費の配分は適切ですか。	◇減価償却費の配分の基準は、次のとおりとなります。			→ ○共通して発生する減価償却	文書
順負却負の能力は適切ですか。	ア 複数の拠点区分又はサービス区分に共通して発生する減価償			費の配分をしていない。 	
	却費のうち、国庫補助金等により取得した償却資産に関する減				
	価償却費は、国庫補助金等の補助目的に沿った拠点区分又はサ				
	ービス区分に配分します。				
	イ ア以外の複数の拠点区分又はサービス区分に共通して発生す				
	る減価償却費については、利用の程度に応じた面積、人数等の				
	合理的基準に基づいて毎期継続的に各拠点区分又はサービス区			◇減価償却方法を貸借対照表	口頭
				の注記に表示していない。	
◇減価償却の方法を貸借対照表の注記と	分に配分します。				
して記載していますか。	◇貸借対照表には、「償却資産」の取得価格から減価償却費累計			◇「償却資産」の取得価額、	口頭
◇減価償却累計額は適正に貸借対照表の	額を控除した価額をもって貸借対照表価額とし、固定資産の減価 償却の方法や固定資産について減価償却累計額を直接控除した残			減価償却累計額及び当期末残	
脚注に記載されていますか。	領のみを記載した場合には、当該資産の取得価額、減価償却累計			高を貸借対照表の注記に表示	
147-1-104% C 10 C 0 C 7 70 8	額及び当期末残高を貸借対照表の注記として記載してください。			していない。	
	EXAC SAMPLE CHIEF OF				
(10)借入金等					
◇法人の借入金は、事業運営上の必要によ	◇借入金は、事業運営上必要なものに限られます。	◇「会計基準」第13条、第30条	◇法人内部の貸借に	◇借入が予算計上されていな	文書
りされたものですか。	◇民間金融機関や個人(役員等)からの借入金については、その	◇「運用指針」8	ついても、明細表等を	い。	
	債権債務関係を契約書等によって明確にしておき、また、償還の	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
◇借入や返済にあたり、契約書の作成や領		36 条、第 38 条	要があります。	◇理事長の専決を超えた多額	文書
収書の保存をしていますか。	◇借入金等の予算外の新たな義務の負担については、必ず理事会	·		の借入時に理事会の承認を受	
人供 3 ナ 仁 3 呶 マ 安 急 し ナ ね マ い ナ ナ	の承認(及び評議員会の承認)を得てください。	I 6 (3)		けていない。	
◇借入を行う際、予算計上されています か。	◇借入を行う場合は、予算計上が必要となり、理事長の専決を超 えた多額の借入(専決規程等が無い場合は全ての借入)は理事会			 ◇事業に必要のない借入をし	文書
<i>I</i>	なんが である	◇「社会価値広入番互安限」第 2 		◇事業に必要のない個人をし ている。	入百
◇理事長の専決を超えた借入金は理事会	◇借入条件等を明記した書面を必ず取り交わすとともに、証書や				
の議決(及び評議員会の承認)を経て行わ				 ◇契約書、領収書が保管され	文書
れていますか。	◇未払金、預り金について、支払いの行われない債務が長期間滞			ていない。	
	留している場合は速やかに解消してください。				
◇契約書等は保存されていますか。	◇借入金の償還財源に寄附金が予定されている場合は、法人と寄			◇計画どおり償還していな	文書
	附予定者との間で書面による贈与契約を締結してください。			い。	
◇決算時に残高を確認していますか。	◇書面による贈与契約には、契約書の作成と寄附予定者の印鑑登				
	録証明書の添付が必要です。また、寄附額については、その寄附			◇贈与契約を履行させていな	口頭
◇借入金明細書を作成していますか。	者の年間所得から控除した後の所得額が、社会通念上その者の生			lν _°	

項目	対 応 方 法	根 拠 法 令 等	留意事項	評価事項	
	活を維持できると認められる額を上回っていなければなりませ				
◇借入や返済にあたり、契約書の作成や領	<i>λ</i> 。			◇返済していない。(要精算)	文書
収書の保存をしていますか。	◇書面による贈与契約は撤回できませんので、贈与契約は、法人				
借入金は計画どおりに償還していますか。	の大切な債権となります。契約締結後は、寄附が遅滞なく確実に			◇借入金明細書を作成してい	文書
	履行されるよう管理してください。			ない。	
	◇法人本部が施設から借り入れた資金は年度内に清算が必要で 				
われていますか。	す。 A			◇1年基準に基づき、流動と	文書
人際と初めは、	◇法人本部から施設への資金の貸付けや資金の繰入れについて			固定を区分していない。	
◇贈与契約は、確実に履行されています か。	は、特に制限はありません。 ◇借入金の借り入れ及び償還にかかる会計処理は、借入目的に応			 ◇借入目的に応じた拠点区分	文書
<i>y</i> .°				に適正額を計上していない。	入音
│ │ ◇ 1 年基準に基づき、流動と固定を区分し	じて、各拠点区分で処理します。			に歴史限を出土しているい。	
計上していますか。	なお、資金を借り入れた場合については、借入金明細書(「運用			 ◇事業区分間及び拠点区分間	文書
	上の取扱」別紙3①)を作成し、借入先、借入額及び償還額等を記			(サービス区分間) 借入金残	
◇事業区分間及び拠点区分間(サービス区	載します。			高明細書を作成していない。	
分間) 借入金残高明細書を作成しています	その際、独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人				
か。	│ │福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融			◇法人が将来受け取る債権を	文書
	│ │ 資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資			担保として供する場合につい	
◇法人が将来受け取る債権を担保として	金に対する融資をいう。) に関する契約を結んだ民間金融機関に対			て、計算書類の注記及び借入	
供する場合について、計算書類の注記及び 借入金明細書の担保資産欄にその旨を記				金明細書の担保資産欄にその旨を記載していない。	
個人並明和書の担保員座側にての目を記 載していますか。				日を記載していない。	
#X O C 0 - 65 7 13 - 6	金融機関名の後に(協調融資)と記載する必要があります。			 ◇未払金等が長期間滞留して	文書
 ◇未払金及び預り金は長期間放置してい	また、法人が将来受け取る債権を担保として供する場合には、			いる。(管理が不適切)	/
ませんか。	計算書類の注記及び借入金明細書の担保資産欄にその旨を記載し ます。				
	^{まり。} ◇借入期間が1年以内の借入(未払金、預り金、短期運営資金借			◇ ″ (上記以外)	口頭
	入金)は「流動負債」、借入期間が1年を越える借入(設備資金又				
	は長期運営資金借入金)は「固定負債」となりますが、貸借対照				
	表日の翌日から起算して1年以内に支払の期限が到来するものは				
	流動負債に計上し、入金又は支払の期限が1年を超えて到来する				
	ものは固定負債に計上します。				
	◇事業区分間及び拠点区分間の借入金に残高が生じた場合は、事				
	業区分間及び拠点区分間借入金残高明細書(「運用上の取扱」別				
	紙 3⑤)を作成する必要があります。				
	また、拠点区分資金収支明細書(「会計基準」別紙 3)を作成し				
	た拠点区分においては、サービス区分間の借入金に残高が生じた				
	場合、サービス区分間借入金残高明細書(「運用上の取扱」別紙3				

項目	対 応 方 法	根 拠 法 令 等	留 意 事 項	評価事項	
	⑩)を作成してください。◇未払金、預り金について、支払いの行われない債務が長期間滞留している場合は速やかに解消してください。				
(11)引当金 ◇引当金がある場合は、引当金明細書を作成していますか。 ◇徴収不能引当金は、債権の内容に応じて、適切に算定していますか。 ◇退職給付引当金、賞与引当金は、適切に計上されていますか。 ◇県社協退職共済に加入している場合、預け金は資産計上されていますか。 ◇「会計基準」で定めのない引当をその他の引当金として計上していませんか。		◇「会計基準」第 25 条、第 29 条、 第 30 条 ◇「運用上の取扱」18、25、26 ◇「運用指針」18、21 ◇「モデル経理規程」第 56 条、第 57 条、第 58 条		◇引当金明細書を作成していない。 ◇引当金の算定が不適切である。 ◇引当金の算定が不適切である。 ◇退職給付引当金が計上し及び機構等への加入分を除く) ◇賞与引当金が計上び経理規程の定めない。(賞与しを除く) ◇県退共の頂け金を資産計上していると預け金が分の引当から。(独自給付分の引当がある場合を除く) ◇引当金の範囲である徴収不	口 文 文 文 口頭書書書
	て認識すべき残高を賞与引当金として計上してください。 ◇職員に対し退職金を支給することが定められている場合には、 将来支給する退職金のうち、当該会計年度の負担に属すべき金額 を当該会計年度の費用に計上し、負債として認識すべき残高を退 職給付引当金として計上してください。 ◇引当金については、次の引当金以外にも引当金の要件を満たす 場合には計上することができます。 (1) 徴収不能引当金について ア 徴収不能引当金の計上は、原則として、毎会計年度末にお			♥引当金の戦場へ 能引当金、賞与引当金、退職 給付引当金以外の引当金を計 上している。(引当金の要件 を満たすものを除く。) ◆引当金の基準等を計算書類 の注記に表示していない。	

項目	対 応 方 法	根 拠 法 令 等	留 意 事 項	評価事項	
	いて徴収することが不可能な債権を個別に判断し、当該債権				
	を徴収不能引当金に計上します。				
	イ ア以外の債権(以下「一般債権」という。)については、過				
	去の徴収不能額の発生割合に応じた金額を徴収不能引当金と				
	して計上します。				
	(2) 賞与引当金について				
	賞与引当金の計上は、法人と職員との雇用関係に基づき、毎				
	月の給料の他に賞与を支給する場合において、翌期に支給する				
	職員の賞与のうち、支給対象期間が当期に帰属する支給見込額				
	を賞与引当金として計上します。				
	(3) 退職給付引当金について				
	ア 期末要支給額による算定について				
	退職給付会計の適用に当たり、退職給付の対象となる職員				
	数が 300 人未満の社会福祉法人のほか、職員数が 300 人以上				
	であっても、年齢や勤務期間に偏りがあるなどにより数理計				
	算結果に一定の高い水準の信頼性が得られない社会福祉法				
	人や原則的な方法により算定した場合の額と期末要支給額				
	との差異に重要性が乏しいと考えられる社会福祉法人にお				
	いては、退職一時金に係る債務について期末要支給額により				
	算定することができるものとします。				
	イ 独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等				
	退職手当共済制度の会計処理				
	独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員				
	等退職手当共済制度及び確定拠出年金制度のように拠出以				
	後に追加的な負担が生じない外部拠出型の制度については、				
	当該制度に基づく要拠出額である掛金額をもって費用処理				
	します。				
	ウ 都道府県等の実施する退職共済制度の会計処理				
	① 共済契約者である社会福祉法人				
	退職一時金制度等の確定給付型を採用している場合は、				
	約定の額を退職給付引当金に計上します。ただし被共済職				

項目	対 応 方 法	根 拠 法 令 等	留 意 事 項	評価事項	
	員個人の拠出金がある場合は、約定の給付額から被共済職				
	員個人が既に拠出した掛金累計額を差し引いた額を退職				
	給付引当金に計上します。				
	なお、簡便法として、期末退職金要支給額(約定の給付				
	額から被共済職員個人が既に拠出した掛金累計額を差し				
	引いた額)を退職給付引当金とし同額の退職給付引当資産				
	を計上する方法や、社会福祉法人の負担する掛金額を退職				
	給付引当資産とし同額の退職給付引当金を計上する方法				
	を用いることができるものとします。				
	② 退職共済事業実施者である社会福祉法人				
	退職共済事業実施者である社会福祉法人が、共済契約者				
	である法人及び加入者から受領した掛金は資産に計上し、				
	同額を負債として認識します。資産は、会計基準省令第4				
	条に規定する資産の評価の方法に従って評価する。負債				
	は、資産の増減額と同額を負債に加減し、会計基準省令第				
	5条の債務額とします。				
	なお、拠点区分又はサービス区分を適切に設定して管理				
	をしてください。				
	◇引当金の計上基準については、計算書類の作成に関する重要な				
	会計方針として、計算書類の注記に記載する必要があります。				
	また、債権について徴収不能引当金を直接控除した残額のみを				
	記載した場合には、当該債権の金額、徴収不能引当金の当期末残				
	高及び当該債権の当期末残高を計算書類の注記に記載する必要が				
	あります。				
(12)基本金					
◇基本金の組み入れは適切に行われてい 				◇基本金の組入れを行ってい	文書
ますか。	受け取った寄附金の額を計上します。 ◇基本金は、次のとおりとします。	条第 4 項、第 6 項、第 25 条、第 29 条、第 30 条		ない。(増改築を含む)	
 ◇基本財産が処分された場合は、基本金の	→ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	人「実用しの取扱」11 10 00		 ◇組入れ額、配分に不備があ	口頭
取崩しを行っていますか。	基本財産等を取得すべきものとして指定された寄附金の額と	◇「運用指針」14		る。	
	本个別任守で収付すべきものとして相足された計削並の観と				

項目	対 応 方 法	根拠法令等	留意事項	也放光 <u>地。柱垤洲(利安)</u> 評価事項	<u> </u>
^ -	し、土地、施設の創設、増築、増改築における増築分、拡張	似 灰 仏 ヤ 寺	田思ザヴ	計画事項 ◇基本金の取崩しを行ってい	文書
に协議していません				◇ 基本並の取崩しを10つでいる。 ない。	入音
	における面積増加分及び施設の創設及び増築等時における初 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				
◇基本金の組入れ及び取崩しに当たり、基	また出来なる取得に存る事業を備を備、屋内消火栓設備整備等			◇基本金の取崩しに不備があ	口頭
本金明細書を作成していますか。	の基本財産等の取得に係る寄附金の額とします。			る。	
	さらに、地方公共団体から無償又は低廉な価額により譲渡			人人団めた甘港に甘べいて 夕	**
	された土地、建物の評価額(又は評価差額)は、寄附金とせ			◇合理的な基準に基づいて各 拠点区分に配分していない。	文書
3	ずに、国庫補助金等に含めて取り扱います。			Jemessians of the second	
	なお、設備の更新、改築等に当たっての寄附金は基本金に			◇基本金を取り崩しにあた	文書
f	含めません。			り、事前に所轄庁に協議して	
	また、10万円未満の初度調度品等に使用された施設整備			いない。	
	の寄附金も、1号基本金として計上することができます。			│ ◇基本金明細書を作成してい	文書
(2))前号の資産の取得等に係る借入金の元金償還に充てるもの			▽ 本本 明神音で F 成 し てい ない。	入音
8	として指定された寄附金の額とし、施設の創設及び増築等の			3.00	
	ために基本財産等を取得するにあたって、借入金が生じた場			◇基本金の取崩しの理由及び	口頭
f	合において、その借入金の返済を目的として収受した寄附金			金額を計算書類の注記に表示	
	の総額とします。			していない。	
(3)) 施設の創設及び増築時等に運転資金に充てるために収受し				
1	た寄附金の額。また、基本金への組入れは、同項に規定する				
7	寄附金を事業活動計算書の特別収益に計上した後、その収益				
1.	こ相当する額を基本金組入額として特別費用に計上して行				
l u	い、「審査要領」第2(3)に規定する、当該法人の年間事業				
1	費の 12 分の 1 以上に相当する寄附金の額及び増築等の際に運				
#	転資金に充てるために収受した寄附金の額とします。				
◇ 基2	本金への組み入れについては、複数の施設に対して一括して				
寄附金	金を受け入れた場合には、最も合理的な基準に基づいて各拠				
点区分	分に配分してください。				
tal	お、基本金の組み入れは会計年度末に一括して合計額を計上				
するこ	ことができます。				
◇ 基2	本金の取崩しについては、社会福祉法人が事業の一部又は全				
	 廃止し、かつ基本金組み入れの対象となった基本財産又はそ				

項目	対 応 方 法	根 拠 法 令 等	留 意 事 項	評価事項	
	の他の固定資産が廃棄され、又は売却された場合には、当該事業に関して組み入れられた基本金の一部又は全部の額を取り崩し、その金額を事業活動計算書の繰越活動増減差額の部に計上します。また、基本金の取崩しについては、各拠点区分において取崩しの処理を行うこととし、基本金を取り崩す場合には、基本財産の取崩しと同様、事前に所轄庁に協議し、内容の審査を受けなければなりません。 ◇基本金の組入れ及び取崩しに当たっては、基本金明細書(「運用指針運用上の取扱」別紙 3⑥)を作成し、それらの内容を記載します。 ◇基本金の取崩しを行った場合は、その旨、その理由及び金額を計算書類の注記に記載する必要があります。				
(13) 国庫補助金等特別積立金 ◇国庫補助金等を受け入れた場合に、国庫補助金等特別積立金を積立てていますか。 ◇国庫補助金等特別積立金明細書を作成していますか。	又は地方公共団体等から受領した補助金、助成金及び交付金等(以下「国庫補助金等」という。) の額を計上します。	条第1項、第4項、第29条、第30条 令「運用上の取扱」9、10、25、26	◇国庫補助金等には、 民間補助事業も含まれます。 ◇廃棄等の場合は、事業活動収支の部に計上します。	◇積立金を積み立てていない。 ◇積立金の積み立てに不備がある。 ◇国庫補助金等特別積立金明細書を作成していない。 ◇国庫補助金等特別積立金の取崩しの理由及び金額を計算書類の注記に表示していない。	口頭

項目	対 応 方 法	根 拠 法 令 等	留 意 事 項	評価事項	
	(2) 国庫補助金等とは、「社会福祉施設等施設整備費の国庫負担				
	(補助) について」(平成 17年 10月 5日厚生労働省発社援第				
	1005003 号)〈最終改正:平成31年2月7日〉に定める施設整				
	備事業に対する補助金など、主として固定資産の取得に充て				
	られることを目的として、国及び地方公共団体等から受領し				
	た補助金、助成金及び交付金等をいいます。また、国庫補助				
	金等には、自転車競技法第24条第6号などに基づいたいわゆ				
	る民間公益補助事業による助成金等を含みます。				
	なお、施設整備及び設備整備の目的で共同募金会から受け				
	る受配者指定寄附金以外の配分金も国庫補助金等に含みま				
	इ .				
◇設備資金借入金元金償還補助金収入に	(3) 設備資金借入金の返済時期に合わせて執行される補助金等			◇設備資金借入金元金償還補	口頭
係る国庫補助金等特別積立金の会計処理は	のうち、施設整備時又は設備整備時においてその受領金額が			助金収入に係る国庫補助金等	
適正に行なわれていますか。	確実に見込まれており、実質的に施設整備事業又は設備整備			特別積立金の会計処理が行な	
	事業に対する補助金等に相当するものは国庫補助金等としま			われていない。	
	す 。				
	また、当該国庫補助金等が計画通りに入金されなかった場				
	合については、差額部分を当初の予定額に加減算して、再度				
	配分計算を行います。ただし、当該金額が僅少な場合は、再				
	計算を省略することができます。				
	さらに、設備資金借入金の償還補助が打ち切られた場合の				
	国庫補助金等については、差額部分を当初の予定額に加減算				
	して、再度配分計算をし、経過期間分の修正を行います。当				
	該修正額は原則として特別増減の部に記載しますが、重要性				
	が乏しい場合はサービス活動増減の部に記載することができ				
	ます。				
	(4) 国庫補助金等特別積立金については、国又は地方公共団体				
	等から受け入れた補助金、助成金及び交付金等の額を各拠点				
	区分で積み立てることとし、合築等により受け入れる拠点区				
	分が判明しない場合、又は複数の施設に対して補助金を受け				
	入れた場合には、最も合理的な基準に基づいて各拠点区分に				

項目	対 応 方 法	根 拠 法 令 等	留 意 事 項	評価事項	
	配分します。				
	(5)10万円未満の初度調度品等に使用された施設整備の補助				
	金や10万円未満の備品等に使用された設備整備の補助金も、				
	国庫補助金等特別積立金として積み立てることができます。				
	なお、10万円未満の初度設備に対応する国庫補助金等特				
	別積立金は、初度設備を購入した年度に国庫補助金等特別積立				
	金に積み立てた上で、同年度に全額取崩しを行います。				
	◇国庫補助金等特別積立金の取崩しについて				
◇減価償却にかかる国庫補助金等特別積立	(1) 国庫補助金等特別積立金は、施設及び設備の整備のために			◇減価償却にかかる積立金の	文書
金の取り崩しが行われていますか。	国又は地方公共団体等から受領した国庫補助金等に基づいて			取り崩しが行われていない。	
	積み立てられたものであり、当該国庫補助金等の目的は、社			 ◇固定資産の廃棄にかかる積	文書
◇固定資産の廃棄にかかる国庫補助金等特	会福祉法人の資産取得のための負担を軽減し、社会福祉法人			立金の取り崩しが行われてい	
別積立金の取り崩しが行われていますか。 	が経営する施設等のサービス提供者のコスト負担を軽減する			ない。	
	ことを通して、利用者の負担を軽減することです。				
	したがって、国庫補助金等特別積立金は、毎会計年度、国			◇取り崩しに不備がある。	口頭
	庫補助金等により取得した資産の減価償却費等により事業費				
	用として費用配分される額の国庫補助金等の当該資産の取得				
	原価に対する割合に相当する額を取り崩し、事業活動計算書				
	のサービス活動費用に控除項目として計上しなければなりま				
	せん。				
	また、国庫補助金等特別積立金の積立ての対象となった基				
	本財産等が廃棄され又は売却された場合には、当該資産に相				
	当する国庫補助金等特別積立金の額を取崩し、事業活動計算				
	書の特別費用に控除項目として計上します。				
	(2) 国庫補助金等特別積立金の減価償却等による取り崩し及び				
	国庫補助金等特別積立金の対象となった基本財産等が廃棄又				
	は売却された場合の取り崩しの場合についても各拠点区分で				
	処理します。				
	また、国庫補助金等はその効果を発現する期間にわたって、				
	支出対象経費(主として減価償却費をいう)の期間費用計上				
	に対応して国庫補助金等特別積立金取崩額をサービス活動費				

	I +	15 15 A A	1	地段八色 柱空栅 初五日	
項 目	対 応 方 法	根拠法令等	留意事項	評価事項	
	用の控除項目として計上します。				
	なお、非償却資産である土地に対する国庫補助金等は、原				
	則として取崩しという事態は生じず、将来にわたっても純資				
	産に計上します。				
	さらに、設備資金借入金の返済時期に合わせて執行される				
	補助金のうち、施設整備時又は設備整備時においてその受領				
	金額が確実に見込まれており、実質的に施設整備事業又は設				
	備整備事業に対する補助金等に相当するものとして積み立て				
	られた国庫補助金等特別積立金の取崩額の計算に当たって				
	は、償還補助総額を基礎として支出対象経費(主として減価				
	償却費をいう)の期間費用計上に対応して国庫補助金等特別				
	積立金取崩額をサービス活動費用の控除項目として計上しま				
	す。				
	│				
	は、国庫補助金等特別積立金明細書(「運用上の取扱」別紙3⑦)				
	を作成し、それらの内容を記載します。				
	◇国庫補助金等特別積立金の取崩しを行った場合は、その旨、そ				
	の理由及び金額を貸借対照表の注記に記載する必要があります。				
	の年田及び並続と貢用対無数の注記に記載する必要があります。				
(14)その他の積立金					
〈「ヰ´´ とめ他の損立並 ◇理事会の議決はありますか。	 ◇その他の積立金には、将来の特定の目的の費用又は損失に備え	 ◇「会計基準」第 6 条第 3 項、第 30	【介護・障害施設】	│ │ ◇理事会の承認なく積立を行	文書
V-14-14-05 in 22,00000 y 0.0 y 10 0	るため、理事会の議決に基づき事業活動計算書の当期末繰越活動		◇移行時特別積立金		~ =
◇積立金の目的は明らかですか。	増減差額から積立金として積み立てた額を計上するものです。	◇「運用上の取扱」19、26	に対応する積立預金		
	◇当期末繰越活動増減差額にその他の積立金取崩額を加算した額	◇「運用指針」19	は、他の現預金と別に	◇貸借対照表に計上していな	文書
◇純資産に計上していますか。	に余剰が生じた場合には、その範囲内で将来の特定の目的のため	◇「モデル経理規程」第39条	管理する必要があり	い。	
	に積立金を積み立てることができます。積立金を計上する際は、	◇雇児発第 0312001 号通知 3(2) ◇廃ス大第 254 日 3(2)	ます。 【世界振乳・伊奈託】	↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑	⊹ +
◇目的外に取崩しを行う場合は、理事会の 承認を得ていますか。	積立ての目的を示す名称を付し、同額の積立資産を積み立ててく	◇府子本第 254 号通知 1(3) ◇老発第 188 号通知	【措置施設・保育所】 ◇国の通知により、種		文書
11 C 0 0 1 10 0	 ださい。また、積立金に対応する積立資産を取崩す場合には、当	◇平成 12 年 3 月 10 日老計第 8 号「指		-	
◇積立金の取り崩しは、支出が行われた会	該積立金を同額取崩します。	定介護老人福祉施設等に係る会計処			文書
計年度に行われていますか。	 ◇資金管理上の理由等から積立資産の積立てが必要とされる場合	理等の取扱いについて」〈最終改正:	ればならない要件が	取崩している。	
	には、その名称・理由を明確化した上で積立金を積み立てずに積	平成 24 年 3 月 29 日〉8(3)	あります。		
◇積立金を計上する際に同額の積立資産	1-10、その音音 全国と対応的のによく検工並と扱い立て方に模	◇障発第 1018003 号通知		◇取崩しと支出年度が一致し	口頭

項 目	対 応 方 法	根拠法令等	留意事項	也放光 <u>地。性</u> 性補(利安司 評価事項	<u> </u>
を計上していますか。	立資産を計上することができます。(「運用上の取扱」別紙 3億)「積		田心 护 久	ていない。	
と計工していますが。					
│ │ ◇移行時特別積立金を収益事業に使用し	立金・積立資産明細書」を参照してください)。			 ◇積立金を計上する際に同額	文書
ていませんか。	◇積立金と積立資産の積立ては、増減差額の発生した年度の計算			の積立資産を計上していな	
C 0 - 2 E 70 % - 0	書類に反映させますが、専用の預金口座で管理する場合は、遅く			い。(決算時の積立を除く)	
 ◇積立金・積立資産明細書を作成していま	とも決算理事会終了後2か月を越えないうちに行ってください。			0 8 (次弁時の)模立を例()	
すか。	 ◇積立金・積立資産の内容についは、積立金・積立資産明細書(「運			◇移行時特別積立金を収益事	文書
	 用上の取扱」別紙 3⑫)を作成し、それらの内容を記載します。			業に使用している。	
	│ ◇移行時特別積立金は、収益事業には使用できません。				
	V 5 17 4 4 5 18 18 18 18 18 18 18			◇積立金・積立資産明細書を	文書
				作成していない。	
				 ◇当期末繰越活動増減差額に	文書
				◇ヨ州不保险/1到垣城左領に その他の積立金取崩額を加算	
				した額に欠損があるが、積立	
				をしている。	
【措置費支弁施設、保育所】					
◇積立金・積立資産明細書を作成していま	◇純資産の部に積立金、資産の部に積立資産を計上してください。	◇「会計基準」第6条第3項、第30	◇定期預金の場合は、	◇元本保証の商品以外で運用	文書
すか。	◇複数の積立金がある場合は、積立金・積立資産明細書(「運用	条	元金継続にしないと	している。	
	上の取扱」別紙 3⑫)を作成してください。	◇「運用上の取扱」19、26	受取利息の処理が煩		
◇目的外使用の場合、事前に県に協議して	◇有価証券で運用する場合は、元本保証の商品に限定されます。	◇「運用指針」19(1)(2)	雑となります。	◇積立金・積立資産明細書を	文書
いますか。	また、運用年数に制限はありませんが、使用計画との整合性に注	◇府子本第 254 号通知		作成していない。	
	意してください。	◇平成 27 年 9 月 3 日付府子本第 256			
◇土地取得のために取り崩す場合は、要件	◇積立資産を目的外に使用する場合は、県に事前協議をしてくだ	号内閣府子ども・子育て本部参事官		◇事前協議なく目的外に使用	文書
を満たしていますか。	さい。なお、運営費、委託費の弾力化の要件すべてを満たしてい	通知、雇児発 0903 第2号厚生労働省		している。	
	る法人については、理事会の承認により、使用することができま	雇用均等・児童家庭局保育課長通知			
	す。	「『子ども・子育て支援法附則第6		◇要件を満たさずに土地取得	文書
	◇保育所施設・設備整備積立金を同一法人が設置する他の保育所	条の規定による私立保育所に対する		のため取崩している。	
	等(保育所及び保育所以外の子ども・子育て支援法に規定する特	委託費の経理等について』の運用等			
	定教育・保育施設及び特定地域型保育事業をいう。以下同じ。)	について」〈最終改正:平成 29 年 4			
	の施設・設備に充てようとする場合は、県に事前協議をしてくだ	月6日〉(以下「府子本第256号通知」			
	さい。	という。)			
	◇土地取得のために取り崩す場合は、次の要件を満たしているか	◇児保第 13 号通知 4			
	注意してください。	◇平成 12 年 3 月 30 日児発第 295 号			
	理事会の承認、関係機関との事前協議、地元調整、	「保育所の設置認可等について」〈最			
	施設の整備が確実	終改正:平成 26 年 12 月 12 日〉(以			

			太人 -	他設共进 栓理編 (新芸訂	
項目	対 応 方 法	根 拠 法 令 等	留 意 事 項	評価事項	
		下「児発第 295 号通知」という。)			
		第 1-32-(3)-②-ウ ◇雇児発第 0312001 号通知			
		◇雇児福発第 0312001 号通知 ◇雇児福発第 0312002 号通知			
		,			
【就労支援事業・授産事業】					
◇積立金は、拠点区分ごとに計上していますか。	◇就労支援事業については、指定基準において「就労支援事業収	◇「会計基準」第6条第3項、第30 条		◇積立金・積立資産明細書を 作成していない。	文書
9 1100	│ │ 入から就労支援事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を	宋 ◇「運用上の取扱」26		TF双していない。	
◇工賃変動積立金の年間の積立額は、過去	 工賃として支払わなければならない」としていることから、原則	◇「運用指針」19(3)		◇積立金を拠点区分ごとに計	口頭
3年間の平均工賃の 10%以内となってい	 として剰余金は発生しないものですが、将来にわたり安定的にエ			上していない。	
ますか。	 賃を支給し、又は安定的かつ円滑に就労支援事業を継続するため、			 ◇積立金の制限を超えてい	文書
◇工賃変動積立金の累計額は、過去3年間	 また、次のような特定の目的の支出に備えるため、理事会の議決			る。(工賃支給を指示する)	
の平均工賃の50%以内となっていますか。	 に基づき、就労支援事業別事業活動明細書の就労支援事業活動増			◇注土死◇土□□□ 	_==
│ │ ◇設備等整備積立金は、各年度の就労支援	│ │ 滅差額から一定の金額を次の積立金として計上することができま			◇積立預金を別に管理してい ない。	口頭
事業収入の10%以内となっていますか。	 す。			0.0	
	 また、積立金を計上する場合には、同額の積立資産を計上するこ			◇積立金を目的外に使用して	文書
→ ◇設備等整備積立金の累計額は、就労支援 事業資産の取得価額の 75%以内となって	 とによりその存在を明らかにしなければなりません。			いる。(工賃支給を指示する) 	
いますか。	なお、次の積立金は、当該年度の利用者賃金及び利用者工賃の支			◇就労支援事業活動収支差額	文書
│ │ ◇積立金の目的外使用は、ありませんか。	払額が、前年度の利用者賃金及び利用者工賃の支払実績額を下回			に過大な残高が生じている。 	
◇慎立並の日間が下医所は、めりよどんが。	らない場合に限り、計上することができます。				
◇就労支援事業活動収支差額に残高が生	(1)工賃変動積立金				
じていませんか。 	毎会計年度、一定の工賃水準を利用者に保障するため、将来の				
	一定の工賃水準を下回る工賃の補填に備え、次に掲げる各事業年				
	度における積立額及び積立額の上限額の範囲内において、「工賃変				
	動積立金」を計上することができます。				
	①各事業年度における積立額:過去3年間の平均工賃の10%以内				
	②積立額の上限額:過去3年間の平均工賃の50%以内				
	なお、保障すべき一定の工賃水準とは、過去3年間の最低工賃				
	(天災等により工賃が大幅に減少した年度を除く。) とし、これを				

項目	対 応 方 法	根 拠 法 令 等	留 意 事 項	評価事項
	下回った年度については、理事会の議決に基づき工賃変動積立金			
	及び工賃変動積立資産を取り崩して工賃を補填し、補填された工			
	賃を利用者に支給しなければなりません。			
	(2)設備等整備積立金			
	就労支援事業を安定的かつ円滑に継続するため、就労支援事業			
	に要する設備等の更新、又は新たな業種への展開を行うための設			
	備等の導入のための資金需要に対応するため、次に掲げる各事業			
	年度における積立額及び積立額の上限額の範囲内において、設備			
	等整備積立金を計上することができます。			
	①各事業年度における積立額: 就労支援事業収入の10%以内			
	②積立額の上限額:就労支援事業資産の取得価額の75%以内			
	なお、設備等整備積立金の積み立てにあっては、施設の大規模			
	改修への国庫補助、高齢・障害者雇用支援機構の助成金に留意す			
	ることとし、設備等整備積立金により就労支援事業に要する設備			
	等の更新、又は新たな業種への展開を行うための設備等を導入し			
	た場合には、対応する積立金及び積立資産を取り崩します。			
	(3) 積立金の流用及び繰替使用			
	積立金は、上述のとおり、一定の工賃水準の保障、就労支援事業			
	の安定的かつ円滑な継続という特定の目的のために、一定の条件			
	の下に認められるものであることから、その他の目的のための支			
	出への流用(積立金の流用とは、積立金の取り崩しではなく、積			
	立金に対応して設定した積立資産の取崩しをいう。)は認められま			
	せん。			
	しかしながら、就労支援事業に伴う自立支援給付費収入の受取			
	時期が、請求及びその審査等に一定の時間を要し、事業の実施月			
	から見て2か月以上遅延する場合が想定されることから、このよ			
	うな場合に限り、上述の積立金に対応する資金の一部を一時繰替			
	使用することができます。			

項目	対 応 方 法	根拠法令等	留意事項	評価事項	
	ただし、繰替えて使用した資金は、自立支援給付費収入により				
	必ず補填することとし、積立金の目的の達成に支障を来さないよ				
	 うに留意してください。				
	(4)授産事業に関する積立金				
	授産施設は、最低基準において「授産施設の利用者には、事業				
	収入の額から、事業に必要な経費の額を控除した額に相当する額				
	の工賃を支払わなければならない。」と規定していることから、原				
	則として剰余金は発生しないものですが、「会計基準」第6条第3				
	項に規定する「その他の積立金」により、人件費積立金、修繕積立 				
	金、備品等購入積立金、工賃平均積立金等の積立金として処理を				
	行うことは可能です。				
	なお、積立金を計上する場合には、同額の積立資産を計上する				
	ことによりその存在を明らかにしなければなりません。				
(15) その他					
◇火災保険等に加入していますか。	◇不慮の災害時においても借入金の償還や事業の継続を担保する	◇令和3年2月4日社援発0204第1		◇火災保険等に加入していな	口頭
	ため、火災保険等、適切な保険に加入する必要があります。	号「会社法の一部を改正する法律及		()°	
【法人】		び会社法の一部を改正する法律の施		◇役員等賠償責任保険契約の	口頭
◇役員等賠償責任保険契約を締結してい				内容が理事会の決議によらず	
る場合、その内容は理事会の決議によるも		法律の施行に伴う消費生活協同組合		決定している。 	
のですか。	係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が 補する事を約するものであって、役員等を被保険者とするもの(役	法関連規定および社会福祉法関連規 定の改正について」第2(1)二(ア)			
◇その他、資産・負債の管理に問題点はあ	情等に関するものであって、投資等を被保険するするものでは 員等賠償責任契約 の内容を決定するには、理事会の決議によら	たの改正に がい 気 第2(1) 二(ア)		◇その他、資産・負債の管理	口頭
りませんか。	なければなりません。			に問題点がある。	口坝
-					
8 決算について					
(1)基本的事項					
◇必要な計算関係書類は作成しています	◇決算に際しては、計算書類及び附属明細書並びに財産目録につ	◇「社会福祉法」第45条の27、第45		◇決算に際して毎会計年度終	文書
か。	いて、監事の監査を受けなければなりません。(会計監査人設置	条の28、第45条の30、第59条		了後3か月以内に監事の監査	
	法人は会計監査人に監査を受けなければなりません。)	◇「社会福祉法施行規則」第9条		及び理事会の承認を受けてい	
◇計算書類の内容に誤りはありませんか。	◇決算に際しては、計算書類及び附属明細書並びに財産目録を作	◇「定款例」第32条		ない。	
 	成し、毎会計年度終了後3か月以内に理事会の承認を受けなけれ	◇「運用指針」3		◇理事会承認後、6月末まで	文書
◇必要な附属明細書を作成していますか。		◇「運用上の取扱」26		に定時評議員会の承認を受け	

							1						四八	加設共進	小エンエハ		<u> </u>
項目		対	応	方	法		根	拠法	令 等		留	意	事項		評価事項	項	
		ばなりません。												ていない。	(会計監	查人設置法	
◇附属明細書は様式に従って作	作成してい	◇会計監査人設置法人以	以外の法人に	は計算書類	領及び財産目	録につい								人において	ては、一	·定の要件を	
ますか。		て定時評議員会の承認る	そうけかけれ	カばかりョ	ません。(全計	- 監査人け								満たす場合	計は、計	-算書類及び	
														財産目録に	こついて	定時評議員	
◇監事の監査を受けていますか	、。(会計監	計算書類及び財産目録る	と正時評議員	見会に報言	古しなければ.	なりませ								会に報告が	が行われ	ていない)	
査人設置法人は会計監査人に監	監査を受け	ん。)															
ていますか。)		◇資金収支計算書(資金	と収支内訳 る	表、事業[区分資金収支	内訳表及										がある。(誤	口頭
		び拠点区分資金収支計算	算書を含む。)、事業活	舌動計算書 (事業活動								認の恐れも	あり)		
		内訳表、事業区分事業活	5動内訳表2	及び拠点図	区分事業活動	計算書を											l
		含む。)、貸借対照表(1														がある。(軽	口頭
						•								微な誤りの)み)		
		訳表及び拠点区分貸借対													m da DJ	L +	
		財産目録については、社	t会福祉法於	拖行規則 第	第9条に基づ	き、毎会										産目録を作	文書
		計年度終了後3か月以降	内に法人のヨ	見況報告に	こ添付する書	類として								成していた	¥61°		
		所轄庁に提出する必要な	があります 。												1-	不備がある	口頭
		◇計算書類の附属明細書	書は、運用」	上の取扱に	こおいて定め	られてい								"	1-	うっぱっちゅう	口頭
		る様式に従う必要があり	 			-, -:								△₩電佃組	甲聿が様	式に従って	文書
		の1水工(に)に ブル タ がの	7 6 9 0											いない。	ᄪᆸᄸᇄᅒ	CINCIAL D	
														0.000			+
◇同一経理区分で2以上の障害	福祉サービ	◇障害者自立支援事業(こついて、同	司一経理[区分で 2 以上	の障害福	│ ◇平成 18 年	:9月29E	∃省令第	171 号				◇サービス	ス事業ご	との収支が	口頭
ス事業を実施している場合、サー		社サービス事業を実施 ・					「障害者自立	• •		•				明らかにな			
ごとの収支が明らかになってい		明らかになるよう、収ま					害福祉サーは							77.511		• •	
		◇指定障害福祉サービ				-	備及び運営に	_						◇生産活動	めの収支	が明らかに	口頭
 ◇指定障害福祉サービス事業所	所で生産活	産活動に係る事業の収	入から、必	要な経費	を控除する額	に相当す	正:平成 29	年2月9	日〉(以	下「指				なっていた	はい。		
動を行っている場合、生産活動の	の収支が明	る金額を工賃として利用	月者に支払れ	りなけれに	ばなりません。	0	定障害福祉+	サービスの	D基準」	という)							
らかになっていますか。							第 41 条、第	43条、8	5条								
							◇平成 18 年	9月29日	日省令第	5 172 号							
							「障害者自」	立支援法院	こ基づく	指定障							
							害者支援施言	設等の人員	員、設備	及び運							
							営に関する	基準」〈晶	晨終改正	:平成							
							25 年 11 月	22日》(』	以下「指	定障害							
							者支援施設等	等の基準」	という)第 55							
							条										
							◇平成 24 年	12月27日	日山梨県	! 条例第							
							68 条号「山	梨県指定隊	章害福祉	ナサービ							

項目	対 応 方 法	根 拠 法 令 等	留 意 事 項	評価事項	
		スの事業等に関する基準等を定める 条例」(以下「指定障害福祉サービス の条例」という)第43条、第45条、 第88条 ◇平成24年12月27日山梨県条例第 69号「山梨県指定障害者支援施設等 に関する基準等を定める条例」(以下 「指定障害者支援施設等の条例」と いう)第61条			
(2) 資金収支計算書					
◇「会計基準」に基づき、資金収支計算書、	◇資金収支計算書は、当該会計年度におけるすべての支払資金の	第 14 条、第 15 条、第 16 条、第 17 条、第 18 条 ◇「運用上の取扱」5、7 ◇「運用指針」13、24、25 (1)		◇「会計基準」に基づいた資	文書
内訳表を作成していますか。 	増加及び減少の状況を明りょうに表示しなければなりません。			金収支計算書、内訳表を作成していない。	
◇決算額を予算額と対比させて記載して	◇資金収支計算書の支払資金とは、経常的な支払準備のために保				
いますか。	有する現金及び預貯金、短期間のうちに回収されて現金又は預貯			◇予算額と対比して記載して	文書
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	金になる未収金、立替金、有価証券等及び短期間のうちに事業活			いない。	
◇ 次昇額と予昇額の差が者しい科目は、理 由を備考欄に記載していますか。	を予算額の差が著しい科目は、理 動支出として処理される前払金、仮払金等の流動資産並びに短期 ・欄に記載していますか。			 ◇前期末支払資金残高につい	文書
田で開う「国に記載している)が。	間のうちに現金又は預貯金によって決済される未払金、預り金、			て、前年度決算額と一致して	^
◇前期末支払資金残高は、前年度決算額と	短期運営資金借入金等及び短期間のうちに事業活動収入として処理される英雄の変形を集まれた。			いない。	
一致していますか。	理される前受金等の流動負債をいいます。			<u> </u>	
	ただし、支払資金としての流動資産及び流動負債には、1年基準により国ウ湾を見ば国ウストンに持ちています。			◇著しい差の理由を備考に記 載していない。	口頭
	準により固定資産又は固定負債から振替えられたもの、引当金並			## C C 0 "A 0 " o	
	びに棚卸資産(貯蔵品を除く。)を除きます。支払資金の残高は、これらの流動資産と流動負債の差額となります。			◇計上額等が誤っている。(誤	文書
	これらの流動負性と流動負債の左額となります。 ◇資金収支計算は、当該会計年度における支払資金の増加及び減			認の恐れあり)	
	◇貝並収入計算は、当該云計 平度における又払貝並の培加及び減 少に基づいて行います。			◇ " (軽微なもの)	口頭
	◇資金収支計算書は、当該会計年度における支払資金の増加及び			(4E)(k/G 007)	口頭
	減少の状況について、事業活動による収支、施設整備等による収				
	支及びその他の活動による収支に区分して記載します。				
	(1) 事業活動による収支には、経常的な事業活動による収入及				
	び支出(受取利息配当金収入及び支払利息支出を含む。)を記				
	載し、事業活動資金収支差額を記載します。				
	(2) 施設整備等による収支には、固定資産の取得に係る支出及				

項目	対 応 方 法		留意事項	評価事項
7 L	び売却に係る収入、施設整備等補助金収入、施設整備等寄附	T 11 A1 34 A1	日心 ナス	印加于大
	金収入及び設備資金借入金収入並びに設備資金借入金元金償			
	還支出等を記載し、施設整備等資金収支差額を記載します。			
	(3) その他の活動による収支には、長期運営資金の借入れ及び			
	返済、積立資産の積立て及び取崩し、投資有価証券の購入及			
	び売却等資金の運用に係る収入及び支出(受取利息配当金収			
	入及び支払利息支出を除く。) 並びに事業活動による収支及び			
	施設整備等による収支に属さない収入及び支出を記載し、そ			
	の他の活動資金収支差額を記載します。			
	(4) 事業活動資金収支差額、施設整備等資金収支差額及びその			
	他の活動資金収支差額を合計して当期資金収支差額合計を記載し、これに前期主主は多个確立を加管して当期主主は多个			
	載し、これに前期末支払資金残高を加算して当期末支払資金			
	残高として記載します。			
	(5) 資金収支計算書は、当該会計年度の決算の額を予算の額と			
	対比して記載します。			
	(6)決算の額と予算の額の差異が著しい勘定科目については、			
	その理由を備考欄に記載してください。			
	◇資金収支計算書は、法人全体を表示します。事業区分の情報は、			
	資金収支内訳表及び事業区分資金収支内訳表において表示しま			
	す。また、拠点区分別の情報については、拠点区分資金収支計算			
	書において表示してください。			
	それぞれの計算書、内訳表の様式は、「会計基準」第1号の1様			
	式から第1号の4様式までのとおりとなります。			
	・資金収支計算書(「会計基準」第1号の1様式)			
	・資金収支内訳表 (「会計基準」第1号の2様式)			
	・事業区分資金収支内訳表 (「会計基準」第1号の3様式)			
	・拠点区分資金収支計算書 (「会計基準」第1号の4様式)			
	◇資金収支計算の内容を明りょうに記録するため、資金収支計算			
	書に記載する勘定科目は、「運用指針」別添3のとおりなります。			
	◇資金収支計算を行うに当たっては、事業区分、拠点区分又はサ			
	ービス区分に共通する収入及び支出を、合理的な基準に基づいて			

項目	対 応 方 法	根 拠 法 令 等	留 意 事 項	評価事項	
	配分してください。				
【措置費支弁施設、保育所】 ◇当期末支払資金残高が、運営費、委託費 収入の30%以下となっていますか。	◇措置費支弁施設と保育所については、支払資金の過大な保有を防止する観点から、当期末支払資金残高は当該年度の運営費、委託費収入の30%以下の保有とされています。	◇雇児発第0312001号通知4 ◇府子本第 254 号通知 3		◇当期末支払残高が運営費、 委託費収入の30%を超えている。	文書
(3)事業活動計算書 ◇「会計基準」に基づき事業活動計算書、 内訳表を作成していますか。	◇事業活動計算書は、当該会計年度における純資産のすべての増減内容を明りょうに表示しなければなりません。◇事業活動計算は、当該会計年度における純資産の増減に基づい	◇「会計基準」第 19 条、第 20 条、第 21 条、第 22 条、第 23 条、第 24 条◇「運用上の取扱」7、9、10、11、		◇「会計基準」に基づいた資金収支計算書、内訳表を作成していない。	文書
◇決算額を前年度決算額と対比させて記載していますか。	て行います。	12、16 ◇「運用指針」13、14、15、24、25		◇前年度決算額と対比して記載していない。	文書
◇次期繰越活動増減差額が次期に引き継がれていますか。	○事業活動計算書の構成は、次のとおりとなります。(1)サービス活動増減の部には、サービス活動による収益及び			◇次期繰越活動増減差額が次期に引き継がれていない。	文書
◇事業活動増減差額がマイナスとなって いませんか。	費用を記載してサービス活動増減差額を記載します。 なお、サービス活動費用に減価償却費等の控除項目として、 国庫補助金等特別積立金取崩額を含めます。			◇計上額等が誤っている。(誤認の恐れあり)	文書
◇法人税、住民税及び事業税を納税する法人は、事業活動計算書等の特別増減差額と	(2) サービス活動外増減の部には、受取利息配当金、支払利息、 有価証券売却損益並びにその他サービス活動以外の原因によ			◇ " (軽微なもの)	口頭
当期活動増減差額の間に必要な欄を設ける必要があります。	る収益及び費用であって経常的に発生するものを記載し、サービス活動外増減差額を記載します。			◇法人税、住民税及び事業税 が計上されていない。	文書
	(3) サービス活動増減差額にサービス活動外増減差額を加算したものを、経常増減差額として記載します。			◇事業活動増減差額がマイナスとなっている。	口頭
	(4)特別増減の部には、「会計基準」第6第1項に規定する寄附金及び国庫補助金等の収益、基本金の組入額、国庫補助金等				
	特別積立金の積立額、固定資産売却等に係る損益その他の臨時的な損益(金額が僅少なものを除く。)を記載し、特別増減の部の収益が企業用を控除した額を特別増減差額として記載				
	の部の収益から費用を控除した額を特別増減差額として記載 します。 この場合において、国庫補助金等特別積立金を含む固定資				

項目	対 応 方 法	根拠法令等	留 意 事 項	評価事項	
	産の売却損又は処分損を記載する場合は、特別費用の控除項				
	目として、国庫補助金等特別積立金取崩額を含めるものとし				
	ます。				
	(5)経常増減差額に前項の特別増減差額を加算したものを、当				
	期活動増減差額として記載します。				
	(6) 繰越活動増減差額の部は、前期繰越活動増減差額、基本金				
	取崩額、その他の積立金積立額及びその他の積立金取崩額を				
	記載し、当期活動増減差額に当該項目を加減したものを、次				
	期繰越活動増減差額として記載してください。				
	◇事業活動計算書は、法人全体を表示します。事業区分の情報は、				
	事業活動内訳表及び事業区分事業活動内訳表において表示してく				
	ださい。また、拠点区分別の情報については、拠点区分事業活動				
	計算書において表示してください。				
	それぞれの計算書、内訳表の様式は第2号の1様式から第2号				
	の4様式までのとおりとなります。				
	・事業活動計算書(「会計基準」第2号の1様式)				
	事業活動内訳表(「会計基準」第2号の2様式)事業区分事業活動内訳表(「会計基準」第2号の3様式)				
	・拠点区分事業活動計算書(「会計基準」第2号の4様式)				
	◇事業活動計算の内容を明りょうに記録するため、事業活動計算				
	書に記載する科目は、「運用指針」別添3のとおりとなります。				
	 ◇事業活動計算を行うに当たっては、事業区分、拠点区分又はサ				
	ービス区分に共通する収益及び費用を、合理的な基準に基づいて				
	配分してください。				
	◇法人税、住民税及び事業税を納税する法人は、事業活動計算書				
	等の特別増減差額と当期活動増減差額の間に「税引前当期活動増				
	減差額(11)=(7)+(10)」「法人税、住民税及び事業税(12)」				
	「法人税等調整額(13)」の欄を追加し、当期活動増減差額は、「当				
	期活動増減差額 (14) = (11) - (12) - (13)」として計上します。				
	なお、重要性の原則により税効果会計を適用しない法人は、「法				
	人税等調整額」欄の追加は不要となります。「繰越活動増減差額の				

			法人•	他設共通・栓埋編(新会計	基华)
項目	対 応 方 法	根 拠 法 令 等	留 意 事 項	評価事項	
	部」の各項目に右記した番号は順次繰り下げます。				
(4)貸借対照表					
◇「会計基準」に基づき貸借対照表、内訳	◇貸借対照表は、当該会計年度末現在におけるすべての資産、負	◇「会計基準」第4条、第5条、第	◇公開書類には、会計	◇「会計基準」に基づいた貸	文書
表を作成していますか。	債及び純資産の状態を明りょうに表示しなければなりません。	25条、第26条、第27条、第28条	単位の内部取引(経理	借対照表、内訳表を作成していない。	
	◇貸借対照表は、資産の部、負債の部及び純資産の部に分かち更	◇「運用上の取扱」5、6、8、13、14、 15、16、17、18	区分勘定等) は表示し ないでください。	υ''&υ' _°	
◇資産及び負債の流動と固定は、正しく区	に資産の部を流動資産及び固定資産に、負債の部を流動負債及び	◇「運用指針」16、17、18、20、21	0.0 0 1720 0	◇資産及び負債の流動と固定	文書
分されていますか。	固定負債に区分しなければなりません。	(3) 、22、24、25 (1)		の区分にあたり、1年基準を	
	◇未収金、前払金、未払金、前受金等の経常的な取引によって発	◇「社会福祉法人指導監査実施要綱」		採用していない。	
◇前会計年度末の額と対比させて表示し	生した債権債務は、流動資産又は流動負債となります。	Ⅲ3(3)		人1年甘淮に甘べノ 法科次	文書
ていますか。	ただし、これらの債権のうち、破産債権、更生債権等で1年以	◇「モデル経理規程」第 33 条、第 42 条、第 44 条、第 45 条		↓ ○ 1 年基準に基づく、流動資」産、流動負債への計上額等に	入音
 ◇資産の評価は適正に行われていますか。	内に回収されないことが明らかなものは固定資産となります。	◇企業会計原則第三一四		誤りがある。(誤認の恐れあ	
	◇貸付金、借入金等の経常的な取引以外の取引によって発生した			IJ)	
	債権債務については、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内			A (+T/III to 1 a)	
◇資金収支計算書、事業活動計算書との整合は取れていますか。	に入金又は支払の期限が到来するものは流動資産又は流動負債と			◇ " (軽微なもの)	口頭
Elagaticula y n.	し、入金又は支払の期限が1年を超えて到来するものは固定資産			 ◇前年と対比して記載してい	文書
◇積立資産は、積立金と同額となっていま	又は固定負債となります。(1年基準)			ない。	
すか。	◇現金及び預貯金は、原則として流動資産となりますが、特定の				
	目的で保有する預貯金及び長期借入金の担保に供している預貯金			◇資産、負債の評価が適正で	文書
◇県社協の退職共済の場合、退職給付引当 金と退職共済預け金は一致していますか。	は、固定資産とし当該目的を示す適当な科目で表示してください。			ない。	
並こと1級人の ほい 並ん 次 ひ こ ひ い バ 。	◇確定した法人税、住民税及び事業税のうちの未払額については、			 ◇貸借対照表と資金収支計算	文書
◇仮受金、仮払金は精算されていますか。	流動負債の部に「未払法人税等」の科目を設けて記載してくださ			書及び事業活動収支計算書が	
	Lv _o			整合していない。	
◇未収金、未払金の内訳書が作成されていますか。	また、税効果会計を適用する場合に生じる繰延税金資産及び繰			 ◇決算附属明細表、その他の	文書
\$ 9 <i>I</i> I.°	延税金負債は、その発生原因に関連した資産・負債の分類又は将			明細書と整合していない。	人音
	来における税効果の実現する時期が貸借対照表日の翌日から起算			7,122222000	
	して1年以内か否かにより、当該科目名をもって流動資産又は固			◇積立資産が積立金と一致し	文書
	定資産及び流動負債又は固定負債に区分にして記載します。			ていない。(直近の決算で積	
	◇貸借対照表価額については、次のとおりとなります。			立金を計上した場合を除く) 	
	(1) 資産の貸借対照表価額は、原則として、当該資産の取得価			◇県社協の退職共済のみの場	口頭
	額を基礎として計上しなければなりません。受贈、交換によ			合、引当金と預け金が一致し	

項目	対 応 方 法	根拠法令等	留意事項	では、八 <u>畑 性 空 帰 へ が 女 印</u> 評価 事項	<u> </u>
	って取得した資産の取得価額は、その取得時における公正な	.m 1/2 (m) 12 14		ていない。	
	評価額とします。				
	ア 外国通貨、外貨建金銭債権債務(外貨預金を含む。)及び外			◇仮受金、仮払金が精算され	口頭
	貨建有価証券等については、原則として、決算時の為替相場			ていない。	
	による円換算額を付すものとし、決算時における換算によっ			 ◇未収金、未払金の内訳が作	口頭
	て生じた換算差額は、原則として、当期の為替差損益として			成されていない。	
	処理してください。				
	イ 通常要する価額と比較して著しく低い価額で取得した資産			◇計上額等が誤っている。(誤	文書
	又は贈与された資産の評価は、取得又は贈与の時における当			認の恐れあり)	
	該資産の取得のために通常要する価額をもって行います。			◇ " (軽微なもの)	口頭
	ウ 交換により取得した資産の評価は、交換に対して提供した				
	資産の帳簿価額をもって行います。				
	 (2)受取手形、未収金、貸付金等の債権については、取得価額				
	 から徴収不能引当金を控除した額をもって貸借対照表価額と				
	します。				
	 (3)満期まで所有する意思をもって保有する社債その他の債券				
	(以下「満期保有目的の債券」という。) 等については、取得				
	価額をもって貸借対照表価額とする。満期保有目的の債券等				
	以外の有価証券のうち市場価格のあるものについては、会計				
	年度の末日においてその時の時価をもって貸借対照表価額と				
	します。				
	なお、「満期保有目的の債券」を債券金額より低い価額又は				
	高い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差				
	額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づ				
	いて算定された価額をもって貸借対照表価額としてください。				
	(4)棚卸資産については、数量と単価による評価をもって貸借				
	対照表価額とします。ただし、時価が取得原価よりも下落し				
	た場合には、時価をもって貸借対照表価額とします。				
	(5) 有形固定資産及び無形固定資産については、その取得価額				
	から減価償却累計額を控除した価額をもって貸借対照表価額				
	とします。				

項目	対 応 方 法	根 拠 法 令 等	留意事項	評価事項
	(6) 資産の時価が著しく下落したときは、回復の見込みがある			
	と認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額とし			
	なければなりません。ただし、有形固定資産及び無形固定資			
	産について使用価値を算定でき、かつ使用価値が時価を超え			
	る場合には、取得価額から減価償却累計額を控除した価額を			
	超えない限りにおいて使用価値をもって貸借対照表価額とす			
	ることができます。			
	なお、資産の価値が著しく下落したとは、時価が帳簿価額			
	から概ね 50%を超えて下落している場合をいいます。			
	ア 使用価値により評価できるのは、対価を伴う事業に供して			
	いる固定資産に限られます。			
	イ 使用価値は、資産又は資産グループを単位とし、継続的使			
	用と使用後の処分によって生ずると見込まれる将来キャッシ			
	ュ・フローの現在価値をもって算定します。			
	(7)引当金として計上すべきものがある場合には、当該内容を			
	示す科目を付して、その残高を負債の部に計上又は資産の部			
	の控除項目として記載してください。			
	◇貸借対照表の純資産の部については、次のとおりとなります。			
	(1) 貸借対照表の純資産は、基本金、国庫補助金等特別積立金、			
	その他の積立金及び次期繰越活動増減差額に区分します。			
	(2) 基本金には、社会福祉法人が事業開始等に当たって財源と			
	して受け取った寄附金の額を計上してください。			
	(3) 国庫補助金等特別積立金には、施設及び設備の整備のため			
	に国又は地方公共団体等から受領した補助金、助成金及び交			
	付金等(以下「国庫補助金等」という。) の額を計上してくだ			
	さい。			
	(4) その他の積立金には、将来の特定の目的の費用又は損失に			
	備えるため、理事会の議決に基づき事業活動計算書の当期末			
	繰越活動増減差額から積立金として積み立てた額を計上して			
	ください。			
	◇貸借対照表は、法人全体を表示します。事業区分の情報は、貸			

項目	対 応 方 法	根 拠 法 令 等	留意事項	評価事項	
	借対照表内訳表及び事業区分貸借対照表内訳表において表示してください。また、拠点区分別の情報については、拠点区分貸借対照表を作成してください。 それぞれの様式は第3号の1様式から第3号の4様式までとなります。 ・貸借対照表(「会計基準」第3号の2様式) ・事業区分貸借対照表内訳表(「会計基準」第3号の2様式) ・事業区分貸借対照表(「会計基準」第3号の4様式) ・拠点区分貸借対照表(「会計基準」第3号の4様式) ・拠点区分貸借対照表(「会計基準」第3号の4様式) ・資産、負債及び純資産の内容を明りょうに記録するため、貸借対照表に記載する勘定科目は、「運用指針」別添3のとおりとなります。 ◇(流動資産+徴収不能引当金−1年基準により固定資産から振替えられたもの一棚卸資産(貯蔵品は除く))から(流動負債−1年基準により固定負債から振替えられたもの一引当金)を控除した額は、資金収支計算書の当期末支払資金残高に一致します。 ◇次期繰越活動収支差額は、事業活動収支計算書の次期繰越活動収支差額に一致します。 ◇次期繰越活動収支差額は、事業活動収支計算書の次期繰越活動収支差額に一致します。 ◇次期繰越活動収支差額は、事業活動収支計算書の次期繰越活動収支差額に一致します。 ◇次期繰越活動収支差額に一致します。 ◇次期繰越活動収支差額は、特定の目的を持った資金の留保であり、剰余金の使途を特定することですので、同額の積立金を積立ててください。 ◇積立資産は、特定の目的を持った資金の留保であり、剰余金の使途を特定することですので、同額の積立金を積立ててください。 ◇東社協の退職共済のみ加入している場合は、引当金と預け金が原則として一致します。 ◇仮受金、仮払金は、決算時までに内容を確認し、他の科目に振り替える等、精算してください。 ◇未収金、未払金は、内容を明らかにするため、内訳書を作成してください。				
【介護報酬】 ◇繰越金等の一部については、積立金に積み立てる等の具体的な検討を行い、その有効活用を図っていますか。	◇繰越金等の一部については、老発第188号通知第1-4-(1)の事業 運営等へ充当する、又は第2-3-(2)の積立金に積み立てる等の具体 的な検討を行い、その有効活用を図ることとされています。 ◇次期繰越活動収支差額に余剰が生じる場合には、安定的な経営 の確保及び財務状況の透明性の確保の向上を図る観点から、事業	◇老発第 188 号通知第 1-4、第 2-3	◇積立金は、例えば、 以下のようなものが 考えられます。 ① 施設整備等積立金 ② 人件費積立金	◇繰越金等の一部について、 検討が行われていない。	口頭

		,	747	**************************************	
項目	対 応 方 法	根拠法令等	留 意 事 項	評価事項	
	計画を作成の上、その範囲内で将来の特定の目的のために、積立				
	金を積み立てるよう努めてください。				
(5)計算書類の注記					
◇計算書類に必要な注記を記載していま	◇計算書類には、次の事項を注記しなければなりません。	◇「会計基準」第29条		◇必要な注記が記載されてい	文書
すか。	(1)継続事業の前提に関する注記	◇「運用上の取扱」21、22、23、24、		ない。	
│	(2) 資産の評価基準及び評価方法、固定資産の減価償却方法、	25 ◇「運用指針」25 (2) 、26		 ◇注記の記載内容に誤りがあ	口頭
るものと拠点区分で記載するものがあり	引当金の計上基準等計算書類の作成に関する重要な会計方針	◇「モデル経理規程」第 62 条		る。	ПЩ
ます。	重要な会計方針とは、社会福祉法人が計算書類を作成するに				
	当たって、その財政及び活動の状況を正しく示すために採用し			◇関連当事者との年間 1,000	文書
◇関連当事者との年間1,000万円を超える 取引については、開示の対象となります。	た会計処理の原則及び手続並びに計算書類への表示の方法の			万円を超える取引について開 示していない。	
取引に 力いては、開示の対象となります。	ことをいいます。なお、代替的な複数の会計処理方法等が認め			示していない。	
	られていない場合には、会計方針の注記を省略することができ				
	ます。				
	(3) 重要な会計方針を変更したときは、その旨、変更の理由及				
	び当該変更による影響額				
	(4)法人で採用する退職給付制度				
	(5)法人が作成する計算関係書類と拠点区分、サービス区分				
	(6) 基本財産の増減の内容及び金額				
	(7) 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金				
	等特別積立金の取崩しを行った場合には、その旨、その理由				
	及び金額				
	(8) 担保に供している資産に関する事項				
	(9) 固定資産について減価償却累計額を直接控除した残額のみ				
	を記載した場合には、当該資産の取得価額、減価償却累計額				
	及び当期末残高				
	(10) 債権について徴収不能引当金を直接控除した残額のみを記				
	載した場合には、当該債権の金額、徴収不能引当金の当期末				
	残高及び当該債権の当期末残高				
	(11) 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益				
	(12) 関連当事者との取引の内容に関する事項				

	_		7477	70 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	AHI
項目	対 応 方 法	根拠法令等	留 意 事 項	評価事項	
	ア 関連当事者とは、次に掲げる者をいいます。				
	① 当該社会福祉法人の常勤の役員又は評議員として報酬				
	を受けている者及びその近親者 (3親等内の親族及びこの				
	者と特別の関係にある者。なお、「親族及びこの者と特別の				
	関係にあるもの」とは例えば以下を指すこととします。)				
	i 当該役員又は評議員とまだ婚姻の届け出をしていな				
	いが、事実上婚姻と同様の事情にある者				
	ii 当該役員又は評議員から受ける金銭その他の財産に				
	よって生計を維持している者				
	iii i 又は ii の親族でこれらの者と生計を一にしている				
	者				
	② 前項の該当者が議決権の過半数を有している法人				
	③ 支配法人(当該社会福祉法人の財務及び営業又は事業				
	の方針の決定を支配している他の法人、以下同じ。)				
	次の場合に当てはまる他の法人は、支配法人に該当する				
	ものとします。				
	・ 他の法人の役員、評議員若しくは職員である者が当該				
	社会福祉法人の評議員会の構成員の過半数を占めてい				
	る場合。				
	④ 被支配法人(当該社会福祉法人が財務及び営業又は事業				
	の方針の決定を支配している他の法人、以下同じ。)				
	次の場合には当該他の法人は、被支配法人に該当する				
	ものとします。				
	・ 当該社会福祉法人の役員、評議員若しくは職員であ				
	る者が他の法人の評議員会の構成員の過半数を占めて				
	いる場合。				
	⑤ 当該社会福祉法人と同一の支配法人を持つ法人				
	当該社会福祉法人と同一の支配法人を持つ法人とは、				
	支配法人が当該社会福祉法人以外に支配している法人と				
	なります。				
	イ 関連当事者との取引に係る開示対象範囲				

項目	対 応 方 法	根拠法令等	留意事項	評価事項
	① 上記ア①及び②に掲げる者との取引については、事業			
	活動計算書項目及び貸借対照表項目いずれに係る取引に			
	ついても、年間 1,000 万円を超える取引については全て			
	開示対象とします。			
	② 支配法人、被支配法人又は同一の支配法人を持つ法人			
	との取引			
	i 事業活動計算書項目に係る関連当事者との取引			
	サービス活動収益又はサービス活動外収益の各項目			
	に係る関連当事者との取引については、各項目に属す			
	る科目ごとに、サービス活動収益とサービス活動外収			
	益の合計額の 100 分の 10 を超える取引を開示します。			
	サービス活動費用又はサービス活動外費用の各項目			
	に係る関連当事者との取引については、各項目に属す			
	る科目ごとに、サービス活動費用とサービス活動外費			
	用の合計額の 100 分の 10 を超える取引を開示します。			
	特別収益又は特別費用の各項目に係る関連当事者と			
	の取引については、各項目に属する科目ごとに 1,000			
	万円を超える収益又は費用の額について、その取引総			
	額を開示し、取引総額と損益が相違する場合は損益を			
	併せて開示します。ただし、各項目に属する科目の取			
	引に係る損益の合計額が当期活動増減差額の 100 分の			
	10 以下となる場合には、開示を要しません。			
	ii 貸借対照表項目に係る関連当事者との取引			
	貸借対照表項目に属する科目の残高については、そ			
	の金額が資産の合計額の 100 分の 1 を超える取引につ			
	いて開示します。			
	ウ 関連当事者との取引については、次に掲げる事項を原則			
	として関連当事者ごとに注記しなければなりません。			
	① 当該関連当事者が法人の場合には、その名称、所在地、			
	直近の会計年度末における資産総額及び事業の内容			
	なお、当該関連当事者が会社の場合には、当該関連当			

項目	対 応 方 法	根 拠 法 令 等	留 意 事 項	評価事項
	事者の議決権に対する当該社会福祉法人の役員、評議員			
	又はそれらの近親者の所有割合			
	② 当該関連当事者が個人の場合には、その氏名及び職業			
	③ 当該社会福祉法人と関連当事者との関係			
	④ 取引の内容			
	⑤ 取引の種類別の取引金額			
	⑥ 取引条件及び取引条件の決定方針			
	⑦ 取引により発生した債権債務に係る主な科目別の期末			
	残高			
	⑧ 取引条件の変更があった場合には、その旨、変更の内			
	容及び当該変更が計算書類に与えている影響の内容			
	エ 関連当事者との間の取引のうち次に定める取引について			
	は、ウに規定する注記の必要はありません。			
	① 一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当金の			
	受取りその他取引の性格からみて取引条件が一般の取引			
	と同様であることが明白な取引			
	② 役員に対する報酬、賞与及び退職慰労金の支払い			
	(13) 重要な偶発債務			
	(14) 重要な後発事象			
	後発事象とは、当該会計年度末日後に発生した事象で翌会計			
	年度以後の社会福祉法人の財政及び活動の状況に影響を及ぼ			
	すものをいいます。			
	重要な後発事象は社会福祉法人の状況に関する利害関係者			
	の判断に重要な影響を与えるので、計算書類作成日までに発生			
	したものは計算書類に注記する必要があります。			
	重要な後発事象の例としては、次のようなものがあります。			
	ア 火災、出水等による重大な損害の発生			
	イ 施設の開設または閉鎖、施設の譲渡または譲受け			
	ウ 重要な係争事件の発生または解決			
	エ 重要な徴収不能額の発生			
	なお、後発事象の発生により、当該会計年度の決算におけ			

項目	対 応 方 法	根 拠 法 令 等	留 意 事 項	評価事項
	る会計上の判断ないし見積りを修正する必要が生じた場合に			
	は、当該会計年度の計算書類に反映させなければなりません。			
	(15) 合併又は事業の譲渡若しくは事業の譲受け(令和3年度決			
	算から追加)			
	(16) その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並び			
	に資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な			
	事項 会計基準第5章第15号の「その他社会福祉法人の資金収支			
	及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明			
	らかにするために必要な事項 とは、計算書類に記載すべきも			
	のとして会計基準に定められたもののほかに、社会福祉法人の			
	利害関係者が、当該法人の状況を適正に判断するために必要な			
	事項です。このような事項は、個々の社会福祉法人の経営内容、			
	周囲の環境等によって様々ですが、その例としては、次のよう			
	なものがあります。			
	ア 状況の変化にともなう引当金の計上基準の変更、固定			
	資産の耐用年数、残存価額の変更等会計処理上の見積方			
	法の変更に関する事項			
	イ 法令の改正、社会福祉法人の規程の制定及び改廃等、			
	会計処理すべき新たな事実の発生にともない新たに採用			
	した会計処理に関する事項			
	ウ 勘定科目の内容について特に説明を要する事項			
	エ 法令、所轄庁の通知等で特に説明を求められている事			
	項			
	◇ 計算書類の注記は、法人全体で記載するもの及び拠点区分で記			
	載するものの2種類となります。			
	法人全体で記載するものは「会計基準」の第29条第1項に定			
	める(1)から(16)までの全項目で、事業区分貸借対照表内訳			
	表(「会計基準」第3号の3様式)の後に記載します。			
	拠点区分で記載するものは会計基準の第29条第1項に定める			
	項目のうち (1)、(12)、(13) 及び (15) 以外の項目で、拠点区			

項目	対 応 方 法	根 拠 法 令 等	留 意 事 項	評価事項	
	分貸借対照表 (「会計基準」第3号の4様式)の後に記載するも				
	のとします。				
	ただし、拠点が1つの法人の場合、拠点区分で記載する計算書				
	 類の注記を省略することができます。				
	 なお、法人全体又は拠点区分で該当する内容がない項目につい				
	 ても、(1)、(3)、(9) 及び(10) を除いては、項目名の記載				
	│ │ は省略できません。この場合は当該項目に「該当なし」などと記				
	載してください。				
(6)決算手続					
◇預金等は、帳簿残高と金融機関の預金残	│ │◇決算整理事項	 ◇「モデル経理規程」第 59 条		 ◇固定資産の現品確認を行っ	口頭
高が一致していますか。	①預金			ていない。	
	・金融機関の残高証明が帳簿残高と一致するか確認します。				
◇未済小切手の金額を、当座勘定調整票に	・未決済小切手がある場合は、銀行勘定調整表を作成します。			◇未収金、未払金の計上に不	口頭
より確認していますか。	②流動資産、流動負債の整理			備がある。	
	・未収金、未払金を計上します。				
◇固定資産台帳と現品は一致しています				◇預金残高と帳簿残高(銀行	文書
か。	・事業区分間、拠点区分間、サービス区分間の貸借を相殺します。			勘定調整表)を確認していな	
│ │ ◇前会計年度の諸帳簿の額が正しく引き	③固定資産			ر۱ _°	
	行ってください。			 ◇借入金の残高を確認してい	文書
ME 13-70 C 0 - 65 7 13-0	「」うてくたとい。 ・滅価償却費の計上と国庫補助金等積立金の取崩しをします。			ない。	
	・建設仮勘定の資産が完成している場合は、振替えてください。				
	④借入金			◇前会計年度末の残高が正確	文書
	・金融機関等に残高の確認をしてください。			に引継がれていない。	
	⑤基本金				
	・基本金の増減がなかったか確認してください。				
	⑥国庫補助金等特別積立金				
	・補助事業等で取得した資産がある場合は、積立をしてください。				
	⑦積立金				
	・理事会の承認を受け、計上してください。 ⑧引当金				
	③51 3 51 51 51 51 51 51 5				
	・				
	・事業区分間、拠点区分間、サービス区分に共通して発生する経				

			丛 人。	他敌共进"柱连栅(利去引	<u> 季年</u> /
項目	対 応 方 法	根 拠 法 令 等	留 意 事 項	評価事項	
	費(減価償却費、光熱水費等)を合理的な基準に基づいて配分し				
	てください。				
	◇法人の経理規程に定める帳票を確認し、作成してください。				
	◇資産勘定、負債勘定、純資産勘定については、期首の残高が前				
	会計年度末の残高に一致しているか確認してください。 				
(7) その他					
◇その他、決算の状況に問題点はありませ				◇問題点がある。	口頭
んか。					
(8) 社会福祉法人以外の者の経理処理					
【保育所】	◇特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準	◇児発第 295 号通知第 1-3-(3)-②-イ		◇収支計算書又は損益計算書	文書
◇社会福祉法人以外の者による保育所の	第33条を踏まえ、収支計算書又は損益計算書において、保育所を経			に、保育所を経営する事業に	
経理処理については、児発第 295 号通知に	営する事業に係る区分を設けてください。	◇児発第 295 号通知第 1-3-(3)-②-ウ		係る区分を設けていない。	
基づく経理処理を行っていますか。 	◇保育所を経営する事業については、資金収支計算書及び資金収支				
	内訳表を作成してください。			◇保育所を経営する事業に係	文書
 ◇学校法人会計基準及び企業会計基準に	◇学校法人会計基準及び企業会計の基準による会計処理を行ってい			る積立金・積立資産明細書が	
よる会計処理を行っている場合、積立金・	る者は、保育所を経営する事業に係る児発第295号通知別紙1の積立			作成されていない。	
積立資産明細書は作成されていますか。	金・積立資産明細書を作成してください。	│ │ ◇児発第 295 号通知第 1-3-(3)-②-エ			
^ ^ * ^ = + * * - - - - - - - - -	なお、この場合、企業会計の基準による会計処理を行っている者	◇児宪弟 295 亏迪知弟 1-3-(3)-(2)-エ 		◇保育所を経営する事業に係	文書
◇企業会計基準による会計処理を行って いる場合、保育所を経営する事業に係る企	は、保育所を経営する事業に係る企業会計の基準による貸借対照表			る貸借対照表等が作成されていない。	
業会計基準による貸借対照表等が作成さ	(流動資産及び流動負債のみを記載) 及び児発第 295 号通知別紙			ι', α ι',	
れていますか。	2の借入金明細書、及び別紙3の基本財産及びその他固定資産(有			│ ◇一部不備がある。	口頭
	形固定資産)の明細書を作成しなければなりません。				ПЩ
	◇毎会計年度終了後3か月以内に、次に掲げる書類に、保育所を経				
	営する事業に係る現況報告書を添付して、県に提出してください。				
	(ア)前会計年度末における貸借対照表				
	(イ)前会計年度の収支計算書又は損益計算書				
	(ウ)保育所を経営する事業に係る前会計年度末における積立金・積	◇児発第 295 号通知第 1-3-(3)-②-オ			
	立資産明細書				
	ただし、学校法人会計処理基準及び企業会計の基準による会計処				
	理を行っている者は、保育所を経営する事業に係る前会計年度末に				
	おける児発第295号通知別紙1の積立金・積立資産明細書				

		I I I I A		心敌天进。在连州(利安)	坐午/
項目	対 応 方 法	根拠法令等	留 意 事 項	評価事項	
	また、企業会計の基準による会計処理を行っている者は、保育所を				
	経営する事業に係る前会計年度末における企業会計の基準による貸				
	 借対照表(流動資産及び流動負債のみを記載)、借入金明細書、基本				
	 財産及びその他の固定資産(有形固定資産)の明細書				
9 事業区分間・拠点区分間の資金異動等(こついて				
(1) 資金の異動	◇運営費弾力化の要件(抜粋)				
【措置費支弁施設】	NO.1「社会福祉法人指導監査要綱の制定について」及び関係法	◇雇児発第 0312001 号通知	◇繰入限度額を超え	◇資金異動の要件を満たして	文書
◇他の社会福祉事業等への資金異動を行	令等に基づく指導において、適正な法人運営が確保されている	◇雇児福発第 0312002 号通知	ている場合は、原則と	いない。(改善できない場合	
っている場合は、要件をすべて満たしてい	と認められること。	◇「会計基準」第30条	して、現年度で資金を	は要返還)	
ますか。	NO.2「生活保護法による保護施設に対する指導監査について」	◇「運用指針」11	返還しなければなり		
	等、関係通知に基づく当該施設の監査において、適正な施設運		ません。	◇限度額を超えている。(要	文書
◇運営費から支出する場合は、民改費又は	営が確保されていると認められること。		◇法人本部の運営に	返還)	
民改費の管理費加算額の範囲内となって	NO.3 会計基準に基づく財産目録、貸借対照表及び収支計算書が		要する経費とは、本部		
いますか。	公開されていること。		区分の「人件費支出」	◇収益事業等に繰入してい	文書
	NO.4「苦情解決の仕組み+周知+公表」又は「第三者評価の受		と「事務費支出」に相	る。(要返還)	
◇前期末支払資金残高から支出した場合	審+公表」が行われていること。		当する経費となりま		
は、残高不足となっていませんか。	◇運営費を他の経理区分に繰入れする場合		す。	◇資金異動後の使途が適正で	文書
	上記要件のすべてを満たしている場合は、民間施設給与等改善		◇異動先拠点区分で	ない。(要返還)	
	費に相当する額を限度として、同一法人が運営する社会福祉施設		の資金の使途を把握		
	の施設整備借入金の償還金及びその利息に充当することができま		する必要があります。	◇予算計上していない。	文書
* 軽費老人ホームは、第 0312001 号通知の	す 。		◇要件 NO.4 の苦情の		
対象外となっており、補助金交付要綱によ	また、要件の NO.4 のみを満たしていない場合は、民間施設給与		公表については、①受		文書
る制限を受けることになります。	等改善費の管理費に相当する額が限度となります。		付を適切に行ってい		
	◇運用収入(預金利息)を他の社会福祉事業に繰入れする場合		ること、②利用者だけ	い。	
◇事業区分間及び拠点区分間繰入金明細	要件のすべてを満たしている場合は、施設拠点区分で発生した		でなく一般に対して		
書は作成されていますか。	預貯金の利息等の収入を収益事業以外に充当することができま		広報誌等で公表する		
	す。		こと、③定期的(年1		
	また、要件の NO.4 のみを満たしていない場合は、当該年度の施		回以上)に公表を行う		
	設拠点区分の収入決算額の事務費(人件費及び管理費)相当額か		こと、④第三者委員に		
	ら生じる運用収入が限度となります。		定期的に報告を行う		
	◇前期末支払資金残高を他の社会福祉事業に繰入れする場合		ことが必要です。		
	要件のすべてを満たしている場合は、理事会の承認を得た上で、		◇前期末支払資金を		
	当該施設の運営に支障が生じない範囲において、法人本部の運営		取崩して繰入を行う		
	に要する経費、同一法人が運営する第1種社会福祉事業、第2種		場合は、運営費と区別		
	社会福祉事業の運営に要する経費、同一法人が運営する公益事業		するため、繰入元と繰		

項目	対 応 方 法	根 拠 法 令 等	留 意 事 項	評価事項	
	の運営に要する経費に充当できます。 ◇事業区分間及び拠点区分間において資金の繰入を行った場合に は、事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書を作成する必要があ ります。		入先で予算計上を行ってください。		
【保育所】 ◇他の社会福祉事業等への資金異動を行っている場合は、要件をすべて満たしてい	次の要件をすべて満たしていること	◇府子本第 254 号通知	◇繰入限度額を超えている場合は、原則と	いない。(改善できない場合	文書
ますか。 	①最低基準の遵守、②職員配置基準の遵守、③給与規程の整 備、適正な給与水準、④栄養量の確保、嗜好を生かした調理、	◇平成27年9月3日付府子本第255号内閣府子ども・子育て本部参事官	して、現年度で資金を 返還しなければなり	は要返還)	
◇子ども・子育て支援法附則第6条第1項 の規定により、市町村から私立保育所に対 して支払われる委託費(以下「委託費」と	必要な諸経費の確保、⑤保育指針を踏まえ処遇が適切、⑥役職 員の研修への参加、⑦その他問題がないこと ◇委託費弾力化の要件(NO.2 抜粋)	通知、雇児発 0903 第 1 号厚生労働省 雇用均等・児童家庭局保育課長通知 「『子ども・子育て支援法附則第 6	ません。 ◇異動先拠点区分で の資金の使途を把握	· — · — ·	文書
いう。)から支出する場合は、処遇改善等加算の基礎分の範囲内となっていますか。	次の事業のうち1つを実施し、会計基準による会計処理を行っていること	条の規定による私立保育所に対する 委託費の経理等について』の取扱い について」(以下「府子本第 255 号	する必要があります。 ◇要件 NO.3 の苦情の 公表については、①受	◇収益事業等に繰入してい	文書
◇委託費の3ヶ月分までの資金移動を行っている場合は、要件を満たしていますか。	延長保育、一時預かり、乳児3人以上の受入れ、地域子育で 支援拠点事業、障害児の受入れ、家庭支援推進保育事業、休日 保育加算の対象施設、病児保育	通知」という。) ◇府子本第 256 号通知	付を適切に行っていること、②利用者だけでなく一般に対して		文書
◇前期末支払資金残高から支出した場合	◇委託費弾力化の要件(NO.3 抜粋)	◇「会計基準」第30条	広報誌等で公表する こと、③定期的(年1		文書
は、残高不足となっていませんか。 ◇事業区分間及び拠点区分間繰入金明細	金収支内訳表、拠点区分資金収支計算書及び拠点区分資金収支 明細書又は学校法人会計基準に基づく資金収支計算書及び資金 収支内訳表若しくは企業会計による損益計算書及び児発第 295	◇「運用指針」11	回以上)に公表を行う こと、④第三者委員に 定期的に報告を行う	***************************************	文書
書は作成されていますか。	号通知に定める貸借対照表、これら以外の会計基準により会計 処理を行っている場合は、これらに相当する財務諸表の公開 ②第三者評価加算の認定、または、苦情解決の仕組みの周知と 解決結果の定期的な公表		費」には、「事務費支	◇事業区分間及び拠点区分間、サービス区分間繰入金明細書を作成していない。	文書
	□ ③処遇改善等加算の賃金改善要件及びキャリアパス要件の具備 □ ◇委託費を他の保育所等に繰入れする場合 □ 上記要件の NO.1~2を満たしている場合は、処遇改善等加算の ■ 基礎分(以下「改善基礎分」という。)に相当する額を限度とし		ます。 ◇法人本部の運営に 要する経費とは、本部 区分の「人件費支出」		
	て、同一法人が運営する他の保育所等(保育所及び保育所以外の 子ども・子育て支援法に規定する特定教育・保育施設及び特定地 域型保育事業をいう。以下同じ。)の次の経費に充当することが		と「事務費支出」に相 当する経費となり、い ずれも保育所の運営 に関する経費に限り		
	できます。 建物等整備・修繕費、環境改善経費、土地建物賃借料		認められます。		

		T .		地区入地 生生喘 初五日	, — · · ·
項目	対 応 方 法	根 拠 法 令 等	留 意 事 項	評価事項	
	施設整備借入金償還、租税公課、保育所施設・設備整備積立金		◇前期末支払資金を		
	また、要件 NO.1~3 を満たしている場合は、委託費の3ヶ月ま		取崩して繰入を行う		
	でが限度額(改善基礎分を含み、処遇改善等加算の賃金改善要件		場合は、委託費と区別		
	分を除く。)となり、上記の経費に加え、土地取得経費と土地取		するため、繰入元と繰		
	得のための借入金の償還に充当することができます。		入先で予算計上を行		
	◇委託費を子育て支援事業に繰入れする場合		ってください。		
	要件の NO.1~3 を満たしている場合は、委託費の3ヶ月までを				
	限度(改善基礎分を含み、処遇改善等加算の賃金改善要件分を除				
	く。)として次の経費に充当することができます。				
	建物等整備・修繕費、環境改善経費、施設整備借入金償還				
	土地取得経費、土地借入金償還				
	◇委託費を他の社会福祉施設に繰入れする場合				
	要件の NO.1~3 を満たしている場合は、改善基礎分を限度とし				
	て次の経費に充当することができます。				
	建物等整備・修繕費、環境改善経費、土地建物賃借料、施設整				
	備借入金償還、土地取得経費、土地借入金償還、租税公課				
	◇運用収入(預金利息)を他の拠点区分に繰入れする場合特に制				
	限はありません。				
	◇前期末支払資金残高を他の社会福祉事業に繰入れする場合				
	要件の NO.1~3 を満たしている場合は、理事会の承認を得た上				
	で、当該施設の運営に支障が生じない範囲において、法人本部の				
	運営に要する経費、同一法人が運営する第1種社会福祉事業、第2				
	種社会福祉事業、子育て支援事業の運営・施設設備の整備等、公				
	益事業(子育て支援事業の運営を除く)の運営・施設設備の整備				
	等に充当できます。				
	◇事業区分間及び拠点区分間において資金の繰入を行った場合に				
	は、事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書を作成する必要があ				
	ります。				
【介護報酬、自立支援給付費(自立支援医					
療費を除く)】	◇施設報酬を主たる財源とする資金の繰入については、健全な施	◇老発第 188 号通知第 2-3、第 3-1	◇繰入限度額を超え	◇限度額を超えた繰入を行っ	文書
◇他の社会福祉事業等に資金を繰入れた	設運営を確保する観点から、当該施設等の事業活動資金収支差額	◇障発第 1018003 号通知第 2-3	ている場合は、原則と	ている。(要返還)	
場合は、事業活動資金収支差額と当期資金	に資金残高が生じ、かつ当期資金収支差額に資金不足が生じない	◇平成 24 年 8 月 20 日障発 0820 第 8	して、現年度で資金を		
収支差額合計に残高がありますか。	範囲内において、他の社会福祉事業等又は公益事業へ資金を繰り	号「指定障害児入所施設等における	返還しなければなり	◇収益事業に繰入している。	文書
	入れても差し支えないとされています。	障害児入所給付費等の取扱いについ	ません。	(要返還)	
◇同種事業に資金を繰入れた場合は、当期	なお、他の社会福祉事業には、法人本部も含まれます。	て」3(1)			
末支払資金残高が残っていますか。		◇「会計基準」第30条		◇予算計上していない。	文書

		I		心敌共进 化连栅 (利去)	
項目	対 応 方 法	根拠法令等	留 意 事 項	評価事項	
	◇介護保険事業から他の介護保険事業、または、自立支援給付費	◇「運用指針」11			
◇収益事業に資金を繰入れていませんか。	対象事業から他の自立支援給付費対象事業への資金の繰入れにつ			◇事業区分間及び拠点区分間	文書
	いては、当期末支払資金残高に資金不足が生じない範囲内におい			繰入金明細書を作成していな	
* 障害児施設は、当期末支払資金残高を措	て、資金を繰り入れても差し支えないとされています。			lν₀.	
置費と給付費で按分し、給付費部分につい					
て上記の制限が適用されます。	◇収益事業に繰入れすることはできません。				
◇事業区分間及び拠点区分間繰入金明細	◇事業区分間及び拠点区分間において資金の繰入を行った場合に				
書は作成されていますか。	は、事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書の作成が必要です。				
(2) 運営費の弾力運用					
【措置費支弁施設】	◇運営費弾力化の要件(抜粋)	◇雇児発第 0312001 号通知	◇要件 NO.4 の苦情の	◇要件を満たさずに	
◇人件費、管理費、事業費の相互流用を行	│ NO.1「社会福祉法人指導監査要綱の制定について」及び関係法 │	◇雇児福発第 0312002 号通知	公表については①受	①相互流用を行っている。	文書
っている場合は、要件を満たしています	令等に基づく指導において、適正な法人運営が確保されている		付を適切に行ってい	②積立を行っている。	文書
か。	と認められること。		ること、②利用者だけ	③施設整備借入金の償還支出	文書
	NO.2「生活保護法による保護施設に対する指導監査について」		でなく一般に対して	を行っている。	
◇運営費から積立資産の積立を行ってい	等、関係通知に基づく当該施設の監査において、適正な施設運		広報誌等で公表する	④施設整備等積立金を行って	文書
る場合は、要件を満たしていますか。	営が確保されていると認められること。		こと、③定期的(年1	いる。	
	NO.3 会計基準に基づく財産目録、貸借対照表及び収支計算書が		回以上)に公表を行う		
◇運営費から施設整備借入金の償還を行	公開されていること。		こと、④第三者委員に	◇弾力運用の限度額を超過し	文書
っている場合は、要件を満たしています	│ NO.4「苦情解決の仕組み+周知+公表」又は「第三者評価の受 │		定期的に報告を行う	ている。	
か。	審+公表」が行われていること。		ことが必要です。		
	◇要件の NO.1~3 を満たしている場合は、次の支出ができます。		◇要件を満たしてい	*要件が満たされるまでの間	
◇弾力運用した金額の合計は、限度額の範	①人件費、管理費、事業費の相互流用		ない場合は、運営費の	は、一切の弾力運用は不可。	
囲となっていますか。	②人件費積立資産、修繕積立資産、備品等購入積立資産の積立		弾力運用はできませ		
	③施設整備借入金償還(民改費管理費加算分まで)		ん。		
	◇要件の NO.1~4 を満たしている場合は、上記に加え、次の支出		◇要件を満たさずに		
	ができます。		弾力運用を行った場		
	①施設整備借入金償還(民改費まで)		合は、民改費が停止と		
	②施設整備等積立資産		なる恐れがあります。		
【保育所】	◇委託費弾力化の要件(NO.1 抜粋)				
◇人件費、管理費、事業費の相互流用を行	次の要件をすべて満たしていること	◇府子本第 254 号通知	◇要件 NO.3 の苦情の	◇要件を満たさずに	
っている場合は、要件を満たしています	①最低基準の遵守、②職員配置基準の遵守、③給与規程の整備、		公表については、①受	①相互流用を行っている。	文書
か。	適正な給与水準、④栄養量の確保、嗜好を生かした調理、必要	◇府子本第 256 号通知	付を適切に行ってい	②積立を行っている。	文書
	な諸経費の確保、⑤保育指針を踏まえ処遇が適切、⑥役職員の		ること、②利用者だけ	③建物等整備·修繕費、環境	文書
◇委託費から積立資産の積立を行ってい	研修への参加、⑦その他問題がないこと		でなく一般に対して	改善経費、土地建物賃借料、	

			法人・)	施設共通・経理編(新会計	基準)
項目	対 応 方 法	根 拠 法 令 等	留 意 事 項	評価事項	
る場合は、要件を満たしていますか。	◇委託費弾力化の要件(NO.2 抜粋)		広報誌等で公表する	施設整備借入金償還、租税公	
	次の事業のうち1つを実施し、会計基準による会計処理を行っ		こと、③定期的(年1	課、保育所施設・設備整備積	
◇次の経費を支出している場合は、要件を	ていること		回以上)に公表を行う	立資産の支出を行っている。	
満たしていますか。	延長保育、一時預かり、乳児3人以上の受入れ、地域子育て		こと、④第三者委員に		
建物等整備・修繕費、環境改善経費	支援拠点事業、障害児の受入れ、家庭支援推進保育事業、休日		定期的に報告を行う	◇弾力運用の限度額を超過し	文書
土地建物賃借料、施設整備借入金償還、	保育加算の対象施設、病児保育		ことが必要です。	ている。	
租税公課、保育所施設・設備整備積立資	◇委託費弾力化の要件 (NO.3 抜粋)		◇要件を満たしてい		
産	次の要件を満たしていること		ない場合は、委託費の		
	①社会福祉会計基準に基づく資金収支計算書、事業区分資金収		弾力運用はできませ	◇府子本第 254 号通知で定め	文書
◇弾力運用した金額の合計は、限度額の範	支計算書、拠点区分資金収支計算書及び拠点区分資金収支明細		ん。	収支支計算分析表を県へ提出	
囲となっていますか。	書又は学校法人会計基準に基づく資金収支計算書及び資金収支		◇要件を満たさずに	していない。	
	内訳表若しくは企業会計による損益計算書及び児発第 295 号通		弾力運用を行った場		
*個人立についても、建物関係の支出は可	知に定める貸借対照表、これら以外の会計基準により会計処理		合は、改善基礎分の加		
能ですが、「その他固定資産」に計上する	を行っている場合は、これらに相当する財務諸表の公開		算が停止となる恐れ		
ことが必要となります。	②第三者評価加算の認定、又は、苦情解決の仕組みの周知と解		があります。		
	決結果の定期的な公表		◇「建物等整備・修繕		
*認定こども園についても、委託費の部分	③処遇改善等加算の賃金改善要件及びキャリアパス要件の具備		費」には、「事務費支		
の取扱いは同じです。	〜要件の NO.1 を満たしている場合は、次の支出ができます。		出・修繕費」が含まれ		
	①人件費、管理費、事業費の相互流用		ます。		
	②人件費積立資産、修繕積立資産、備品等購入積立資産の積立				
	◇要件の NO.1~2 を満たしている場合は、改善基礎分を限度とし		◇賃借料を決定した		
	て次の支出ができます。		根拠を明確にしてお		
	建物等整備・修繕費、環境改善経費、土地建物賃借料、		いてください。		
	施設整備借入金償還、租税公課(個人立の所得税等)、				
	保育所施設・設備整備積立資産				
	◇要件の NO.1~3 を満たしている場合は、上記に加え、次の支出				
	ができます。(委託費の3ヶ月分が限度(改善基礎分を含み、処				
	遇改善等加算の賃金改善要件分を除く。))				
	土地の取得費、土地取得借入金償還、				
	保育所施設・設備整備積立資産(土地取得可能)				
	◇弾力運用した合計額が限度額を超える場合や保育所に係る拠点				
	区分から委託費の使途制限と異なる支出が行われている場合、委				
	託費に係る当該会計年度の各種積立資産への支出及び当期資金収				
	支差額の合計が、当該施設に係る拠点区分の事業活動収入計(決				
	算額)の5%相当額を上回る場合については、府子本第254号通知				
	で定め収支計算分析表を県へ提出する必要があります。				

項目	対 応 方 法	根 拠 法 令 等	留 意 事 項	た。	<u> </u>
(3) その他 ◇その他、事業区分間・拠点区分間の資金 異動等に問題点はありませんか。				◇問題点がある。	口頭
10 就労支援・授産事業明細書の取扱いに	こついて				
(1)就労支援事業に関する明細書の取扱 いについて	◇就労支援事業に関する明細書の取扱いは次のとおりとなります。	◇「運用上の取扱」26		◇就労支援事業に関する必要 な明細書を作成していない。	文書
◇就労支援事業に関する明細書は作成されていますか。	(1) 就労支援事業の範囲は次のとおりとなります。 ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための 法律第5条第13項に規定する就労移行支援			◇就労支援事業に関する必要 な明細書に誤りがある。	口頭
	イ 同法施行規則第6条の第10項第1号に規定する就労継続支 A型				
	ウ 同法施行規則第6条の第10項第2号に規定する就労継続支 B型 また、同法第5条第7項に基づく生活介護等において、生				
	また、向法第5条第7項に基づく生活が護寺において、生 産活動を実施する場合については、就労支援事業に関する明 細書を作成することができます。				
	(2) 就労支援事業別事業活動明細書(「運用上の取扱」別紙3® 又は®-2) 上の「就労支援事業販売原価」の計算については、				
	次のとおりとなります。 ア 就労支援事業所で製造した製品を販売する場合 (就労支援事業販売原価) = (期首製品(商品)棚卸高)+				
	(当期就労支援事業製造原価) — (期末製品(商品)棚卸高)				
	イ 就労支援事業所以外で製造した商品を仕入れて販売する場合合 (就労支援事業販売原価) = (期首製品(商品)棚卸高)+ (当期就労支援事業仕入高) - (期末製品(商品)棚卸				
	十 (ヨ州汎力又抜争未仁八局) — (州木袈m (間m) 棚山 高)				

項目	対 応 方 法	根 拠 法 令 等	留 意 事 項	評価事項
	(3) 就労支援事業別事業活動明細書の「当期就労支援事業製造			
	原価」及び「就労支援事業販管費」に関して、「就労支援事業			
	製造原価明細書」(「運用上の取扱」別紙3億又は億-2)、「就			
	労支援事業販管費明細書」(「運用上の取扱」別紙3⑪又は⑪-			
	2) を作成するものとするが、その取扱いは次のとおりとなり			
	ます。			
	ア 「製造業務に携わる利用者の賃金及び工賃」については、			
	就労支援事業製造原価明細書に計上されます。			
	また、製造業務に携わる就労支援事業に従事する職業指導			
	員等(以下「就労支援事業指導員等」という。)の給与及び退			
	職給付費用については、就労支援事業製造原価明細書に計上			
	することができます。			
	イ 「販売業務に携わる利用者の賃金及び工賃」及び「製品の			
	販売のために支出された費用」については、就労支援事業販			
	管費明細書に計上します。			
	また、販売業務に携わる就労支援事業指導員等の給与及び			
	退職給付費用については、就労支援事業販管費明細書に計上			
	することができます。			
	ウ 「就労支援事業製造原価明細書」及び「就労支援事業販管			
	費明細書」について、多種少額の生産活動を行う等の理由に			
	より、作業種別ごとに区分することが困難な場合は、作業種			
	別ごとの区分を省略することができます。			
	なお、この場合において、「運用上の取扱」別紙3⑮又は⑮			
	-2の「就労支援事業別事業活動明細書」を作成の際には、作			
	業種別毎の区分は不要となります。			
	(4) サービス区分ごとに定める就労支援事業について、各就労			
	支援事業の年間売上高が5,000万円以下であって、多種少額の			
	生産活動を行う等の理由により、製造業務と販売業務に係る			

法人・施設共通・経理編(新会計基準)

項目	対 応 方 法	根拠法令等	留 意 事 項	評価事項	
	費用を区分することが困難な場合は、「就労支援事業製造原				
	価明細書(「運用上の取扱」別紙3億又は億-2)」及び「就労				
	支援事業販管費明細書(「運用指針運用上の取扱」別紙3①又				
	は⑪-2)」の作成に替えて、「就労支援事業明細書(「運用				
	上の取扱」別紙3⑬又は⑱-2)」を作成すれば足りることとな				
	ります。				
	この「就労支援事業明細書」上の「材料費」の計算につい				
	ては、(材料費)=(期首材料棚卸高)+(当期材料仕入高)				
	一(期末材料棚卸高)とします。				
	なお、この場合において、資金収支計算書上は「就労支援				
	事業製造原価支出」を「就労支援事業支出」と読み替え、「				
	就労支援事業販管費支出」を削除して作成するものとし、事				
	業活動計算書上は「当期就労支援事業製造原価」を「就労支				
	援事業費」と読み替え、「就労支援事業販管費」を削除して				
	作成します。				
	また、「運用上の取扱」別紙3⑮又は⑮-2の「就労支援事業				
	別事業活動明細書」を作成の際には、同明細書上の「当期就				
	労支援事業製造原価」を「就労支援事業費」と読み替え、「				
	就労支援事業販管費」を削除して作成してください。				
	また、作業種別ごとに区分することが困難な場合は、作業				
	種別ごとの区分を省略することができます。				
(2)授産事業に関する明細書の取扱いに					
ついて	◇授産施設で行う授産事業に関する明細書の取扱いは次のとおり となります。			◇授産事業費用明細書を作成 していない。	文書
 ◇授産事業に関する明細書は作成されて	こなりまり。 (1)授産事業の範囲は次のとおりとなります。			0 (0 '/4 0 '0	
いますか。	ア 生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第38条第5項に規定			◇授産事業費用明細書に誤り	口頭
	する授産施設			がある。	
	イ 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第2項第7号に規 定する授産施設				

」。 					
項 目	対 応 方 法	根 拠 法 令 等	留 意 事 項	評価事項	
	(2) 授産事業費用明細書について				
	◇授産事業における費用の状況把握を適正に行うため、各法人に				
	おいては「授産事業費用明細書」(「運用上の取扱」別紙3億)を作				
	成し、授産事業に関する管理を適切に行う必要があります。 				
(3) その他					_
◇その他、就労支援・授産事業明細書の取				◇問題点がある。	口頭
扱いに問題点はありませんか。					
11 社会福祉充実計画について					
◇社会福祉充実計画を策定する必要はあ	◇法人は、毎会計年度、貸借対照表の資産の部に計上した額から	◇社会福祉法(昭和 26 年法律第 45		◇社会福祉充実計画において	文書
りますか。	負債の部に計上した額を控除して得た額が事業継続に必要な財産	号) 第55条の2		実施することとされている事	
	額(以下「控除対象財産」という。)を上回るかどうかを算定し	◇「モデル経理規程」第 13 章		業が実施されていない。	
	なければなりません。さらに、これを上回る財産額(以下「社会	◇平成 29 年 1 月 24 日雇児発 0124 第			
	福祉充実残額」という。)がある場合には、これを財源として、	1号、社援発0124第1号、老発0124		◇社会福祉充実残額の算定が	口頭
	既存の社会福祉事業若しくは公益事業の充実又は新規事業の実施	第1号「社会福祉法第55条の2の規		不適切。	
	に関する計画(以下「社会福祉充実計画」という。)を策定し、	定に基づく社会福祉充実計画の承認			
	これに基づく事業(以下「社会福祉充実事業」という。)を実施	等について」〈最終改正:令和4年		◇社会福祉充実計画が策定さ	口頭
	しなければなりません。	12月26日>		れていない。	
	◇法人は、社会福祉充実計画の作成に当たっては、公認会計士又は発用力等の意見時期、地域均議会の意見時期(地域の共恵業を			へなみ短知 本史弘恵の <u>佐</u> ウに	_ ===
	は税理士等の意見聴取、地域協議会の意見聴取(地域公益事業を社会福祉充実計画に記載する場合に限る。)及び理事会の承認を			◇社会福祉充実計画の策定に 当たって意見聴取が行われて	口頭
	社会情報ル美計画に記載する場合に限る。			いない、理事会、評議員会の	
	があります。			承認を経ていない等、手続き	
	7 6 7 6 7 6			が不適切。	
				 ◇所轄庁の承認(変更含む。)	口頭
				を受けていない。	
				 ◇社会福祉充実計画・実績を	口頭
				ホームページで公表していな	
				ر١ _°	

項目	対 応 方 法	根 拠 法 令 等	留 意 事 項	評価事項		
12 社会福祉法人等以外の保育施設の設置認可基準等の維持について						
(1)設置認可基準の維持について						
◇保育施設を経営するために必要な経済	◇社会福祉法人等以外の者が保育施設の設置認可を申請する場	◇平成 12 年 3 月 30 日児発第 295 号		◇保育施設の年間事業費の	文書	
的基礎がありますか。	合、児童福祉法第 35 条第 5 項各号に掲げられた「保育所を経営す	「保育所の設置認可等について」		12分の1以上に相当する資金		
	るために必要な経済的基礎があること」の基準を満たしている必			を、普通預金、当座預金等に		
	要があります。			より有していない。		
	◇ここで言う「必要な経済的基礎がある」とは次のことをいずれ					
	も満たしていることを示します。			◇直近の会計年度において、	文書	
	(1) 原則として、保育所の経営を行うために直接必要なすべ			保育所を経営する事業以外の		
	ての物件について所有権を有しているか、又は国若しく			事業を含む当該主体の全体の		
	は地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けている			財務内容について、3 年以内		
	こと。ただし、「不動産の貸与を受けて保育所を設置す			に損失を計上している。		
	る場合の要件緩和について」(平成 16 年 5 月 24 日雇児発					
	第 0524002 号、社援発第 0524008 号) に定められた要件を					
	満たしている場合には、「必要な経済的基礎がある」と					
	取り扱って差し支えない。					
	(2) 保育所の年間事業費の 12 分の 1 以上に相当する資金を、					
	普通預金、当座預金等により有していること。					
	(3) 直近の会計年度において、保育所を経営する事業以外の					
	事業を含む当該主体の全体の財務内容について、3年以上					
	連続して損失を計上していないこと。					

項目	対 応 方 法	根 拠 法 令 等	留意事項	評価事項	
(2)不動産の貸与を受けて保育施設を設					
置する場合について	◇社会福祉法人以外の者が保育所を設置する場合には、当該保育	◇平成 12 年 3 月 30 日児発第 295 号		◇賃借料が、地域の水準に照	文書
◇不動産を貸与されて保育施設を設置す	所の用に供する土地又は建物については、国及び地方公共団体以	「保育所の設置認可等について」		らして適正な額以下でない。	
る場合の要件を満たしていますか。	外の者から貸与を受けていても差し支えありません。ただし、以	◇平成 16 年 5 月 24 日雇児発第			
	- 下の要件を満たしている必要があります。	0524002 号、社援発第 0524008 号「不		◇安定的に賃借料を支払い得	文書
	(1)貸与を受けている土地又は建物については、原則として、	動産の貸与を受けて保育所を設置す		る財源が確保されていない。	
	地上権又は賃借権を設定し、かつこれを登記しなければ	る場合の要件緩和について」			
	ならないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合な			◇安定的に賃借料を支払い得	文書
	どのように、安定的な事業の継続性の確保が図られると			る財源とは別に、当面の支払	
	判断できる場合には、地上権又は賃借権の登記を行わな			いに充てるための1年間の賃	
	いこととしても差し支えない。			借料に相当する額と 1,000 万	
	①建物の賃貸借期間が賃貸借契約において 10 年以上とさ			円(1年間の賃借料が1,000万	
	れている場合			円を超える場合には当該1年	
	②貸主が、地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人、又は、			間の賃借料相当額)を基本と	
	地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体			して、事業規模に応じ、当該	
	である場合			保育所が安定的に運営可能と	
	(2) 賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下であるこ			都道府県(指定都市・中核市を	
	٤.			含む。)が認めた額の合計額の	
	(3) 賃借料の財源について、安定的に賃借料を支払い得る財			資金を安全性がありかつ換金	
	源が確保されていること。また、これとは別に、当面の			性の高い形態(普通預金、定期	
	支払いに充てるための①1 年間の賃借料に相当する額と			預金、国債等)により保有して	
	②1,000 万円(1 年間の賃借料が 1,000 万円を超える場合			いない。	
	には当該1年間の賃借料相当額)を基本として、事業規模				
	に応じ、当該保育所が安定的に運営可能と都道府県(指定			◇賃借料及びその財源が収支	文書
	都市・中核市を含む。) が認めた額の合計額の資金を安全			予算書に適正に計上されてい	
	性がありかつ換金性の高い形態(普通預金、定期預金、国			ない。	
	債等)により保有していること。ただし、②で認めた額に				
	ついては、地上権・賃借権の登記、賃貸借契約期間の長				
	さ等施設使用の安定性の高さ、当該主体の総合的な財政				
	力の高さ、公的補助による継続的な賃借料補助、これま				
	での施設の経営・運営実績等過去の安定性の高さ等を勘				
	案し、賃貸施設であっても安定的に事業経営が認められ				
	る場合には、2分の1を目途とする範囲内で当該額を減額				
	して差し支えない。				
	(4) 賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されてい				
	ること。				